

# 平成28年度 公園緑地研究所調査研究報告

一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所



PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2016

PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE

## 隈研吾氏の

## 「庭の時代、コミュニケーションの時代」考

公園緑地研究所  
所長 進士 五十八

2015年報に、私は「緑とオープンスペース政策のニューステージ」を書いた。

このニューステージを私は、「成長ではなくて成熟」、「画一的、統一的ではなくて多様で自由」をキーワードとして書いたのだが、新国立競技場の設計者、ウッドファースト時代のオピニオンリーダーの建築家隈研吾氏からいただいたばかりの写真集『天上の庭 Celestial Garden』（企画撮影：二川幸夫、由夫、文：隈研吾、A.D.A Tokyo 2017.2 A3判 280頁）における隈研吾氏の論考を拝読して、氏の時代認識こそが私の言いたかったことをズバリ説明する直喩だと共感したので、そのことを標題として小文を記述しておきたい。

私の2015年報の主題は、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」（最終報告、国土交通省公園緑地・景観課、平成28年3月）で、公園行政は今や“守りの時代”から“攻めの時代”に向かって大きく舵をとるべきである点を何故強調せざるを得なかったかを説明することであった。そのために、メーカーの発想、公園管理者の発想を捨てて、ユーザー視点、公園をエンジョイしたい市民の発想に立つべき必要性を説明した。

それは、都市公園のストックが約13万haとある程度量的充足が完成しつつあるというタイミングもあるが、少子高齢化時代を生きる国民の変化、市民の生き方、くらし方の変化、公園の欲求、公園に求めるものの変容がかなり明快になりつつあるからでもある。それを前述したように“成熟”“多様で自由”の語で説明したが、もっと的確な説明を建築家の隈氏が表記のように表現してくれているように私には思えたのである。

氏は、多くの造園家らが“緑：生物的自然”を標榜するばかりで、人々の求めるココロ、そしてモノとコト、これからの社会のあるべき姿、空間や環境の在り様への考察を忘れてしまっていることにあたかも警鐘を打つかのように、現代社会と近未来社会の求めるものを実に端的に整理してくれている。

本文は、建築写真家として世界的に著名で「GA」を主宰してきた写真家二川幸夫氏の桂離宮、修学院離宮、京都御所、仙洞御所の4つの庭園と建築写真集の解説であるが、むしろ隈氏の論考そのものが光る。

隈氏の論考のタイトルは、ズバリ「庭の時代 The Era of the Garden」である。

二川幸夫の写真は、「御所や離宮を撮っているが、実は建築を撮っているのではなく、庭

を撮っているのだ」と隈氏は感じるという。

「建築を写している場合ですら、実は庭という全体性を撮っているのだということを強く感じた。本の全てから庭が流れ出してきた。」「何故そう感じたのだろうか。われわれが、建築の時代ではなく、庭の時代を生きているからである。……すぐれた写真家は、対象物の本質を把握するのに秀でている以前に、自分が生きる時代を正確に理解する能力を持っている。同じ一人の写真家が、同じ対象物を撮りながら、時代が変わると、まったく違う写真を撮ったりもする。」(傍点筆者)

私は、傍点部分を写真家のみならず建築家隈研吾も、それからすぐれた造園家にも共通するプロの本質というものだと考える。本文で隈氏は『桂離宮の写真家石本泰博の写真集』において丹下健三解説本と、23年後の磯崎新解説本を比較して、その時代性を考察している。

こうして、隈氏は気付く。「二川が撮りたかったのは、結局のところ“庭という一つの存在、ひとつの形式”なのだ。」

隈氏は、対象に関しても、桂の八条宮や修学院の後水尾上皇の時代とお二人が表現したかったことを論じている。後水尾上皇の時代を隈氏はこう捉える。

「江戸初期、戦いと拡張の時代に対して、急激なブレーキがかかり、成熟と低成長の時代、モノの時代から庭の時代への転換であった。」また「江戸という新興の場所との緊張関係をバネに、寛永期の京都は王朝文化ルネサンスで瞬時、輝いたのが後水尾上皇の庭の時代だと、隈氏は考え、後水尾がいなければ日本の庭はずっと寂しいものであったろう」という。

隈氏の歴史観では、「モノの時代、拡張の時代のあとに、静かで後ろ向きな庭の時代がやってくる。」それは何故かという「モノはすぐ飽きてしまうが、庭はなかなか飽きることがない」からだというのだ。正にその通りだと思う。

後ろ向きかどうかは別だが、庭には絶えず変化して飽きることの無いという強味が確かにある。そのことは、造園家なら誰でも知っている。こうして、私自身、これまで強調してきたことだし、回遊式庭園を例に造園界では常識になっていることだが、隈氏の見解の核心の一文が以下のように述べられる。

「モノの時代は建設と消費の時代であり、庭の時代は社交とコミュニティの時代である。後水尾らは、社交の場所としてこれらの庭をつくった。戦乱が終わって社交の時代、コミュニケーションの時代が始まったのだ。社交は建築以上に、庭の中で行われている。庭を歩き回りながら、人と人は距離と居場所を調整し、微妙な人間関係がデザインされ、構築されてゆく。」(傍点筆者)

元来、庭とは、洋の東西を問わず歴史的にそのような場所であったことは誰もが認めるだろう。

そのことを一步すすめて隈氏の考察がつづく。「建築を誇ることは、浅ましく、はしたなく、社会の礼儀に反した。建築的であることは成金的であり反社会的であった。一方それとなく庭を誇ることは社交の礼儀にもかなっていた。」とさえいう。そして三島由紀夫の『終

わらない庭』(淡交社, 2007) を引用して、「庭が一種の富の偽装であり、隠蔽である。」という特質をさえ指摘している。

造園学教育の入口で、多くのひとは、「建築式」と「風景式」という庭園様式の対比、直線と曲線の対比、シンメトリーとバランスの対比、近年ではアーティフィシヤルとナチュラル、インオーガニックとオーガニック、またエコノミカルとエコロジカルとの対比など、「建築 (architecture)」と「造園 (landscape architecture)」の表面的対置法ばかりの説明を納得してきたのではなかろうか。

強烈な図景であり点景としての「モノとしての建築」に対し、地景・背景として「ココロで感じる大地の風景造園」の特質を、的確に理解したうえで「庭の時代の招来」を示唆された建築家隈研吾氏の見識に、私は、率直に頭を下げたいと思う。

近年まちづくり計画などでもごく普通に「ランドスケープ」という言葉使いがなされている。しかし多くは「外構デザイン」であったり「建物敷地の緑化」でしかない。そんななか、庭という空間の本質と時代が要請するランドスケープとオープンスペースの価値を真正面から評価した上での言い方は決して多くない。

私が、「成長の時代から成熟の時代へ」と時代の変化を説明し、“成熟の時代”では、社交・コミュニケーション——人間同士の交流対流、或いはまた都市と農村、異文化間の交流、国際間の地域共生の重要性を強調、そのとき公園緑地やローカルカラー満載の地域景観、文化的景観の社会的価値が注目されるはずだとしたのとまったく軌を一にした見解を建築家隈研吾氏は示唆された。

時代は、ファーストからスローへ、都市から農へ、中央から地方へ、ハードからソフトへ、モノから風景へと着実に歩みは始めている。

それだけではない。前出の論考で、隈氏は「庭・土地・ランドスケープ」を創るひとの努力を認め、建築以上に庭の質を持続するための努力の大きさにまで言及している。

たとえば「庭をつくった当事者は、庭を訪れる人々を飽きさせず、退屈させないために並大抵でない努力と挑戦を重ねた。庭は建築以上に人々が訪れるものだから、庭は建築以上に開かれたものだった。開かれたものに課せられた緊張と努力は大変なものだった。」といったことを、そしてさらにオープンランド(土地・自然)や庭の意義を、イングランドのエンクロージャーにたとえて強調されている。

「庭とは絶えず、自然以上のものである。」

「モノの消費に飽きた人間のための社交空間を庭と呼んだのである。土地というものが、モノとは比較にならない価値を発見した狡猾な人間のためのエンクロージャーであり、擬装であった。」(傍点筆者)

上記引用で、これは庭園であれ公園であれ人間の手が加わったランドスケープイング エリアというものは、ワイルドな自然とはちがって“人間のための社交空間”すなわち人間が安心して楽しめる二次自然である点で有効なことを見出しているとも言える。

いま世界は、エコロジーの時代で「庭的空間(公園的空間、と言い換えてもよい)」も「自

然環境（自然）」も同等、等質と認識されて、“公園緑地や庭園”といった特定の空間そのものは埋没した感も否めないが、ここで明らかに人と人がコミュニケーションできる社会的空間、人と人が交流できる“庭的空間”に特別の評価を与えようとの隈氏の認識を大いに是としたい。

多くの自治体などにおける公園・緑行政関係は、“ミドリ”の一言で、庭園・公園・緑地・自然環境の保全・自然保護・生物多様性を、全く同じモノとしてしか理解できていないことによる市民や自然保護活動家らへの行政対応の混乱が見受けられる。

その点、庭：にわ——社会的空間としての造園空間が要請されつつある 21 世紀：庭の時代——という発見は、これからの我々に大いに力となるだろう。

全国各地の公園や散在する史的庭園遺産などの保存活用やそれらのネットワーク化によって、内外からのビジターまたは住民自身のための「観光」（国の光を観る）機会の増強、域内市民同士の心豊かなコミュニケーション、或いは市民各自にとっての晴れの舞台としての社会的空間を保存・復元・創出したいものである。

明治期の公園風景の多くが、いかに多くの絵ハガキに登場してきたことか。そのことを今一度、現代公園行政マンには、想起してほしいと思う。

## 目 次

隈研吾氏の「庭の時代、コミュニケーションの時代」考 公園緑地研究所所長 進士 五十八	1
I. 支援事業	
01. 東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」 伊藤 すみれ	9
II. 自主研究	
01. 平成 28 年熊本地震における公園利用 唐澤 千寿穂	19
02. 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究 唐澤 千寿穂	25
03. 中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究 金成 太郎	31
04. 「都市公園等の整備・管理運営に関する取り組み」に関するアンケート調査 金成 太郎	40
05. 公園緑地整備・管理事例の収集 唐澤 千寿穂	45
06. 都市公園におけるトイレのあり方に関する調査研究 小林 恭子	53
07. 海外事例調査（台湾） 森田 敬基	59
III. 管理運営に関する事業	
01. POSA システム(クラウド型 公園管理情報マネジメントシステム) 関 哲哉	69
IV. 情報の発信	
01. 「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり」の改訂 小林 恭子	77
02. 平成 28 年度 講習会総括 多田 啓哉	81

## V. OPINIONS ～研究顧問の意見～

＝海外新情報：ドイツは着々と＝	89
日本大学 名誉教授 勝野 武彦	
3つの多世代への期待	90
早稲田大学大学院創造理工学研究科 教授 後藤 春彦	
台湾における休閒農業・休閒農場	91
日本大学生物資源科学部特任教授 島田 正文	
目標を与えられた樹々たち	92
琉球大学 名誉教授 高良 倉吉	
世界の人と人を繋げた故上杉武夫先生	93
兵庫県立大学 名誉教授 中瀬 勲	
新しい公園緑地像の提案	94
宮城大学事業構想学部 教授 舟引 敏明	
公園管理におけるリスクマネジメント	95
跡見学園女子大学 非常勤講師 宮地 克昌	
VI. 資料	
一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問名簿	99

## I. 支援事業

## ■支援事業 I-01

## 東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」

総務部 総務経理課：伊藤 すみれ

## 1. はじめに

平成23年10月に設立した東日本大震災「花とみどりの復興支援ネットワーク」は、（一社）日本公園緑地協会、（一財）日本花普及センター、（公財）日本花の会の3社が事務局となり、花とみどりの有する「心のやすらぎやうるおい」などの効用を被災地の皆様にお届けするため、41団体の花とみどりに関係する公益法人等や業界関係者（※後述）が連携し、支援活動を行ってきた。ネットワークでは、平成28年9月よりネットワークの名称を東日本大震災・熊本地震「花とみどりの復興支援ネットワーク」と変更し、今後は平成28年4月14日以降に相次いで発生し甚大なる被害をもたらした熊本地震の被災地域へも、活動を広げていく予定である。

## 2. 活動内容

設立以降、各登録団体が被災地に対し、いこいの広場や花壇等の提供、教育施設・福祉施設・仮設住宅等での寄せ植え教室や花育活動、苗木や樹木の寄贈・植栽、屋敷林再生の援助など、個々の団体の強みや特徴を生かした支援を行ってきた。

また、事務局ではネットワークのホームページを作成し、支援者向けの被災地情報の提供と、復興支援活動の内容について公開している。

## 3. 「花とみどりの復興支援ネットワーク基金」について

表1 基金への寄付協力団体・個人一覧（累計）

寄附者	入金額
(一財) 公園財団	40,000
(一社) 日本公園緑地協会	6,527,761
(一社) 日本造園建設業協会	4,800,000
(一財) 日本造園修景協会	150,000
(一財) 日本造園修景協会 広島支部	150,000
泉大津花市場祭り実行委員会	80,000
英国王立園芸協会日本支部	287,670
花き流通情報連絡協議会	326,594
(株) サカタのタネ	3,280,098
(株) 村山電機商会	50,000
三重県花商組合連合会	150,000
(公財) 国際花と緑の博覧会記念協会	440,275
(一社) フラワースサイエティ	
(一社) 日本花き卸売市場協会	100,000
T&Y ガーデン	343,000
長野県遊戯業協同組合	695,252
新潟市役所	191,937
花フェスタ旭川実行委員会	59,000
神奈川県立都市公園 利用者一同	435,760
フラワーフェスティバル IN 近畿実行委員会	329,253
J A あいち知多	207,729
愛知名港花き卸事業協同組合	25,026
食肉・花き市場まつり実行委員会	86,285
西日本花き(株)	216,434
フラワー10Days in 大阪実行委員会	2,711
(一社) プリザーブドフラワー全国協議会	20,000
(一社) 日本ハンギングバスケット協会	73,471
その他の団体(14団体)	408,273
個人(6名)	267,900
合計 【平成29年4月8日現在】	19,744,429

表2 主な助成金支援団体（累計）

支援先	支援金額
(一社)日本造園建設業協会岩手県支部 陸前高田市の「希望の松」の保護活動	2,000,000
(一社)日本造園建設業協会福島県支部 飯館村の仮設小学校・幼稚園の花壇等の緑化	1,500,000
(一社)日本造園建設業協会宮城県支部 仙台市の仮設住宅に花壇やパーゴラ等を整備	1,300,000
女川桜守りの会 女川町の仮設住宅・店舗周辺等に桜を植栽、管理	412,000
希望の花いわて3.11プロジェクト 陸前高田フラワーロード花壇整備、大船渡保育園花育活動等	1,760,000
桜 on 三陸プロジェクト 牡鹿町大谷川地区の桜の植樹	168,909
NPO 法人 地域の芽生え21 多賀城駐屯地、七里ガ浜和光幼稚園等へ桜の植樹等	347,500
花と緑の力で3.11プロジェクトみやぎ委員会 仮設住宅、公園等への花壇設置や居久根復元プロジェクト	5,199,500
花の力プロジェクト 陸前高田市民とボランティアによるオープンガーデン再生事業	1,100,000
ふくしま希望の種プロジェクト 障がい者の方と寄植、駅前通り植栽、寄植教室の開催	350,000
宮古中央通りに緑を復活させる会 宮古市中央通の花かおる散策路の復興整備	750,000
東日本に花を咲かせ隊 (公園管理運営士会)	393,890
国営公園から提供を受けた球根を採取し養生・選別のうえ被災地に送付し、現地での植栽指導・補助等	100,000
NPO 法人 社叢学会 岩手県山田町の大杉神社再建地にオオヤマザクラを地元住民と一緒に祈念植樹	100,000
NPO 法人 勿来まちづくりサポートセンター 福島県いわき市勿来地区に建設予定の防災緑地植栽用の苗木とドングリの採取・育苗等	399,860
ふくしまONE LEAF 福島県での個人邸宅オープンガーデン、仮設住宅休憩所や高齢者施設の花壇作り、寄植教室の開催	400,000
ふくしま園芸療法研究会 障がい者福祉施設で花壇管理と箱庭教室、三春町仮設住宅でフラワーアレンジメントと箱庭教室等	117,329

日本ハンギングバスケット協会（福島支部） 仮設住宅集会所、福島県在住の子供達への花育活動	420,000
NPO 法人 GreenFields 陸前高田市フラワーロード植栽、小槌仮設団地でワークショップ等	900,000
NPO 法人冒険遊び場-せんだい・みやぎネットワーク 被災公園のシンボルツリーの延命措置および枯損木のモニュメント再生	239,872
合計【平成29年4月8日現在】	17,858,860

ネットワーク事務局では、現地で支援を行っている団体に対し助成を行なうため「花とみどりの復興支援ネットワーク基金」を設立し、関係団体、企業、一般の方などへ広く支援を呼びかけている。基金設立以降、現在までに累計1974万4429円という多額のご寄付をいただいております（表1）、助成申請を受けた被災地の団体及び支援団体へ助成金として順次お届けしている（表2）。

各所へお届けした助成金は被災地での多様な活動に役立てられており、また、多くの団体が一回限りの活動ではなく、継続して活動している。

#### 4. 平成28年度の支援活動

平成28年度に、基金からの助成金による支援を行った主な活動を紹介する。

##### (1) 特定非営利活動法人

###### 冒険あそび場

###### -せんだい・みやぎネットワーク

津波により大被害を受けた海岸公園冒険広場（仙台市若林区）にて、衰弱の見られる被災公園シンボルツリーの延命措置及び枯損木のモニュメントとしての再生を行っている。

##### 1) シンボルツリーの松の診断

2015年9月、宮城県樹木医会に依頼し、海岸公園冒険広場の入口周辺のシンボルとなる松の診断を行った。



写真-1 樹木医による樹木診断の様子

## 2) シンボルツリーの延命措置

2016年4月、樹木延命処置として、（特非）樹木いきいきプロジェクトに依頼し、樹勢の衰えた松の根へ菌根菌の塗布を行った。



写真-2 松の根への菌根菌塗布

## 3) 枯損木のモニュメントとしての再生

海岸公園冒険広場（若林区井土地区）の隣の松林は、3月11日の大津波でも奇跡的に流されなかったが、長期の滞水ほか環境変化に耐えられず、その後枯れてしまった。

震災前・被災直後を生き抜いた松の記憶を留めたいと願い、阿部忠彦氏（仙台市宮城野区）にチェーンソー加工を依頼し、農業園芸センターの協力のもと、枯死した松を利用したモニュメントを作成することになった。2017年3月より作成しているふくろうのモニュメントは、花のプランターを置く台として、完成後しばらくの間、農業園芸センターに設置する予定である。



写真-3 海岸公園冒険広場より撮影した震災前の松林



写真-4 海岸公園冒険広場より撮影した震災後の松林



写真-5 作成途中のふくろうのモニュメント



写真-6 台部分に花のプランターを設置予定

## (2) 東日本に花を咲かせ隊

国営公園でのチューリップ、ムスカリ等の球根掘り上げ作業に協力し、増えた球根（球根の子球）の余剰分を譲り受け被災地に届けて植栽支援を行っている。

### 1) 球根の掘り取り

第1回掘り取りは、平成28年6月、国営

昭和記念公園にて、チューリップ 2,000 球、ムスカリ 2,000 球を東日本に花を咲かせ隊員、保育園児、来園者及び一般市民等、延 224 人により掘り上げた。



写真-7 昭和記念公園・掘り取りの説明の様子

第 2 回掘り取りは、平成 28 年 6 月 11 日から 12 日にかけて、国営滝野すずらん公園にて、チューリップ 8,000 球を市民、企業応援隊、公園管理運営士会北海道支部会員等、延 1,851 人により掘り上げた。



写真-8 滝野すずらん公園・掘り取り

## 2) 配送、ふるい分け

同年 9 月、滝野すずらん公園で掘り上げ、乾燥させた球根の選り分け作業と配送を行った。8,000 球の内、選り分け作業の過程で腐敗や傷物等不適切な球根を除いた 7,500 球を被災地に配送した。

また、11 月には昭和記念公園で掘り上げ乾燥させた球根、チューリップ 15,000 球、ムスカリ 14,000 球についても選り分けを行い、不適切な球根約 8,000 球を除く、チューリップ 11,000 球、ムスカリ 10,000 球を配送した。

今年度の配送先は、岩手県と宮城県の 10

箇所となった。



写真-9 球根の振り分け作業



写真-10 選り分け後の球根

## 3) 植え付けの支援

11 月 19 日、陸前高田市の「キャピタルホテル 1000」前広場、ホテル休憩施設、「奇跡の一本松・慰霊碑」広場にて、隊員が植え付けの指導を行いながら地域の方と一緒に植え付けをした。当日は、今にも雨が落ちてきそうな空模様であったが、早朝から作業に取り掛かり、地元住民、地元隊員など多くの方のご協力により、午後からの本格的な降雨前に終了した。



写真-11 キャピタルホテル 1000 前広場・植え付け作業



写真-12 キャピタルホテル 1000 前広場・植え付け後

「奇跡の一本松・慰霊碑」広場では、平成25年に贈ったプランターの植え付け確認を行い、今年はチューリップを植えた。冬季は花が咲かないので、上部にはパンジーを植えている。



写真-13 奇跡の一本松慰霊碑前広場・植え付け確認



写真-14 奇跡の一本松慰霊碑前広場・プランター

### (3) 日本ハンギングバスケット協会 福島支部

福島県郡山市を中心に、花育活動として子供たちを対象とした寄せ植え教室や仮設住宅集会所の花壇づくりを行っている。

#### 1) 幼稚園での寄せ植え教室（郡山市田村町）

平成28年11月14日、田村町つつみ幼稚園にて、年長児49名を対象とした大規模な花育活動を行った。当日は天候が良かったため、園庭にブルーシートを敷き、園長先生の挨拶、花育スタッフの自己紹介などをしながら寄せ植え教室をスタートした。

植え付けるパンジーの花苗や、チューリップ、クロッカスの説明をしてから実際にスタッフが植え方を説明し、子供たちも同時進行で植え付けた。土の入る高さを説明するのが難しかったため、予め準備段階で鉢底石をネットに入れたものを準備し、プランターの内側にマジックで印をつけておいたので、土入れはスムーズに行うことができた。

ポットから苗を取り出す説明や、根鉢の肩の部分まで土を平らに入れる説明など、大人には簡単に伝わるのが子供に伝えるとなると分かりやすい言葉に言い換える必要があり、難しかった。また、人数が多く屋外で活動したため、子供たち全員に伝わるように大きな声話す、飽きないように話すなどの工夫が必要であった。

子供たちにはパンジーを1人3株、チューリップとクロッカスを3球ずつ、好きな色を自由に選ばせた。みんな好きな色の花を植えて大変楽しそうだった。球根にも興味を持ち、「玉ねぎに似ている」などの発見もあった。



写真-15 子どもたちとの寄せ植えの様子

大規模な花育活動であったが、幼稚園の園長先生や担任の先生方からは、「幼稚園や家庭ではなかなかできない体験を専門家の方の指導の下でできたのは素晴らしい。子どもたちの顔がいつもよりいきいきしていた。来年も是非お願いしたい」と大変喜んでいただいた。



写真-16 完成した鉢植えを前に集合写真

## 2) 親子寄せ植え教室 (郡山市麓山)

平成 28 年 11 月 19 日、郡山市麓山にある 21 世紀記念公園麓山の杜 とんがりふれあい館体験学習教室にて、親子寄せ植え教室を開催した。講師 2 名に対し、参加者は 20 名であった。球根や花は、チューリップやパンジーなどの秋植えのものを使用し、春まで楽しめる寄せ植えにした。

子どもたちの参加者は、幼稚園児から小学 6 年生までと年齢幅があったため、作業する机の高さやなど工夫が必要だと感じた。幼稚園児には講師が 1 人ついて一緒に植え込みをした。小学生はある程度自分で植え付けができたが、土の入る高さなどはまちまちだったので講師が確認をした。

親子での参加だったので思ったよりスムーズに進み、お母さん方からも植え方や育て方について熱心に質問があった。球根や草花とどちらも一緒に植え方が教えられるのに加え、咲いたときに豪華に見えるため、大変好評であった。



写真-17 寄せ植え教室後、親子で集合写真

## (4) ふくしま ONE LEAF

郡山南一丁目応急仮設住宅の各所において、オープンガーデンの開催や花壇作り、寄せ植え教室などを行った。

### 1) オープンガーデンの開催

平成 28 年 5 月、昨年と同様 2 日間の開催とし、2 庭だけのオープンとなったが、来場者数は昨年と大きく変わらなかったため、リピーターの方が多く定着したという印象を持った。今後はリピーターだけでなく、来場者開拓の方法を探り、花や園芸が身近なものになるよう普及していきたいと思っている。

パンフレットは外部発注で 300 部用意したが、そのほとんどがなくなった。パンフレットは外部発注の方が安くなるので、今後は外部発注していくことにした。

今年もワークショップの同時開催は人員的に厳しく見送ったが、代わりに小さなマルシェを開いた。ワークショップも工夫してなんらかの方法で行いたいと計画している。今後も文化活動として、また園芸普及活動として続けていきたいと思っている。



写真-18 オープンガーデン、マルシェの様子

## 2) 寄せ植え制作

仮設住宅の高齢者サポート拠点である「あさかの杜ゆふね」の玄関前に寄せ植えを制作した。今年はスタートが遅かったのですが、夏・秋・冬の3回行った。

冬はハンギングバスケット協会が寄せ植えをしてくれたので、こちらは前年に植え付けてあったコニファーへのクリスマス装飾を施した。



写真-19 高齢者サポート施設玄関の寄せ植え



写真-20 寄せ植え



写真-21 クリスマス寄せ植え

## 3) 花壇作り

仮設住宅奥の憩いの場に設置した花壇に、夏と秋の2回植栽、メンテナンスをし、植え付け前には馬糞堆肥等を入れて土壌改良を行った。

夏は炎天下の作業中に仮設住民の方が暑いだらうと簡易テントを張り、飲み物を差し入れてくださった。長い間関わっているためかもしれない、と大変嬉しかった。秋も昨年と同じような植栽とした。

平成29年3月末の仮設住宅の閉鎖に伴い花壇も撤収で、3月29日に全ての植物を鉢やプランターに移植した。植物も土も全て川内村と富岡町へ行くことになった。



写真-22 夏場の作業の様子



写真-23 冬場も色鮮やかな花壇



写真-24 花壇撤収のため移植された草花

## 4) 寄せ植え教室

8月に仮設住宅の高齢者サポート施設にて寄せ植え教室を開催した。暑い時期なので見ても涼やかな苔玉作りをしていただいた。ランセイという草の種類でくるくるとしたラインが珍しく好評だった。

ケト土をこねて泥遊びの要素もありながらの作業は、おしゃべりも弾み楽しいものとなった。「あれもできるね…」などと、今後も作りたような発言もあり、苔玉は仮設住宅のような限られた場所で楽しめるので良いと感じた。



写真-25

見た目も涼しげな苔玉の寄せ植え

## 5) アレンジメント教室

11月に仮設住宅高齢者サポート施設にてアレンジメント教室を開催した。例年は生花で作成していたが、今年は毎年使えるアーティフィシアルフラワー(高級造花)でクリスマスリースにした。グルーポットを使い思い思いにお花を貼る作業は、ワイヤー等で留め付ける細かい作業がないため、高齢者が多い場合に有効だと思った。

キラキラしたものが家があると気分が向上すると選んだ材料だったが、色が優しくクリスマスが終わっても使えると好評だった。



写真-26 作品を手に集合写真



写真-27

毎年使えるよう高級造花で作成したクリスマスリース

## 5. おわりに

東日本大震災から6年が経過し、仮設住宅から災害公営住宅への移転も本格的に進みはじめた。花やみどりによる支援は、このような新しいコミュニティや生活環境の変化に対応される方々への心のケアとしても、お役立ちできるのではと考えている。

今後ネットワークでは、東日本大震災被災地域に加えて、平成28年4月に発生し未曾有の被害をもたらした熊本地震被災地域へも支援の輪を広げる予定である。熊本では、確実に回復が進んでいる地域がある一方、被

害の大きかった地域の復旧・復興は始まったばかりであり、多くの方が仮設住宅などでの生活を余儀なくされている。

花とみどりの有する効用を、被災地の皆様にお届けし、わずかな時間でも心を安らげていただけますよう、引き続き皆様の暖かいご支援・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

### 【支援団体について】

#### 「花とみどりの復興支援ネットワーク」

##### 支援参加団体(現在41団体) ※順不同

(一財)大阪府公園協会、(一財)沖縄美ら島財団、(公財)神奈川県公園協会、(一財)公園財団、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会、(公財)神戸市公園緑化協会、(公財)都市緑化機構、(一社)日本植木協会、(一社)日本運動施設建設業協会、(公社)日本家庭園芸普及協会、(一社)日本公園施設業協会、(一社)日本公園緑地協会、(一社)日本造園建設業協会、(一社)日本造園組合連合会、(一財)日本造園修景協会、(公財)日本花の会、(一財)日本緑化センター、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会、(公財)東京都公園協会、(公財)名古屋市みどりの協会、(公財)新潟県都市緑花センター、(公財)兵庫県園芸・公園協会、阪神造園建設業協同組合、(公社)園芸文化協会、(一社)全国花卸協会、(一社)日本インドア・グリーン協会、(一社)日本花き卸売市場協会、(一社)日本花き生産協会、(一社)日本生花商協会、(一社)JFTD、(一財)日本花普及センター、(一社)日本フローラルマーケティング協会、(一社)花の応援団、(一社)フラワーソサイエティー、(一社)プリザーブドフラワー全国協議会、全国花育活動推進協議会、日本ハンキングバスケット協会、(株)イーフローラ、(株)サカタのタネ、(株)日比谷花壇、西多摩緊急災害協力会

### 【事務局・お問い合わせ先】

- ・造園業界関係者窓口：
  - (一社)日本公園緑地協会 03-5833-8551
- ・花卉業界関係者窓口：
  - (一財)日本花普及センター 03-3664-8739
  - (公財)日本花の会 03-3584-6531

## II. 自主研究

## ■ 自主研究 II-01

## 平成 28 年熊本地震における公園利用

事業部事業課長：唐澤 千寿穂

## 1. 平成28年熊本地震の被災状況

平成29年4月25日現在、熊本県内での人的被害は死者225人、重軽傷者2,691人である。住家については、前震での被害は軽微であったものの、本震で全壊に至ったという事例が多く、また、木造建物のほか旧耐震基準のRC造建物にも多くの被害が出た。中には地方公共団体の庁舎や指定避難場所が使用不能となったところもあった。

このほか、阿蘇地方では大規模な土石流や地すべりが多数発生し、長さ205mの国道57号阿蘇大橋が落橋する事態となった。

表 1 熊本県内の被害状況

被害の内容		件数等
人的被害	死者	225人
	重軽傷者	2,691人
住家被害	189,979人	
	全壊	8,645人
	半壊	33,730人
	一部損壊	147,604人

資料：平成29年4月25日17時00分現在  
熊本県危機管理防災課発表

## (1) 平成 28 年熊本地震の概要

## 前震日時

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分

震度：7 地震の規模：M6.5

## 本震日時

平成 28 年 4 月 16 日 01 時 25 分

震度：7 地震の規模：M7.3

## 範囲

熊本県から大分県までの広い範囲に震央が分布

## 特長

- ・わが国で過去に3回しか記録されていない「震度7」が2回続けて発生した。

・前震から1.5日の間に、「震度6以上が7回も発生した。

・地震回数が極めて多く、M3.5以上を観測した回数は内陸・沿岸型地震では近年最多である。

## 2. 公園の被害状況

県内の都市公園の被害状況を熊本県が取りまとめた試算では、県内全体での都市公園の被害は98箇所、被害額は293億円に及んだ。(平成28年6月1日現在)

表 2 都市公園の被害状況

	箇所数	被害額
熊本県管理分	4箇所	24億円
市町村管理分	94箇所	268億円
合計	98箇所	293億円

「公共土木施設の被害状況について(速報版)」

熊本県

その後の災害査定の結果では、県内全体での都市公園は38箇所、金額は67億99百万円となった。(平成28年12月28日発表)

表 3 公共土木施設災害査定結果一覧

	箇所数	被害額
熊本県管理分	4箇所	1,144百万円
市町村管理分	34箇所	5,655百万円
合計	38箇所	6,799百万円

「公共土木施設災害査定結果」

熊本県

県内の都市公園で特に被害が目立った公園は、国の文化財に指定されている石垣や建物が多数崩壊した熊本城公園、全天候型グラウンドの天井材が落下するなどした熊本県民総合運動公園、広い範囲で液状化が発生した水

前寺江津湖公園などがあげられる。

### 3. 熊本市内等の都市公園等利用実態調査

公園の被害状況を調査するため、第1次調査を平成28年4月16日（土）、第2次調査を平成28年4月20日（水）～22日（金）、第3次調査を平成28年5月19日（木）～21日（土）に行った。

調査実施公園は、熊本市内と益城町、合志市など1次2次延べ73公園、3次は28公園であった。

#### （1）第1次調査の概要

熊本市で避難所として記載された都市公園（7公園）のうち5公園と、その周辺で調査可能な都市公園を適宜対象として合計35公園で調査を行なった。

なお、避難所として記載されていた東区・合歓の平公園、錦ヶ丘公園は、時間の関係で調査できなかった。

#### （2）第2次調査の概要

第1次調査では行くことができなかった熊本市東区、南区、益城町の公園を調査対象に加えた。

熊本市については、市が備蓄倉庫を設置している公園、一時避難場所に指定している公園を中心に、その周辺で調査可能な都市公園を適宜対象とし合計44公園で調査を行なった。

#### （3）第3次調査の概要

第1次、2次調査では行くことができなかった区域の公園を対象として、被害の概観を記録した。

熊本市が備蓄倉庫を設置している10公園と熊本市HP「熊本地震に関する避難所、ごみの情報（平成28年5月16日16時55分更新）」に避難所として記載のあった2公園、報道等により避難所、仮設住宅建設などに用

いられているとの情報があった公園、グラウンドを調査した。

その他、上記調査対象公園周辺で調査可能な都市公園を適宜対象として実施し、合計28公園で調査を行った。

### 4. 公園施設の被害状況

#### （1）熊本城公園（国特別史跡熊本城跡）

石垣は、崩壊した箇所だけで50箇所以上、ズレやふくらみが出た危険箇所も多数あり全体の3割で積み直しが必要であった。城内の場所を問わず崩れており、虎口や門など城郭特有の通路を塞ぐように崩れている箇所もあった。外周部付近では、道路や民有地に向かって落ちているところもあり、応急対策が実施されていた。

重要文化財に指定されている建造物は、倒壊等の被害が大きく基礎となる石垣ごと崩落している建物もあり、今後修復等の取扱いにおいては技術的な課題になると思われる。



写真1 本丸西側頬当御門周辺



写真2 宇土櫓



写真3 北十八間櫓

復元建物の被害は、昭和35年築の天守閣はじめ大きな被害を受けた。比較的近年に「熊本城復元整備計画」に基づいて復元された櫓等の建物にも被害が出ている。

その他、長局櫓前、本丸北側付近、二の丸広場東側などでは、崩壊までは至らない石垣の歪みや崩れ、それらの上部での地割れや陥没等も多く見られた。



写真4 天守閣



写真5 飯田丸五階櫓

(2) 水前寺江津湖公園、水前寺成趣園

湧水、川、池を生かした熊本市内を代表する公園である。園路舗装、公園橋、地下の水道管などに被害が見られた。水際部で地割

れ・沈下が発生しており、これまでに無かった場所から湧水があった。

有料の回遊式庭園の水前寺成趣園では、湧水で普段は満たされている池の大半において、池底が見えるほどに水が枯れていた。



写真6 水道管の損傷



写真7 園路の地割れ



写真8 水際部の地割れ沈下



写真9 広場からの湧水



写真10 平常時（水前寺成趣園）



写真11 湧き水の枯渇（水前寺成趣園）

### （3）その他の公園

その他主な調査対象とした熊本市内の住区基幹公園では、園路舗装の地割れなど、比較的軽微な被害が多く見られた。

また、東屋、便所などの被害が数箇所を確認され、隣接住宅などからの擁壁や塀の崩れ込み、落下物などが多かった。

写真12 北区武蔵東公園  
木造東屋の倒壊

益城町では、多くの公園で地割れ、地盤沈下、液状化などの被害を確認した。

建物が倒壊にまで至ってる例は多くなかつ

たが、屋根や壁に被害が出て、応急危険度判定で「赤」になっている建物は散見された。避難や救援の拠点となるべき\*公園内の「老人憩いの家」にも被害が出ているところが多かった。（\*避難所の指定はない）



写真13 益城町惣領竹之下公園敷地の地割れ一部倒壊

## 5. 公園の利用状況

第1次調査（直後から緊急段階）では、強い揺れ、余震が続いたため、「とにかく建物から離れたい」という避難者が多数いた。

第2次調査（緊急から応急段階）では、学校を中心に避難所、支援拠点が開設されているが、公園が拠点となっている様子はあまり見られず、車中泊や車の置き場所として利用されていた。公園に避難していても車で出入りをするため、避難場所としてのまとまりが感じられなかった。

防災施設のうち、よく使われているのは備蓄倉庫や耐震性貯水槽で、かまどベンチやマンホールトイレ、非常用電源はあまり使われていなかった。

熊本市の公園には集会所（老人憩いの家等）が整備されているが、利用状況にはバラツキが見られた。

第3次調査（復旧・復興の段階）を5月19日～21日で実施した。熊本市内では公園を使った避難所は解消されつつあったが、一部の公園では車両やテントでの避難が見られた。その他第1～2次調査で車両やテント避

難が見られた数箇所の公園では、すでに避難者は滞在していなかった。益城町、御船町では町の中心にある公園が避難場所として使われており、特に益城町総合運動公園では、避難の長期化に向けて避難所を少しでも快適にするための対策工事等が始まっていた。

### (1) 本震朝（4月16日）の緊急避難状況

わずかな手荷物だけを持ち「とにかく広い屋外へ」と避難してきた様子で、ベンチや芝生に座り込んで休む人が100名以上いた。また、公園外周の道路には車両避難している人も多数みられた。



写真14 中央区：白川公園の避難の状況

テントやタープを使っている人は少なく、段ボールやレジャーシート、ブルーシートなどありあわせのもので居場所を作っている人が多かった。



写真15 中央区：西岸寺公園



写真16 中央区：井手の口公園

今回の地震の特長とも言える車両避難、車中避難は、近隣以上の規模の公園のほか、規模の小さな街区公園でも数多く見られた。ただし、全く見られない公園もあり、これは周辺の被害状況、他のオープンスペースの状況、公園の車止めの管理などが複合要因となっていると考えられる。



写真17 中央区：瀬口公園

### (3) 本震後の公園利用

#### 救援活動の場として

備蓄倉庫をもつ公園では、地域のボランティアらによる炊き出し、給水などが実施された。

#### 公園内集会施設等の活用

公園内の老人憩いの家等の集会所は、避難所として多くが使われていた。

#### 震災ごみの仮置き場として

被災した住宅の片づけで発生する震災ごみの仮置き場とされていた。発災から数日後にはゴミの回収が行われていた。

#### 生活支援の場として

上水道が停まっても下水道は流れていたため、公園のトイレに井戸水や雨水を集めて利用していた。また、近隣住民が自主的に運営

する支援拠点が開かれていた。市の中心部では広域から集まるボランティアセンターの集合場所や登録場所として使われていた。

## 6. 公園愛護会・自治会へのヒアリング調査

平成28年8月に、熊本市内の住区基幹公園等33公園の愛護会長らを対象に、「熊本地震都市公園利用実態共同調査」【調査参加団体：熊本市、熊本市都市政策研究所、(一財)公園財団、国土交通省国土技術政策総合研究所、大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会、(一社)日本公園緑地協会、(公財)都市緑化機構、大阪府立大学、九州大学、滋賀県立大学(順不同)】としてヒアリングを実施した。

### (1) 調査結果(抜粋)

- ・公園内の広場やオープンスペースは、すべての公園で利用されていた。
- ・駐車場としての利用が多かったが、30台以上のまとまったスペースを必要とするものが多かった。また前震時に車止めを外した公園のほとんどが、自治会長など地元の住民であり、鍵の管理など日常的に地域へ委任や協力を依頼していたため、迅速な公園利用に繋がったと考えられる。
- ・集会所等の利用では、高齢者や子どもなどの夜間の避難に役立った、日常的な活動があったので避難活動が円滑に進んだ、非常時における施設管理の責任が不明確、といった意見があった。
- ・問題があったこととして、トイレや給水施設等の不具合・必要性、避難時の雨・寒さ対策の必要性、トイレ利用のマナーやルール、車両避難の長期化、などが挙げられた。
- ・今後公園利用による災害対応の機能を高めるための留意点として、組織体制の強化、地域コミュニティの構築、マニュアル・ルール作り、日常管理、防災訓練の改善、防災意識の向上、行政との連携・役割分担の明確化・関係構築、などが挙げられた。

## 7. まとめと今後の課題

熊本地震では、車両避難が多く以下のような傾向があった。

- ・通常の公園利用の誘致圏よりも広範囲から集まっていた。
- ・避難場所や駐車場代わりにし、通勤や買い物に外出する人が多いため、昼夜で状況が大きく異なっていた。
- ・その時に必要な状況により、流動的に場所を移動していた。

こうした流動的な避難は、これまでの地域防災計画や備蓄計画、避難所開設マニュアル等ではあまり考慮されておらず、今後の検討が必要である。

また防災公園・施設については、現地調査により以下の情報を得た。

- ・備蓄倉庫の物資はよく使われていたが、「食料や毛布の数量が足りなかった」、「配布ルールが不明瞭ですぐに空っぽになった」といった利用者からの意見があった。
- ・耐水性貯水槽もよく使われていたが、2箇所ですぐに泥が混じって飲み水には使えなくなった」といった意見があった。

熊本地震は、阪神淡路大震災以降に「防災公園」「防災公園施設」を整備してきた大都市を襲った直下型地震であり、今後は避難行動を助けるために整備された「防災公園・施設」の使い方やハード・ソフトの両面から検証する必要がある。

調査協力：(株)公園マネジメント研究所

■自主研究 II-02

大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究

事業部事業課長：唐澤 千寿穂

1. はじめに

大都市都市公園機能実態共同調査は、平成3年から全国の政令指定都市が参加して、各都市の都市公園担当者が抱える共通の課題について調査することを目的に始められた。その成果は、国へ提言することで制度の改善や新規施策として盛り込まれるなどしてきている。

2. 平成28年度大都市都市公園機能実態共同調査について

平成28年度は以下の7つの調査を行った。

表1 調査項目一覧

①	「公園施設長寿命化計画実施にあたり、関連計画との整合のとり方及び管理データを活用した効率的、効果的な運用手法」に関する調査研究
②	「民間事業者の都市公園活用意向・可能性」に関する調査研究
③	「災害発生時における身近な公園の活用と備えるべき防災機能・施設のあり方」に関する調査研究
④	「大都市における緑地の減少状況とその要因及び民有地の特別緑地保全地区の維持管理のあり方」に関する調査研究
⑤	「都市公園における防犯対策」に関する調査研究

⑥	「街路樹や公園樹木の樹木診断における技術的及び政策的課題」と「公園緑地における維持管理積算基準」に関する意見交換会の実施
⑦	「事例調査、各都市プロフィールとHPデータの再整理」調査

(1) 「公園施設長寿命化計画実施にあたり、関連計画との整合のとり方及び管理データを活用した効率的、効果的な運用手法」に関する調査研究

1) 調査の目的

各地方公共団体が策定した計画の詳細について整理するとともに、計画の運用手法や課題を把握し、将来の計画見直しに役立てるほか、得られたデータの活用方法の検討など、公園施設長寿命化計画の有効な活用策を検討する。

また、移動等円滑化のために必要な特定公園施設（便所、園路広場、駐車場）のバリアフリー化の推進にあたっては、長寿命化計画に位置づけた補修・更新の機会に合わせた整備や、逆にバリアフリー化のための整備と合わせた長寿命化対策の実施など、それぞれの整備を契機として同時に整備を進めることが効率的であることから、施設バリアフリー整備との関連についても着目する。

2) 調査の内容

以下の内容について調査を行った。

- ① 予備調査
- ② 公園長寿命化計画を取り巻く状況
- ③ 計画策定で得られたデータの活用

- ④特定公園施設のバリアフリー化について
- ⑤今後の長寿命化計画活用方法の検討

### 3) 調査結果と課題

- ①「大都市公園緑地問題協議会」における過去回答の整理をした。
- ②調査・策定状況と計画運用状況を把握した。
- ③公園施設データの整理・活用状況の把握と、考えられる公園管理システムの概要について検討した。
- ④特定公園施設におけるバリアフリー化の状況の把握と、トイレにおけるバリアフリー化の状況把握を行った。
- ⑤長寿命化計画運用にあたっての課題と今後の対応策を検討した。さらに、計画運用ガイド(案)の作成と公園施設データベースの活用手法を検討した。

長寿命化の課題としては予算不足、調査等における技術者の不足、予定外の事象への対応、必要に応じて計画の見直しに対応していくことが挙げられた。

## (2) 「民間事業者の都市公園活用意向・可能性」に関する調査研究

### 1) 調査の目的

厳しい財政状況及び人的資源不足の中、公園に対する市民ニーズは多様化しており、これまで以上に効果的かつ効率的な公園整備、管理運営が求められている。こうした公園行政における背景から、民間の自由な発想を活かした公園の利用活性化に注目が集まっている。

そこで、民間事業者に対するアンケート等を実施し、民間事業者が考えている都市公園事業への関心・参画意向とその課題を把握する事を目的とする。

### 2) 調査の内容

以下の内容について調査を行った。

- ①予備調査
- ②民間事業者アンケート実施方針の検討

- ③民間事業者アンケートの実施
- ④民間事業者の都市公園事業参画のための課題の整理

### 3) 調査結果と課題

- ①都市公園への民間事業者の参画について、各都市に過去及び現在の民間事業者の公園活用状況、問合せ事例(活用内容、業種、期間など)、民間事業者の参画を検討したい都市公園事業、その他、民間事業者に聞きたいことについて事前調査を行った。
- ②①の予備調査を踏まえて、民間事業者の都市公園の利活用意向を把握するため、アンケート帳票を作成し、アンケート対象として抽出した民間事業者に対し、アンケートを行った。結果をとりまとめ、民間事業者の都市公園の利活用意向、可能性、問題点等を整理した。
- ③アンケートと検討会での意見を踏まえて、民間事業者の都市公園事業参画のための課題を整理した。

今後は、都市を代表する公園だけでなく身近な公園のいても、民間連携の可能性を探ることも必要になるだろう。

## (3) 「災害発生時における身近な公園の活用と備えるべき防災機能・施設のあり方」に関する調査研究

### 1) 調査の目的

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、都市公園の持つ防災機能が大きく見直され、各都市では広域防災拠点から一次避難地、避難路まで様々なタイプの防災公園が整備されている。とくに平成23年の東日本大震災によって防災・減災に対する市民の意識が再度高まりを見せており、都市公園の整備・再整備においても市民から防災施設の整備要望が寄せられることが多くなっている。

そうした中で発生した、平成28年熊本地震は、阪神・淡路大震災以降に防災公園

を整備してきた都市が見舞われた大地震であり、これまでにない特異的な地震に対し都市公園や防災施設の利用状況等について、様々な新しい特徴を確認することができる。

そこで、熊本地震における都市公園の利用状況調査を実施するとともに、これを踏まえて街区公園を始めとする身近な公園に求められる防災機能、その機能の発揮に必要なハード・ソフトのあり方について検討を行なった。

## 2) 調査の内容

以下の内容について調査を行った。

- ①各都市の身近な公園の防災活用の状況調査
- ②熊本地震における都市公園等利用実態調査
- ③街区公園等の身近な公園における防災機能向上のための方向性と課題の整理

## 3) 調査結果と課題

- ①身近な公園の防災上の位置づけの把握、近年の防災施設導入の事例把握を行った。
- ②直後・緊急段階の利用実態調査、発災1ヶ月をめどに、復旧・復興段階の利用実態調査を行った。また、熊本市内の関連自治会などのヒアリングにより防災施設、集会所の活用状況調査、公園管理者ヒアリング調査（熊本県、熊本市など）を行った。
- ③方向性と課題として、街区公園等の身近な公園において効果的な防災施設のあり方、導入施設の判断基準、施設・公園の配置基準などについて整理した。

## (4) 「大都市における緑地の減少状況とその要因及び民有地の特別緑地保全地区の維持管理のあり方」に関する調査研究

### 1) 調査の目的

人口減少時代に突入し、今後、よりコンパクトな都市づくりが求められる一方で、都市部に残る緑地は、所有者の高齢化などにより管理が行き届かなくなり、売却、開

発等により消失している状況といえる。宅地化などによる開発の進行は、コンパクトな都市づくりとは相反するものであり、一人暮らし化を助長しかつ需要のない空き家を増やす結果ともなり得る。

このため既存の緑地の開発を軽減し、保全することはコンパクトな都市づくりを進める上でも優先課題といえる。

一方、都市部の貴重な緑地の保全を図っている特別緑地保全地区のうち、民有地部分の維持管理は地権者の責となっているが、近年の地権者の高齢化や近隣住民の多様な要望などから、適切な維持管理が困難となっている事例が見受けられる。

以上のことから本調査では、過去の各都市における緑地の減少状況の把握および減少要因の解析を行い、緑地の減少に歯止めを掛ける効果的な取り組みと併せて取りまとめるとともに、特別緑地保全地区の民有地部分に係る維持管理について、地方公共団体の関わりや地権者、地域や民間企業等の役割分担も含め、今後の都市部における特別緑地保全地区の適切な維持管理手法について調査することを目的とする。

## 2) 調査の内容

以下の内容について調査を行った。

- ①各都市の取り組み状況の調査
- ②先進事例調査
- ③民有地の緑地保全および維持管理の取り組みの検討

## 3) 調査結果と課題

- ①緑地の現状および緑化・緑地保全の取り組み状況の把握、特別緑地保全地区の現状および民有地部分の維持管理に関わる課題と対応策の検討
- ②先進事例について、具体的な取り組み状況や課題などを把握した。
- ③民有緑地の保全の取り組みについて課題の整理、効果的な対応策の検討を行った。また、特別緑地保全地区内民有緑地の維持

管理について状況の整理を行った。各都市の緑被率については、調査状況を把握し課題の整理を行った。

## (5) 「都市公園における防犯対策」に関する調査研究

### 1) 調査の目的

都市公園は、誰もがいつでも利用できる公の施設で、多くの市民に利用されている。その一方で、犯罪抑止力が低下した場合には犯罪の発生場所にもなりうる。都市公園における犯罪の程度は大小様々で、また地域によって犯罪の傾向は違うものの、全国どの地方公共団体においても公園利用者、地元自治会等から防犯対策に関する要望が多く寄せられていると考えられる。

また、1日24時間開放されており誰もが利用できる都市施設という性格を有する都市公園では、公園施設等の器物破損や放火・その他犯罪の発生、公園内での自殺など、公園の安心な利用を脅かす事態も起きている。

都市公園における性暴力の防止・減少に向けた対策については、見通しの確保や照明灯の明り取りを目的とした植栽の伐採・剪定が安易に講じられているが、無秩序に実施してよいものではない。

本調査では、財政状況が悪化し、公園事業全体のコストが縮減される中、効果的・効率的な防犯対策の取組事例を研究し、誰もが安全・安心に利用できる景観に配慮した美しい公園づくりを実施することを目的とする。

### 2) 調査の内容

以下の内容について調査を行った。

- ①公園内で発生しうる犯罪等の整理
- ②都市公園における防犯対策の整理とその効果分析
- ③先進事例調査
- ④防犯効果の高い公園の整備及び管理運営

の方策検討

### 3) 調査結果と課題

①公園内で発生している犯罪等の状況を収集した。公園における犯罪等安心に関わる問題・事象の収集（既存文献等調査・各都市調書）及び、犯罪等が発生しやすい環境、或いは犯罪抑制に効果がある環境等に関する知見を整理（既存文献等調査）した。

②地方公共団体等の公園管理における防犯のための取り決め、都市公園における防犯に関する取り組み、防犯対策で効果が見られた事例や想定する効果が得られなかった事例などを収集整理した。

③各都市調書および既存資料等から収集した先進事例について、追加調査としてさらに詳細な資料の収集および必要に応じて現地調査・ヒアリングを行い、これらの事例における都市公園の設計上の工夫や管理運営上の工夫とその効果を調査した。

④公園の防犯対策として取り組まれている施設設計・配置の工夫、デザイン、管理、運営等の共通点等を調査・整理し、防犯効果の高い公園とするための整備及び管理運営手法としてとりまとめた。

## (6) 「街路樹や公園樹木の樹木診断における技術的及び政策的課題」と「公園緑地における維持管理積算基準」に関する意見交換会の実施

### 1) 調査の目的

近年、過酷な生育環境にある街路樹等の倒木や損傷による事故が多発し、その安全性が問題視されている。こうした状況の中、樹木診断は、危険な樹木を早期に発見する手段として注目されている。

しかしながら、樹木診断のうち精密診断に使用される機器は、樹木の多少の破壊を伴うものが大半であり、このことが樹勢に悪影響を及ぼすのではないかと考えられている。また、樹木診断は比較的新しい分野であること

から、調査委託にあたり予算の確保が容易でないことや、積算基準が曖昧であることなどが課題である。

上記の背景から、樹木診断について、各都市の取り組み状況、樹木診断の進め方などについて調査し、意見交換を行った。

## 2) 調査の内容

以下の内容について調査を行った。

- ①各都市の取り組み状況調査
- ②樹木診断の先進事例調査

## 3) 調査結果と課題

①街路樹や公園樹木の維持管理について各都市にアンケート調査を実施し、各都市の街路樹や公園樹木の維持管理に関する方針の策定状況、樹木診断等の実施状況の整理、危険樹木に対する取組み事例等の収集を行った。

②アンケート調査等によって把握した樹木診断の取り組みの先進事例について、具体的な取組み状況や課題、樹木診断技術のあり方などを把握するために、ヒアリング調査を行った。

## (7) 「事例調査、各都市プロフィールとHPデータの再整理」調査

### 1) 調査の目的

公園緑地に関する個別課題について、各都市の現状や対応状況を調書、文献調査、ヒアリングを通じて把握・整理する事で、今後の施策展開の参考に資する事を目的として調査した。

### 2) 調査の内容

以下の9つのテーマについて事例調査を行った。

- ①機能に着目した小規模公園の整備・再整備事例
- ②開発行為における規定以外の提供のあり方事例
- ③緑地保全を推進するための取り組み事例
- ④街路樹の再整備事例

⑤都市における建築物の優良緑化事例について

⑥生物多様性保全のための「地域性種苗の利用促進」と「外来種植栽の規制および在来種植栽の推奨」に関する事例

⑦職員の人材育成に役立つテキスト・講習事例

⑧清潔で綺麗な公園トイレの実現に向けた整備・管理事例

⑨立体都市公園を設置するに当たっての建築物の課題事例

### 3) 調査結果と課題

①少規模公園に求められる機能の定義や機能に着目した整備・再整備事例の収集、整備後の効果・課題の整理分析を行った。

②各地方公共団体の条例、運用指針等の収集、運用状況、運用の課題、運用指針の改定の実績と予定、開発公園の整備に関する検討状況等について把握した。

③各地方公共団体の緑地保全に関する条例、制度の収集、緑地保全に対する支援施策の状況、緑地保全の取り組みに関するPRの状況、市民、企業等との緑地保全に関する協働の事例、緑地保全のための財源確保の事例について把握した。

④街路樹の管理・再整備に関する指針・方針・ガイドライン等の収集、街路樹の更新、再整備の事例、街路樹の更新、再整備に係る住民への対応の事例について把握した。

⑤各地方公共団体の緑化基準の収集、緑化面積の算出方法において、都市緑地法によらず、市独自の算出方法を用い算出している事例及びその理由、緑化基準を設定している都市において、緑化誘導に関する優良事例・失敗事例、敷地内の緑化が困難な場合の代替手法を認める事例について把握した。

⑥在来種植栽の推奨、外来種規制に関するガイドラインの有無とその内容、地域性種苗または在来種植栽の利用促進の事例、工

夫、または検討状況等、外来種植栽を規制する上での苦労について把握した。

⑦各地方公共団体の造園技術系職員の有無と近年の所属・採用状況、各地方公共団体の職員の人材育成に関する状況課題等、外部講師への依頼の有無、講習内容、職場研修等の内容、使用したテキストを収集し把握した。

⑧各地方公共団体の公園トイレに関する設置基準、指針等の収集、管理業務の仕様、新規（再）整備した事例、他施設との複合化（カフェ、自動販売機等）した事例、整備・管理に関する財源確保の事例、アダプトプログラムによる管理事例、既存資料による事例収集、老朽化した公園トイレの廃止方針、公園トイレの改善に関する検討状況等、人材育成のための視察が多い公園・施設の事例について把握した。

⑨立体都市公園の協定締結及び公園設置に関する事例収集、公園の概要、整備した施設の概要、整備費用面、維持管理面、利用等に関する協定の細目に関する方針・指針について、立体都市公園における課題に対する各地方公共団体の考え、立体都市公園の整備に関する検討状況等について把握した。

## ■自主研究 II-03

## 中核市等における公園緑地の課題に関する調査研究

事業部事業課課長補佐：金成 太郎

## 1. はじめに

一般社団法人日本公園緑地協会では、政令市等とともに実施している「大都市都市公園機能実態共同調査」により、政令市等が抱える公園緑地行政の課題や政策的テーマに応じた調査研究を共同で行っている。一方で全国の中核市規模の都市においては、公園緑地行政上の課題について、共同の調査研究・情報交換等の場がなく、十分な取り組みが行われていないのが現状である。

こうした状況を踏まえ、平成27年度より当協会の自主研究の一環として、全国の中核市等に準ずる都市の公園緑地行政に関わる課題や問題意識、情報ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施している。目的は、要望の高い特定テーマに関して現状や取り組みについて調査を実施し、調査結果を各都市にフィードバックすることにより、各都市の公園緑地行政への活用を図ることである。

平成28年度の調査研究テーマは、過年度に実施した調査希望アンケートで要望が多かった「多様な主体の参画による公園の活性化方策に関する調査研究」である。これは、平成27年度に国土交通省がとりまとめた「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」での「民との連携を加速する」に包括されるテーマであり、ひいては「ストック効果をより高める」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」にも連動するテーマと考える。小規模公園、大規模公園のそれぞれの課題は異なるところであるが、今後の都市公園のあり方を先取りしていく上でも重要な課題といえる。

## 2. 調査の概要

## (1) アンケート調査対象都市

本調査は、中核市、県庁所在都市、東京都23区、人口12万人以上の都市（平成22年国勢調査）の計220都市に対しアンケート調査票を送付した。

## (2) 調査期間

平成28年7月21日から平成28年8月23日

## (3) アンケート回答状況

- ・回答都市：81都市（中核市：25都市、県庁所在地：1都市、東京23区：12都市、その他の市：43都市）

※都市区分は平成28年4月1日現在

- ・回答率：37%

## (4) 検討会の開催

## 第1回

開催日：平成28年10月20日（木）

参加都市：草加市、船橋市、大田区、練馬区、足立区、江戸川区、武蔵野市、横須賀市、小田原市、岡崎市

## 第2回

開催日：平成29年1月26日（木）

参加都市：草加市、船橋市、大田区、練馬区、足立区、江戸川区、横須賀市、小田原市、秦野市、岡崎市

## 3. 多様な主体の参画による公園の活性化方策に関する調査研究

## (1) 小規模公園等における市民参画の現状

## 1) 小規模公園等の規模別の現状

中核市等における街区公園、児童遊園等の小規模公園の規模別にみると、公園数では、1,000㎡未満が約60%と多く、1,000～2,500

m<sup>2</sup>が25%、2,500m<sup>2</sup>以上が16%であった。

回答81都市の1都市平均では、1,000m<sup>2</sup>以下が192カ所、1,000~2,500m<sup>2</sup>が82カ所、2,500m<sup>2</sup>が51カ所であった。

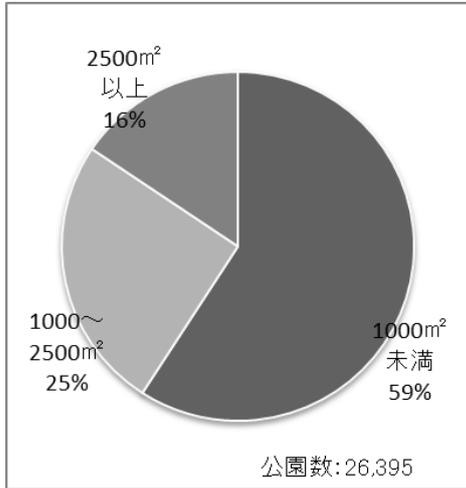


図1 小規模公園等における市民参画の現状 (公園数)

## 2) 市民参画が積極的な小規模公園

市民参画が積極的な公園の規模別では、もっとも多かったのが1,000m<sup>2</sup>以下で59都市(73%)、次いで1,000~2,500m<sup>2</sup>の規模が52都市(64%)、2,500m<sup>2</sup>以上が36都市(44%)であった。規模の小さい公園のほうが、「地域の公園として親しまれる」「作業負担が軽く市民参画しやすい」などの回答が多く、維持管理等の場合、公園の規模が小さい方が市民参画しやすいといえる。

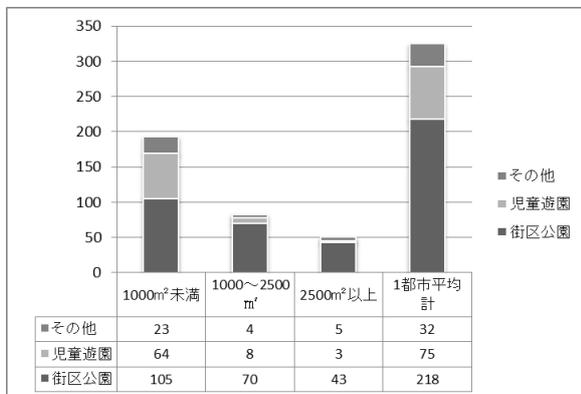


図2 小規模公園等における市民参画の現状 (規模別・種類別)

一方で、イベントやレクリエーションなどの市民活動の場としては、規模が大きいほど利用しやすいという回答もあった。また、公園の規模と市民参画のしやすさには関係ないという回答もあった。

## 3) 小規模公園等の管理運営における市民等の参画主体

市民参画の主体としてもっとも多いのが町内会・地域団体等で81都市中60都市(74%)であった。ついで愛護会(38都市)、ボランティア等(25都市)、NPO等は17都市である。具体的な活動内容としては、「清掃」、「除草」、「施設点検」が大半を占める。東京23区では活動団体としてボランティア等の割合が高く「花壇管理」を行っている団体が多い。武蔵野市では、芝生の管理を行っているNPO法人、農と触れ合う体験学習を実施しているNPO法人と、専門性を必要とする活動についてNPO法人が参画している。

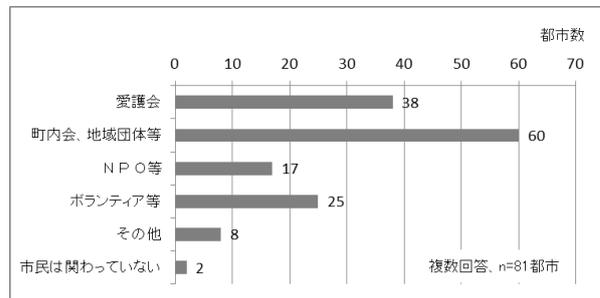


図3 管理運営における参画主体

## 4) 市民参画への活動支援

小規模公園等で活動する市民等に対して、行政としての支援活動が「ある」と答えたのは75都市(91%)で、ほとんどの都市が行政として市民活動を支援している。

支援内容をみると、「報奨金」、「謝金」、「委託金」など、何らかの名目で金銭を支払うケースや、清掃道具や花苗などの支給、機材の貸し出し等である。報奨金などの金額については、面積当たりや回数等で規定を設ける都市もある。1カ所あたり数千円~数万円程度である。比較的高額な都市として

は佐世保市（年間37,500円～78,500円）や、一宮市（1カ所2万円）などである。

金沢市は、町会のトイレ清掃に対して奨励金として1公園（4穴まで）40,000円、5穴以上の場合、1穴あたり5,000円を追加している。また、武蔵野市は「緑ボランティア事業助成」に基づき、市と協定を結んだ緑ボランティア団体に対して20万円を限度とする活動経費の一部を助成している。

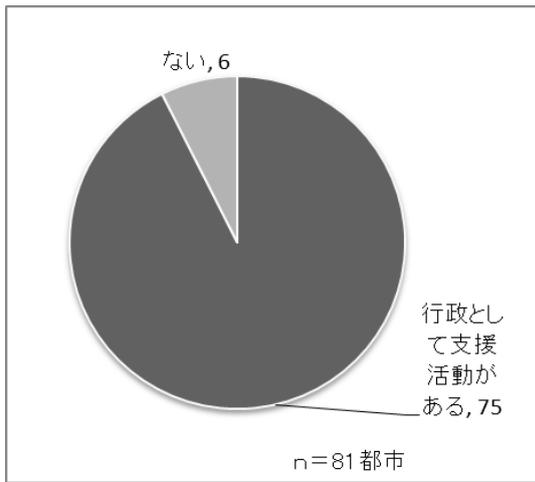


図4 活動支援の有無

### 5) 市民参画によるトラブルや問題

小規模公園等で市民等が活動することによって、トラブルや問題が起こったかどうかについては、半数以上の都市は「ない」と回答している。「ある」と回答した都市のうち、

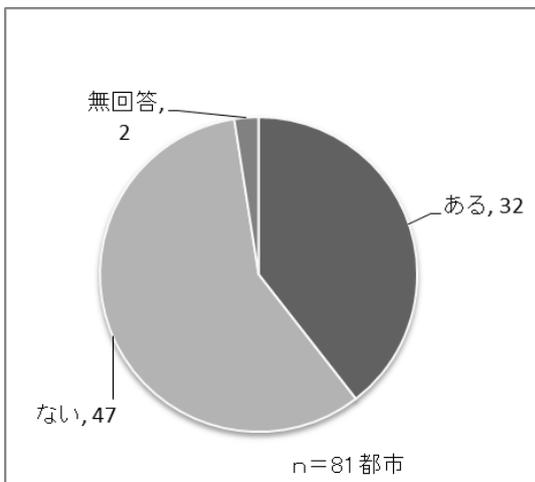


図5 市民参画によるトラブルの有無

「熱心なあまり公園の利用者に対する高圧的な指導」、「市民団体の専有的な利用」等、市民団体の公園利用のあり方についての回答が多い。そのほか「機械除草樹による小石等の飛び跳ね」と回答した都市も複数あった。

### 6) 個人（一人）での公園維持管理への関与

小規模公園等の管理運営に「個人（一人）」で関わっている事例や要望がある」と回答したのは28都市（35%）であった。行政の対応としては、個人・グループに関係なく支援している都市もあるが、持続性等の観点から、仲間を集めるように指導している都市も多い。

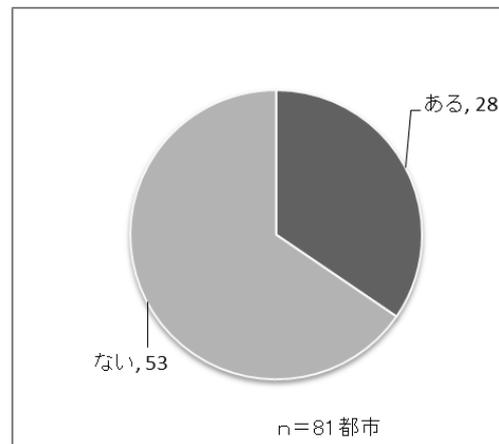


図6 個人での市民参画の有無

### 7) 高齢化への行政としての対応

多くの都市で問題になっている愛護会等の高齢化に対して、行政として対応策を講じていると回答したのは8都市（10%）にとどまり、61都市（75%）は、問題になっているが対応策を講じていないと回答している。

対策を講じていると回答した都市では「花壇コンクール、自慢の写真展、花壇講習会の開催による奨励（青森市）」、「同一公園で活動する企業等の里親団体との連携（金沢市）」、「連絡協議会の実施による横のつながりや情報交換を促進（武蔵野市）」などがあつた。

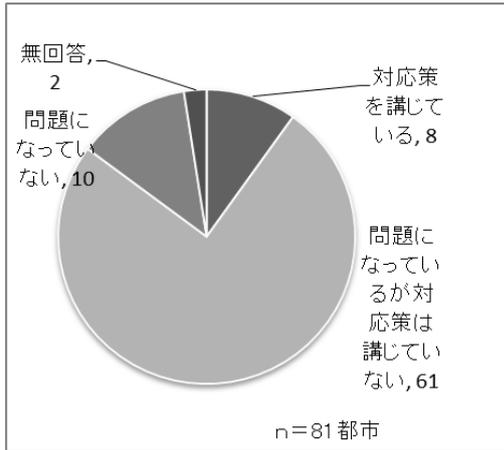


図7 高齢化への対応

8) 小規模公園等の市民参画の優良事例

市民参画の優良事例があると回答したのは15都市である。「地域の庭として、地域の手による公園づくり&運営&管理にむけたモデルケースの取り組み(岡崎市)」や、「公園施設の撤去に伴い、ワークショップにより公園の整備内容を決定し、芝生広場、樹木の植栽なども住民(はらっぱ公園を育てる会)との協働で行った(豊島区)」、「公共の場に花壇を整備し、地元企業(元気!市川会)にガーデニング活動をお願いしている(市川市)」、「NPO法人と年間委託を契約し、一緒に作っていく芝生広場を実現させている(武蔵野市)」など十数例があった。

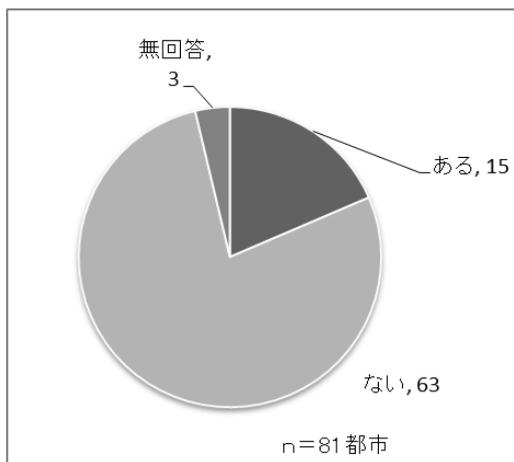


図8 市民参画の優良事例の有無

4. 小規模公園等の機能分担(公園再編・再整備)への取組と市民参画

1) 小規模公園等の再編・再整備

小規模公園等で機能の再編・再整備に取り組んでいる都市は15都市(19%)、取り組みの必要性を感じている都市は56都市(69%)、取り組んでいない都市は10都市(12%)であった。取り組んでいない理由としては、「公園面積が十分でなく、新規の公園整備の要望が主である(船橋市)」や「必要性がない(江別市、会津若松市)」という回答がある。一方で「職員数の不足」などで取り組めないという都市もある。

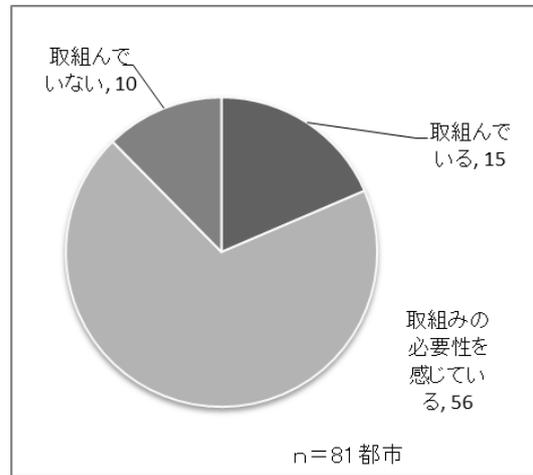


図9 再編・再整備の取り組み状況

2) 小規模公園等の再編・再整備で想定している機能分担と内容

小規模公園等で機能の再編・再整備に取り組んでいる15都市のうち、想定している機能分担としてもっとも多かったのは「運動・健康増進(おもに中高年想定)」と「花壇等鑑賞・散策・休憩」がそれぞれ13都市(87%)、次いで「子ども用(小学生等)」が12都市、「幼児用」が10都市、「広場」が9都市であった。その他では「広場、遊び、休息など9種類のタイプに分類(武蔵野市)」といった都市もあるほか、「歴史・文化(新宿区・墨田区)」と回答した都市もあった。

具体的な内容として、「近接した3つの公

園を幼児用公園、広場を活用した子ども用・イベント用公園、花壇鑑賞・散策用公園として、ルール作りを地元と取組む（岡崎市）」、「地域住民を対象にアンケートやワークショップを実施して、老朽化した遊具を撤去し、ウォーキングコース、健康遊具、幼児遊具の設置（那覇市）」、「有効に活用されていない公園を、休憩・待ち合わせの場、地域イベントの交流拠点とし、商店街・飲食店など中心地市街地の活性化に資する（山形市）」、「公園機能の分担を図る『公園区』を設定し、公園区内のバランスを考慮して小規模公園の機能を分担・特化させる（武蔵野市）」などがある。

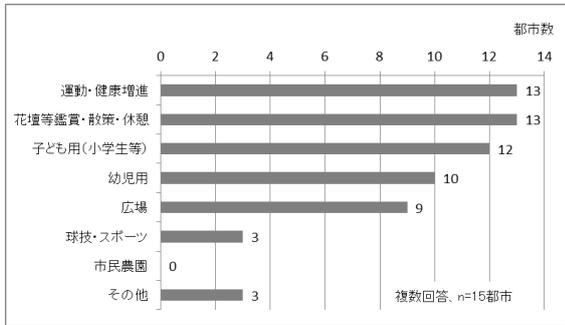


図 10 想定している機能分担

### 3) 小規模公園等の再編・再整備の段階別市民参画の状況

小規模公園等の再編・再整備において、市民等の参画状況をみると、「③管理運営段階」で42都市と最も多く、次いで「①計画段階」での市民参画が24都市、「②整備段階」が21都市である。「①計画段階」「②整備段階」では「町内会・地域団体等」が参画する都市が最も多い。「③管理運営団体」になると、「町内会・地域団体」が一番多いものの「愛護会」「ボランティア等」「NPO等」など参画主体がより多様になる。

市民参画の内容としては、「①計画段階」や「②整備段階」では、「ワークショップ等の開催」が多い。そのほか「園名版の作成（江戸川区）」「花壇整備（新宿区）」などを市民参画で行っている都市もある。「③管

理運営段階」では、行政との協定書等を結び管理運営を行うケースが増える。

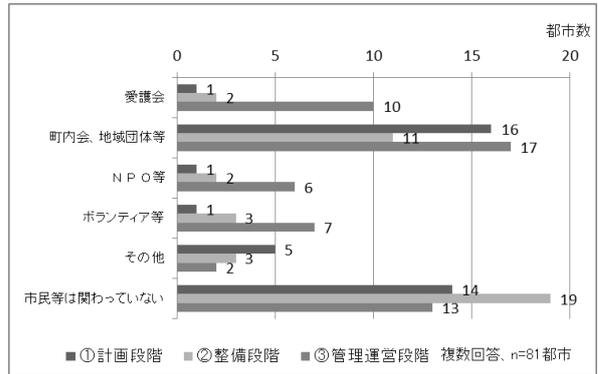


図 11 段階別市民参画の状況

### 4) 防災対策における小規模公園

小規模公園等を「地域防災計画における防災公園として位置づけている」のは7都市（9%）であった。防災対策における小規模公園の位置づけは「一時避難地に指定している公園がある」が53都市（65%）と最も多く、ついで「防災設備（防災倉庫、かまどベンチ、防災トイレなど）を設置している公園がある」が47都市（58%）で、半数以上の都市で小規模公園を防災対策に位置付けている。「その他」と回答した都市の防災対策の位置づけは「一時集合場所」が多い。

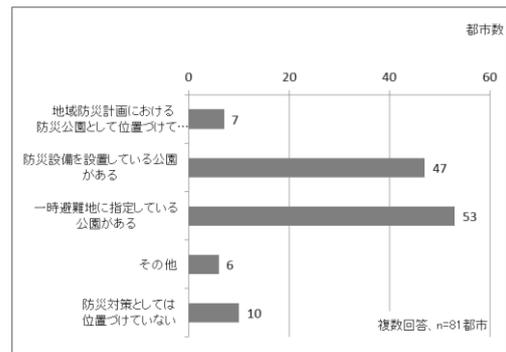


図 12 防災対策における位置づけ

実際の被災時に小規模公園を活用したことが「ある」と回答した都市は6都市。そのうち4都市は東日本大震災のときに「一時避難場所」「応急給水所」「仮設住宅棟の設置」として活用された。

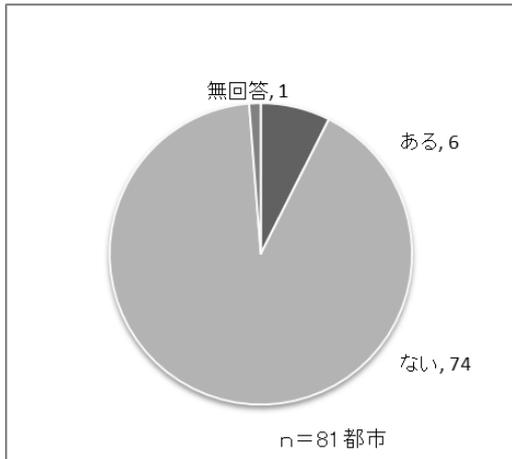


図 13 被災時の活用実績の有無

### 5) 市民参画による小規模公園の活性化のアイデア

小規模公園の活性化のアイデアとしては、都市名明記で5都市、匿名で15都市から回答があった。

「開発公園について、公園を確保する分の用地費+施設整備費を負担金として基金に繰入れ、街路樹等の維持管理費に充当（前橋市）」や「健康施策は福祉部局、生涯学習は教育部局など緑化と関わり合いのない活動について、分野を超えた連携を図る（武蔵野市）」などであった。匿名では「子どものための放課後教室としての利用」、「公園で禁止されているバーベキューやボール遊びができるように」などの回答があった。

### 5. 一定規模以上の都市公園等（近隣公園、地区公園、緑地、その他）における市民参画について

#### 1) 一定規模以上の都市公園等の新設・再整備の市民参画

一定規模以上の都市公園等の新設・再整備における市民参画の事例としては、「①計画段階」では34都市、「②整備段階」では10都市、「③管理運営段階」では7都市と、計画段階>整備段階>管理運営段階の順で事例の回答都市数が多かった。

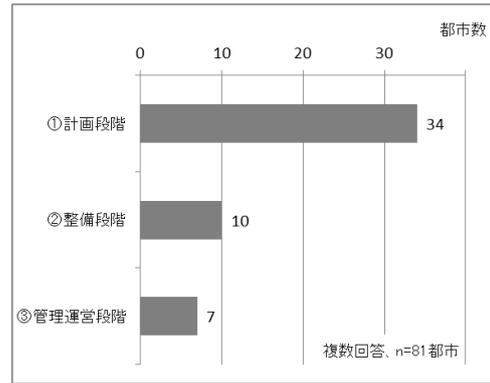


図 14 一定規模以上の都市公園における段階別市民参画の状況

#### ①計画段階

計画段階では、ワークショップの開催が多い。期間は数か月から数年と都市によって異なる。また、計画段階から市民参画しているところは公園の開園後の維持管理まで市民活動が継続している都市もある。

大田区の場合、公園によって参画する市民団体の構成を「地域代表を含めた一般公募」、「地域住民代表と商店会代表、各種団体代表による検討組織」、「複数の自治会代表」といったように変えており、公園完成後も、それぞれの検討メンバーが主体となって維持管理活動に参加している。鎌倉市は、用地買収前から供用開始まで30年以上かけて市民活動団体との協働により、公園の整備およびそののちの緑地保全活動まで実施した例がある。高槻市は、遺跡公園の計画段階で、市民ワークショップにより公園の利用シーン等の意見交換を行い、それらを整備に反映させた。また、開園前から公園で活動したい市民を募集し、6つのグループに分かれて活動している。

#### ②整備段階

整備段階の市民参画は、整備についてのアンケートやパブリックコメントなど意見を求めるものと、実際の作業を市民参画で行うものがある。実際の作業を市民参画で行った例として、文京区は、池のかいぼりを区民および地元の小学生と行っている。また、豊川市は森を活かした公園の整備に、間伐および枝

打ち、花壇整備などを市民主体で行った。

### ③管理運営段階

一定規模以上の都市公園における管理運営での市民の関わり方としては、「ガーデンボランティア」、「冒険遊び」、「桜の名所づくり」、「里山保全」、「ドッグラン」、「農業体験」などのような、知識や経験を必要とする専門性のある活動が行われている。

## 6. 行政内の他部局との連携による公園活用事例について

### 1) 行政内の他部局からの公園活用の要望

行政内の他部局からの公園活用の要望が多いのは教育関係部局が21都市、福祉関係部局20都市、農業関係は6都市であった。

その他の要望のある部局は、産業・商工関係部局が6都市、観光関係部局が5都市、こども関係部局4都市、スポーツ関係部局が2都市、市民関係部局が2都市、防災が1都市であった。

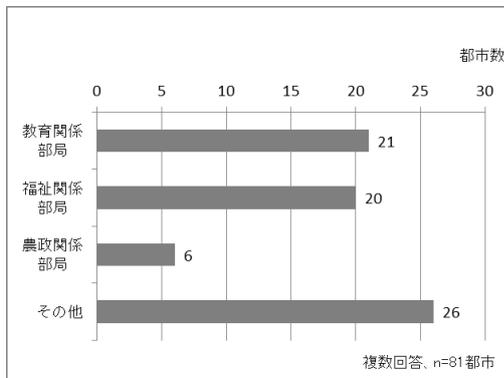


図 15 他部局からの公園活用の要望

### 2) 行政内の他部局の公園活用の事例

行政内の他部局が公園活用している事例については49都市（60%）が「ある」と回答している。

具体的な活用事例をみると、一時的にイベント等で利用するケースが多くみられるが、恒久的に、プレイパークや農業体験場、学校校庭として活用しているケースもある。また、他部局との連携で恒久施設を公園内に設置するケースも少なくない。東大阪市は「児

童スポーツセンター」、「市民美術センター」、奈良市や那覇市は「地域ふれあい会館」等、下関市は「観光宿泊施設」、鎌倉市は「プール」であった。また、保育関係では、釧路市や八戸市が「児童館」、一宮市が「放課後児童保育施設」としている。

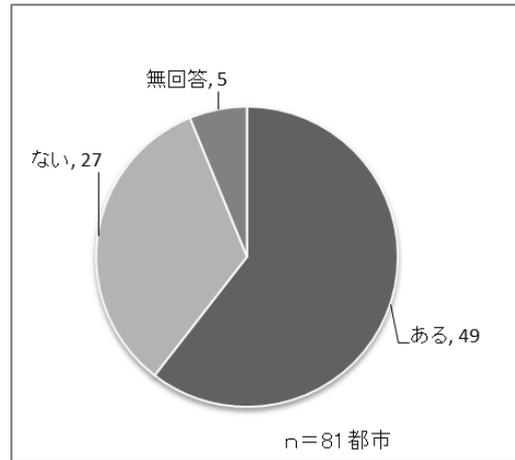


図 16 他部局による公園活用の有無

### 3) 他部局の要望を困難にする制度上の制限

他部局から要望があるが、制度上の制限で困難になっている事例（7都市）で、もっとも多いのは建ぺい率の問題であった。施設の種類としては「児童館・保育施設」、「ごみ集積所」があげられた。

### 4) 他部局との連携による活性化のアイデア

豊川市は、街中（中心市街地等）の古い公園についてハイブリッド化（健康づくり施設、スポーツ・商業イベント対応施設、災害対応施設の整備）を検討している。

その他、匿名では、「学校行事の際の駐車場利用など、バス停や郵便局など他の施設との一体的な公園利用」、「福祉部と連携して高齢者を対象とした健康増進ソフトの提供」などの意見があった。また、「公園緑地は本来、多様で柔軟な空間であることを、他部局はもとより公園担当部局も認識されていない。ストックを有効活用するために、規制から緩和へ、自己完結から連携へ、行政主導から協働の意識転換が必要」といった意見もあ

った。

## 7. 民間事業者による公園活用事例について

### 1) 民間事業者による公園活用事例

民間事業者による公園活用事例では、イベント等の利用と回答した都市がもっとも多く14都市、設置管理許可による公園施設整備が13都市、ネーミングライツは5都市、PFIは2都市にとどまった。「ない」と回答したところは半数以上の44都市（54%）であった。

ネーミングライツがある5都市のうち、平塚市が3公園と多い。PFIは、横須賀市の農業体験型公園と墨田区の運動施設（体育館・テニスコート）である。設置管理許可では、飲食・売店等が6都市、駐車場が4都市である。そのほか、下関市は観光宿泊施設、沼津市はランニング&スキルズステーション、藤枝市はボート乗り場他である。その他としては、旭川市の「民間の広告物の掲出」、那覇市の「企業と協定して専門技術を生かした維持管理」などがあつた。

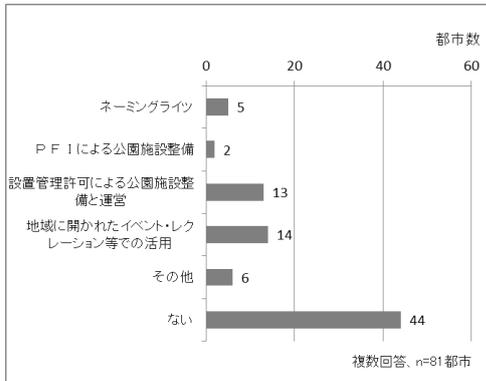


図 17 民間事業者による公園活用事例

### 2) 民間事業者による公園活用の問題・課題

民間事業者による公園活用における問題・課題としては、「公共性、公平性の確保」と同時に「事務作業の膨大を避ける簡易な選定方法」が指摘されている。イベント利用の場合には、騒音や駐車場対策など周辺住民の理解などが指摘されている。

### 3) 民間事業者による公園活用の要望

民間事業者による公園活用に対する要望としては4都市が回答している。

武蔵野市は「営利行為が含まれていること、特定の者だけで楽しむイベントでは不許可としているが、商業利用であっても地域の活性化につながるのであれば許可すべきとの考えもあり、このことについては今後の緑の基本計画の改定の中で検討を進めていく予定」との回答があつた。

## 8. 「民」との連携による都市公園・緑地等の整備・管理運営、活性化について

### 1) 「民」の参画による公園の活性化方策への期待と課題

「民」のうち、公園の活性化にむけて参画を期待することについて回答が多かったのは、「②市民」は36都市（44%）、「①民間事業者」は32都市（40%）、「③NPO法人」は19都市（23%）、「④エリアマネジメント団体」は10都市（12%）、「⑤その他」は4都市であつた。

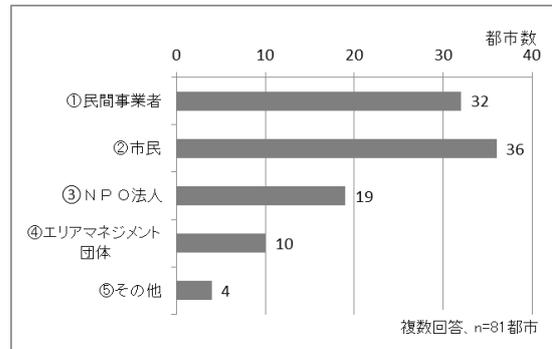


図 18 活性化にむけて期待する参画主体

「①民間事業者」に期待することは、ネーミングライツや資金調達・経費削減などの金銭的なものから、経営的視点に立ったパークマネジメント、効果的・効率的な管理運営、公園施設の設置である。課題として「許可事務の簡素化、パートナーシップ制度等による費用軽減策・広告宣伝行為の緩和、日常の維持管理方法・修繕費用等の助成」「事業者の

自主的な動きがないなか、市からどのように働きかけるか」などがある。

「②市民」については、従来の愛護会的な活動内容を期待する意見から、「企業、市民、行政が一体となった市民協働型公園再整備（金沢市）」といった意見も出ている。

「③NPO法人」については、「公園でやりたい事のある市民、企業、大学等の団体を見つける。それら団体間の調整、行政と団体の調整（岡崎市）」、「プレイパークなどの主体的な管理者を担ってもらうことを期待している」、「専門的な知識をもって行政と市民のパイプ役となること」など、主体的な活動に期待する意見が多い。

「④エリアマネジメント団体」については、「専門的な観点、地域の課題や特徴を掴み、地域らしさが出る公園づくり」や「エリアマネジメントの一環として、日常のコミュニティの場やイベント会場等としての公園等の利活用」といった意見がある。

## 2) 都市公園・緑地整備等に「民」の資金を活用する制度の有無

「民」の資金を都市公園・緑地に活用する制度をもっている都市は23都市（28%、複数回答あり）である。「寄付制度」を持っている都市が10都市、「基金制度」を持っているが16都市、「その他」が1都市、「制度はない」と答えた都市は53都市であった。

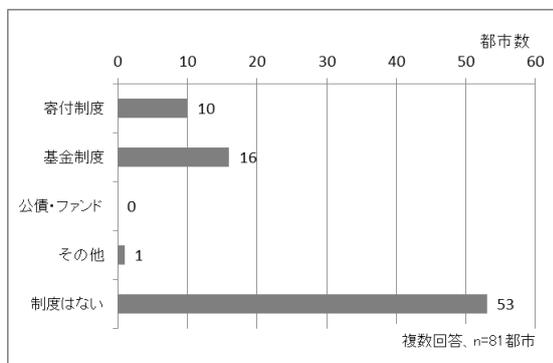


図 19 「民」の資金を活用する制度

都市公園の維持管理費が削減される傾向にあるなか、都市公園において民間活力を生かすとともに、民間事業者が得る利益の一部を、公園に還元していく方法が課題となる。

東京都の「都立公園サポーター基金」では、民間事業者の資金を積立て、公園の維持管理費、魅力向上に還元している。既存の「寄付制度」や「基金制度」は、用途を「用地取得」「桜の育成」など限定しているケースが多いが、公園の維持管理・魅力向上等まで用途を広げる見直しを図っていくことが課題となろう。

「その他」として、豊島区が平成28年より、公園内のカフェの売上より規定%を地域貢献費として供出してもらい、地域団体（公園をよくする会）にストックすることで、公園でのイベント展開等の費用に充てている。

## 9. おわりに

本研究が目的とした、全国中核市等における公園緑地行政上の課題について、アンケートに基づく共同の調査研究や情報交換の場を提供することができたと考える。この成果は報告書として公表している。各都市でフィードバックすることにより公園緑地行政を進めていく上で活用していただければ幸いである。

■自主研究 II-03

「都市公園等の整備・管理運営に関する取り組み」に関するアンケート調査

事業部事業課課長補佐：金成 太郎

1. はじめに

日本公園緑地協会では、これまで公園緑地に係る課題について、多くのアンケート調査を実施してきている。近年では、公園緑地に求められる機能が「こどもの遊び場」、「レクリエーションの場」、「緩衝緑地」、「自然環境の保全」、「防災」、「健康・福祉」、「環境教育」、「観光」、「景観」、「安全・安心」、「バリアフリー」と多様化し、公園緑地の重要性は増々高まっている。一方で、厳しい財政状況の中、整備・管理予算の削減が求められている。また、公園緑地にも指定管理者制度が導入されており、公園緑地を取り巻く環境も大きく変化している。こうした背景のため、現在の公園緑地の整備・管理運営では、多様な課題が生じている。

そうした多様な課題に対応すべく地方公共団体が実施している都市公園等の整備・管理運営に関する多種多様な取り組みについて調査した。

調査内容

- 問1 みどりのストックの活用状況、考え方について（公園緑地、農地）
- 問2 公園における規制事項について
- 問3 公園における多様な機能について
- 問4 多様な主体による公園管理運営について（地域住民）
- 問5 公園管理運営士について
- 問6 先進的な取り組み等の事例について

2. 調査の概要

(1) アンケート調査対象都市

都市公園のある都道府県、市区町村

(1,340団体)

(2) 調査期間

平成28年6月23日（木）～7月29日（金）

(3) アンケート回答状況

613団体より回答（回収率45.7%）

	全体	都道府県	市区町村
配布数	1,340	47	1,293
回収数	613	28	585
回収率	45.7%	59.6%	45.2%

3. 調査結果

(1) みどりのストックの活用状況、考え方について（公園緑地、農地）

1) 都市公園・緑地

①地方公共団体全体の公園のあり方の検討について

地方公共団体における公園のあり方について、方針を策定している地方公共団体（策定予定含む）はまだそれほど多くない。しかし、施設の老朽化や長期未整備公園、財政難などの問題を受け、過半数があり方の検討の必要性を感じている。都道府県では4割が取り組みを進めている一方で、市区町村の過半数では検討の必要性を感じているにとどまり、取り組んでいる市区町村は少ない。ただし、指定都市はほぼ半数が指針やプランを策定し既に取り組みを始めており、中核市、その他市、町村とは取り組み状況に差がみられた。

今後の意向は、施設老朽化や長期未整備公

園問題の解決も含めて公園機能・配置の再編、再整備を行いたい、財政などの問題で難しいとしている地方公共団体が多い。こうした傾向は公園数が多いほど高くなり、適正な配置や箇所数などを指すための方策が求められる。また、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、施行されると緑の基本計画において都市公園の管理に関する記載や都市農地の保全方針が追加され、今後の緑の基本計画の改訂において対応が必要となる。

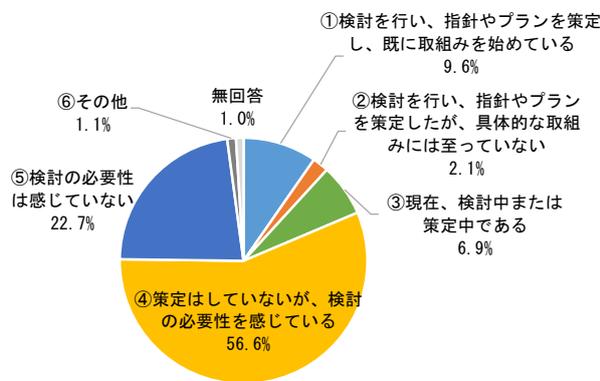


図1 公園のあり方についての検討状況

②個別公園における機能の再編・再整備の検討について

91の地方公共団体（うちプラン有 40）において事例が挙げられている。理由として施設老朽化や不十分な管理運営による利用者減が挙げられているが、地域住民からの要望を受けて行われたものや地方創生などの地方公共団体の他プランに連携したものも挙げられている。再編、再整備の結果として利用者の増加やにぎわいのある公園になったことが挙げられており、既存公園の適切な再整備は、住民の公園への関心呼び戻し、単なる整備以上の効果を生み出していると言える。

2) 都市農地

（ここでは生産緑地を含み市街化区域内にある農地を指す）

地方公共団体に関わる都市農地の公園的利

用としては、貸農園としての活用が多い。地方公共団体が農地を借りあげて子どもや市民のための農業体験教室を実施するなど、農地としての性格を活かしながら、とくに都市部において少なくなっている「土に触れ農作物を生産する喜び」を得る機会を提供している。

その他の都市農地は農林関連部局の所管となっていることが多く、こうした取り組みは農林部局やまちづくり部局が中心で行っているか、または公園部局との共同で行われており、住民へのより効果的なサービス提供においては、部局の垣根を越えた連携も不可欠となっている。

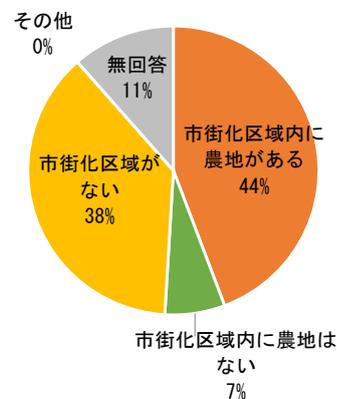


図2 都市内農地の有無（市区町村のみ）

(2) 公園における規制事項について

1) 公園利用における禁止事項・ルール設定状況

9割以上の地方公共団体が、全公園や特定の公園に対して条例や規則によって禁止事項を設けており、利用者の適切な利用を促している。

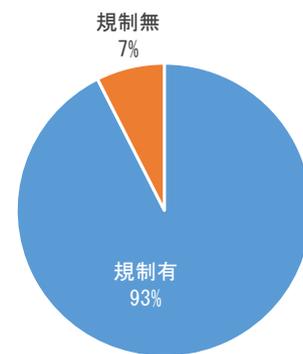


図3 公園における規制の有無

表1 公園における規制内容

(無回答除く)	全体 (552)	都道府県 (28)	市区町村 (市街化区域有) (297)	市町村 (市街化区域無) (227)
キャンプファイヤー	77%	82%	83%	69%
バーベキュー	74%	86%	82%	63%
バイクの乗り入れ	72%	79%	82%	58%
花火	70%	79%	77%	60%
出店、商業行為	70%	79%	70%	68%
フリーマーケット	61%	79%	64%	56%
木の実・草花・昆虫の採取	60%	86%	63%	53%
山菜、タケノコ等の採取	59%	79%	66%	48%
ゴルフの練習	51%	54%	64%	35%
テントを張っての宿泊	50%	54%	58%	38%
自転車の乗り入れ	47%	54%	56%	33%
公園内池での釣り	44%	61%	54%	30%
バッドを使った野球やソフトボール練習	43%	39%	55%	26%
スケートボード、BMX (バイクスクロス)	38%	50%	47%	24%
キャッチボール、ボール遊び	32%	29%	44%	17%
犬の散歩	28%	36%	36%	17%
騒音が問題になる施設の夜間利用	26%	32%	32%	17%
喫煙	22%	39%	26%	15%
ゲートボール、グラウンドゴルフ	22%	29%	25%	17%
大声での会話	18%	25%	25%	8%
追っかけっこ (走り回る)	3%	14%	11%	17%
その他	14%	21%	3%	1%

「規制無」とした地方公共団体においても、個々の禁止事項を条例で掲げずに、利用に関する注意喚起はするといった例もある。

都市公園法において「公衆の公園利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為」が禁止されているが、規制行為としてキャンプファイヤーや花火、バイクの乗入れなど明らかに危険な行為だけでなく、他の利用者の安全な利用への配慮のために必要としてキャッチボール、ボール遊びや犬の散歩など公園利用の範疇に入ると思われる行為も挙げられている。その他の禁止行為として、公園利用を妨げる行為といった記載をはじめ、公園の損傷、植物や竹木の伐採、鳥獣類の殺傷、有料イベントの開催、業としての写真または映画の撮影行為、貼り紙の設置、またドローンなど小型無人機の飛行が挙げられている。

地方公共団体区分別に見ると、いずれの都市においても規制を設けている。都道府県や市区町村（市街化区域有）では、キャンプファイヤー、バーベキュー、バイクの乗り入れ、

などが挙げられている。一方で、その他市や町村では規制している項目が少ない。

今後の対応については、「利用者が安全に公園を利用するために禁止事項やルールは必要であり、このままでよい」とする地方公共団体が大半で、その他意見としては、「公園の状況や要望を見て」、または「必要に応じて対応したい」といった意見が多い。また現状で「規制が無い」と回答している地方公共団体は、「わからない、未定」が「このままでよい」を上回るほか、「もっと設けたい」も見られる。

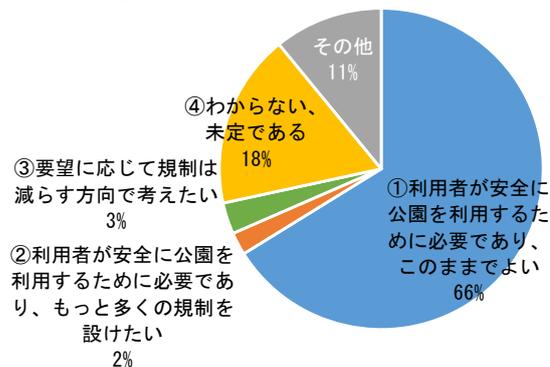


図4 今後の公園での禁止事項、ルールへの対応

## 2) 公園における「キャッチボール、ボール遊び」について

指定都市、中核市、東京都特別区のうち人口 30 万人以上の都市では半数以上が、「キャッチボール、ボール遊び」を規制の対象としており、多くが今後も継続したいとしている。

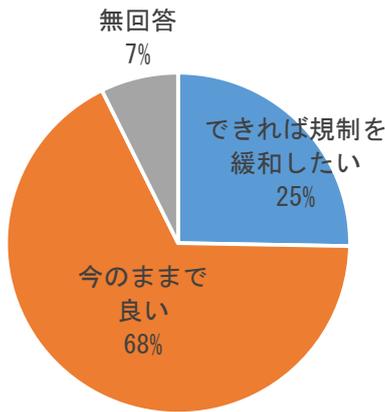


図 5 公園における「キャッチボール、ボール遊び」の規制に関する今後の考え方

こうしたボール遊びの規制緩和には、他の利用者や周辺住民に悪影響が及ばない十分な面積や立地場所、フェンス設置といった公園のハード整備だけでなく、プレイリーダーや自治会などによる適切な利用指導、利用調整などソフト的な対応がその条件として挙げられている。東京都足立区におけるボール遊びのガイドライン策定（予定）、千葉県船橋市や愛知県岡崎市におけるルール作りの検討など、公園でのボール遊び緩和に向けた新たな動きがみられる。

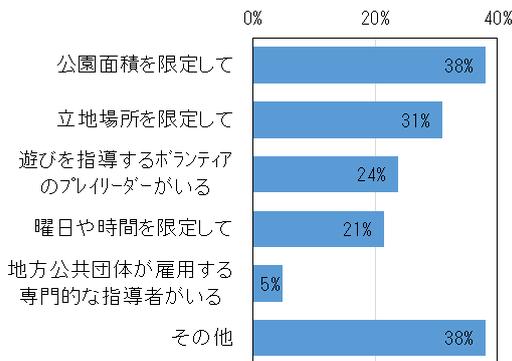


図 6 規制緩和に向けて考えられる条件

子どもの体力低下から、屋外での遊び場として公園が注目されている社会状況もあり、ボール遊びについて、地域でのルールづくりや利用ガイドラインの作成などの方策により安全な公園利用を促す取組みをすすめ、規制を緩和していく仕組みが求められる。

## (3) 公園における多様な機能について

現在の公園は、良好な都市環境や安全性の向上、子どもの遊びや憩いの場などの緑が持つ主要な機能に加えて、健康づくりや避難訓練の場などの地域拠点機能、マルシェやコスプレ撮影・イベント会場などまちの顔・観光拠点機能などさらに多様化が進んでいる。

こうした多様化は、住区基幹公園から大規模公園まで規模に関わらず見られ、駅や大型店舗、飲食店などの集客を産む施設との連携や、福祉施設や温浴施設、集会所などの地域との関わりを産む施設など公園内および隣接する施設の相乗効果を高める要因となっている。

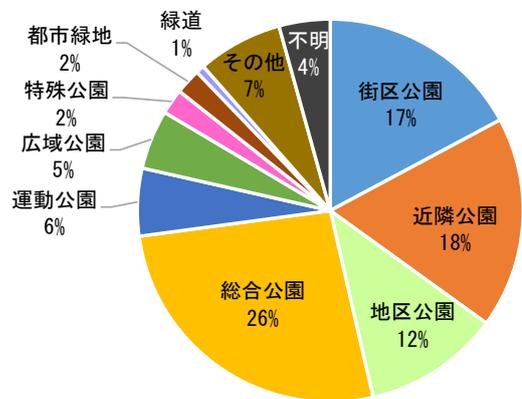


図 7 多様な機能を持つ公園の事例

公園内または隣接してあれば良い施設として、喫茶店やカフェ、保育所や幼稚園、児童預かり所などが挙げられた。周辺施設などと連携を図りながら、公園の持つポテンシャルを観光や地域のにぎわいづくり、まちづくりにより一層活用することが期待されており、これらを後押しする施策や規制緩和が求められる。ただし公園内という限られた面積の中

での活用については、本来の公園利用を阻害しないよう利用者および地域住民への十分な説明や話し合いが必要といえる。

(4) 多様な主体による公園管理運営について (地域住民)

公園の管理運営はこれまでは自治会や公園愛護会によるものが多かったが、指定管理者制度の導入により、近年では任意団体やNPOによる管理運営が増えてきている。これは、とくに大規模で多様な管理運営体制が期待される都道府県公園で多くなっている。

管理運営内容では、これまでの単なる公園の清掃管理から、花壇や水辺、竹林、里山の管理、各種教室の開催、プレイパークの運営、イベントの開催など、管理者自らが持つ特殊な技術を生かした管理運営を行っている。

こうした新たに管理者となる主体は、公園の特性に応じたユニークで適切な管理運営が期待される一方で、これまで経験が無いため都市公園における施設や植栽の管理技術・ノウハウが不足する懸念もあり、基本的な公園管理技術を獲得・維持していくことが求められる。

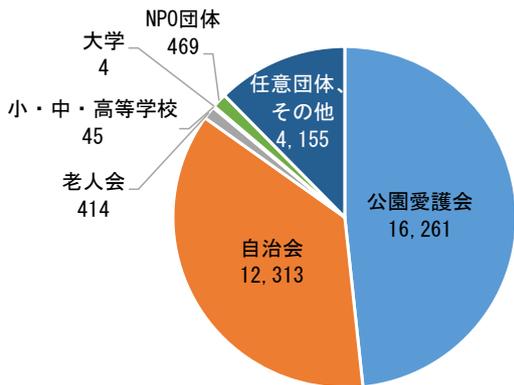


図8 地域住民により管理運営されている公園数

(5) 公園管理運営士について

公園管理運営士の認知状況は4割程度で、評価対象に活用している地方公共団体はそのうちの3割以下とあまり高くない状況にある。積極的に知名度を上げるために地方公共団体、

民間企業への情報発信が求められる。

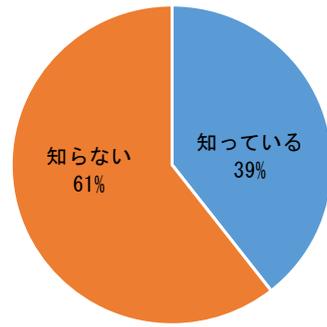


図9 公園管理運営士認知状況

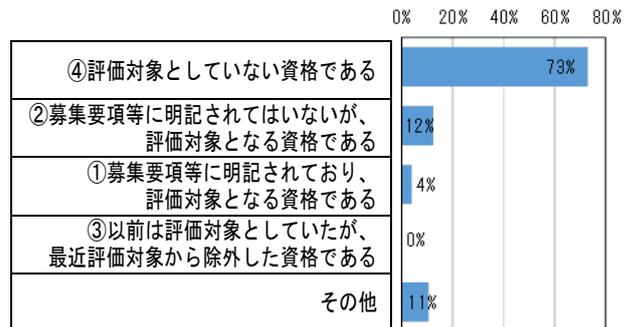


図10 公園管理運営士の活用状況

(6) 先進的な取り組み等の事例について

全国の地方公共団体から視察の依頼が来た際に視察地として紹介する都市公園としては、都道府県から7公園、市区町村からは41公園が挙げられている。先進的またはユニークな取り組みや力を入れて取り組んでいる事業の事例としては、都道府県から3公園、市区町村から27公園が挙げられている。テーマとしては、「市民参加」が12件と最も多い(重複あり)。

表2 先進的事例のテーマ分類

事例テーマ	件数
魅力的な小規模公園づくり	2
安全・安心な公園づくり	6
他事業との連携	1
民間活力の導入	5
市民参加	12
財源の確保	2
健康づくり	2
自然再生・生物多様性	1
緑地保全、緑化推進	4
地域振興、地域活性化	3
観光、歴史・文化の伝承	2
その他	5

## 公園緑地整備・管理事例の収集

事業部事業課長 唐澤 千寿穂

### 1. はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、都市インフラストックの拡大、国や地方自治体の厳しい財政状況など、都市を取り巻く社会状況は大きく変化している。

平成 28 年 5 月に国土交通省がとりまとめた「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書の中で、今後重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」が示された。

今後は、戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化、柔軟な都市公園の活用方策、多様な主体の効果的な連携による仕組みづくりが求められる。

当協会は、様々な事業を通してこのような事例となるような多くの先進事例を紹介してきたが、その先進事例の中から、職員自らが直接現場の取り組み状況などを取材し取りまとめた 10 事例を紹介する。

### 2. 平成 28 年熊本地震における公園利用

#### ～熊本市内等の都市公園利用実態調査～

#### (1) 平成 28 年熊本地震の被災状況

平成 29 (2017) 年 1 月 17 日現在、熊本県内での人的被害は死者 176 人、重軽傷者 2,637 人である。住家については、前震での被害は軽微であったものの、本震で全壊に至ったという事例が多く、また、木造建物のほか旧耐震基準の RC 造建物にも多くの被害が出た。中には地方公共団体の庁舎や指定避難場所が使用不能となったところもあった。

このほか、阿蘇地方では大規模な土石流や地すべりが多数発生し、長さ 205m の国道 57 号阿蘇大橋が落橋する事態となった。

#### (2) 公園の被害状況

県内の都市公園の被害状況を熊本県が取りまとめた試算では、県内全体での都市公園の被害は 98 か所、被害額は 293 億円に及んだ(平成 28 (2016) 年 6 月 1 日熊本県発表)。

その後の災害査定の結果では、県内全体での都市公園は 38 か所、金額は 67 億 99 百万円となった(平成 28 (2016) 年 12 月 28 日熊本県発表)。

県内の都市公園で特に被害が目立った公園は、国の文化財に指定されている石垣や建物が多数崩壊した熊本城公園、全天候型グラウンドの天井材が落下するなどした熊本県民総合運動公園、広い範囲で液状化が発生した水前寺江津湖公園などがあげられる。

#### (3) 熊本市内等の都市公園等利用実態調査

平成 28 (2016) 年 4 月から 5 月にかけて現地の被災状況や避難地等の利用実態について調査を行った。

第 1 次調査(直後から緊急段階)では、強い揺れ、余震が続いたため、「とにかく建物から離れたい」という避難者が多数いた。

第 2 次調査(緊急から応急段階)では、学校を中心に避難所、支援拠点が開設されているが、公園が拠点となっている様子はあまり見られず、車中泊や車の置き場所として利用されていた。公園に避難していても車で出入りをするため、避難場所としてのまとまりが

感じられなかった。

防災施設のうち、よく使われているのは備蓄倉庫や耐震性貯水槽で、かまどベンチやマンホールトイレ、非常用電源はあまり使われていなかった。熊本市の公園には集会所（老人憩いの家等）が整備されているが、利用状況にはバラツキが見られた。

第3次調査（復旧・復興の段階）を5月19日～21日で実施した。熊本市内では公園を使った避難所は解消されつつあったが、一部の公園では車両やテントでの避難が見られた。その他第1～2次調査で車両やテント避難が見られた数か所の公園では、すでに避難者は滞在していなかった。益城町、御船町では町の中心にある公園が避難場所として使われており、特に益城町総合運動公園では、避難の長期化に向けて避難所を少しでも快適にするための対策工事等が始まっていた。

#### （4）まとめと今後の課題

熊本地震では、車両避難が多くこれまでの地域防災計画や備蓄計画、避難所開設マニュアル等ではあまり考慮されておらず、今後の検討が必要である。熊本地震は、阪神淡路大震災以降に「防災公園」「防災公園施設」を整備してきた大都市を襲った直下型地震であり、今後は避難行動を助けるために整備された「防災公園・施設」の使い方やハード・ソフトの両面から検証する必要がある。

### 3. 安全規準に対応した現場打遊具の改修 ～北谷端公園石の山と行船公園ジャンボスライダーの事例～

#### （1）はじめに

近年、子供の遊具における事故の発生等を受けて、遊具の安全に対する世論が高まっている。平成26（2014）年には国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（以下 安全指針）が公園管理者等に対して通知され、同年に業界規準であ

る（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」（以下 安全規準）も公開された。

「現場打遊具」は、安全指針では「石の山・コンクリート製の山や地形を利用したすべり台等、現場に合わせてコンクリート等を打設して築造した遊具」とされており、職人によって製作されるオリジナルの遊具である。遊び方も様々で、集団で遊び空間を展開することができ、他の遊具に比べ寿命も長いため多世代に親しまれている。しかし、昭和に製作された現場打遊具は老朽化や職人の減少、遊具の指針・規準に対応した安全確保が難しい等の問題があるため、改修困難と判断されたのち撤去されるといった例が増加している。

#### （2）東京都北区北谷橋公園での事例

##### 1）改修の背景と目的

北谷端公園は、昭和18（1943）年に開園し昭和37（1962）年に再整備が行われたが、その後は大きな改修等は実施されていなかった。そのため、経年等による老朽化が進行していた。平成22（2010）年3月策定「北区基本計画2010」の基本目標「安全で快適なうらおいのあるまちづくり」における「まちなかお花畑整備事業」の対象公園に位置付けられ、再生整備事業が実施されることとなった。

##### 2）再生整備事業の概要

平成23（2011）年度にワークショップ方式による基本設計がはじめられ平成26（2014）年に供用開始された。石の山の改修については、北区では遊具の設計は安全基準に基づいて実施しており石の山についても改修時に最新版であったJPFA-S:2008の基準に基づき改修ポイントを検討して設計がすすめられた。供用開始後の管理は公園河川係が担当している。遊具点検は年1回、見回りは行っていないが公園清掃の委託者が異常を発見した場合は連絡をもらう体制とし、連携を取っている。現在までに異常や事故は発生していない。

### (3) 東京都江戸川区行船公園での事例

#### 1) 改修の背景と目的

行船公園は、区営の自然動物園と築山池泉廻遊式の平成庭園で構成されている。自然動物園は平成 25 (2013) 年に開園 30 周年を迎えた。同園内のジャンボスライダーは昭和 42 (1967) 年に設置され、親子連れや子どもの利用が多いことから老朽化及び安全確保対策の観点から安全性を見直し、改修を行うこととなった。改修内容の検討にあたっては、JPFA-S:2008 の安全規準と整合を取った。

#### 2) 再生整備事業の概要

改修計画・設計、実施設計ののち平成 22 (2010) 年度に整備工事を行い、同年度に供用開始した。安全基準に基づき主な改修ポイントを検討して改修がすすめられた。

## 4. 指定管理者による施設のリニューアル提案

### ～大阪府営蜻蛉池公園『あじさい園』～

#### (1) はじめに

蜻蛉池公園は、大阪府岸和田市の自然豊かな丘陵部に立地し、地元の市民をはじめ、泉州地域の都市住民を中心とした利用者が訪れる公園である。指定管理者は蜻蛉池公園 P&M グループ (一般財団法人大阪府公園協会、岸和田造園緑化協同組合、株式会社ヘッズ) で、公園の魅力向上や活性化を通してさらなるサービス向上を目指し、提案から再整備につながった取り組みである。

#### (2) あじさい公園の整備・改修

あじさい園植栽改善提案書を大阪府と指定管理者のワーキング形式で作成した。施工提案では、厳しい環境に位置していたあじさい園に対応できるよう適正な植栽基盤づくりや、多様な品種が存在する特性を活かした、あじさい園の魅力向上のための整備・改修を検討し提案した。さらに、計画提案に引き続き、

設計に向けて指定管理者、大阪府との共同で実施された。

施工に際しては、あじさいの配植計画を作成し、高木の植栽や土壌の改善、新品種の導入などが行われた。工事は全部で三期位が見込まれており、現在は一期が終了したところである。

#### (3) まとめと今後の取り組み

こうした植栽管理の取り組みは、JV の強みを生かした適切な体制によって実施され、指定管理者として従来の委託による管理運営を踏襲するのではなく、計画・整備の結果をハード面もソフト面も含めて検証し実施している。

## 5. 市民とともに育てつづける「ハーフメイド」エリアを持つ公園

### ～大阪府高槻市安満遺跡公園～

#### (1) 整備の概要

高槻市の中心市街地周辺の京大農場跡地一帯を整備し、国史跡安満遺跡を保存・活用するとともに防災機能を備えた緑豊かな公園の整備を進めている。公園区域 (約 20.9ha) のうち、国史跡指定地 (安満遺跡) については、「史跡事業エリア」、それ以外の区域では、防災公園街区整備事業を活用する「防災事業エリア」とし一体的に整備を行っている。

平成 24 (2012) 年から整備構想検討化委員会のほか、市民ワークショップなども開催し平成 26 (2014) 年 3 月に公園整備構想を策定した。

「市民とともに育てつづける公園」の理念のもと、市民が主体となるソフト活動を重視し、構想段階から市民が参画することによって、社会状況やニーズに合わせて変化させていく「ハーフメイド」エリアを設定し、計画段階から将来にわたって市民とともに育てていく、成長する公園づくりに取り組んでいる。

#### (2) 市民活動プロジェクト

平成 26 (2014) 年度からスタートし、高槻が好きだという地域愛を持つ市民が参加している。参加者の年齢層は若く、子育て世代の参加が目立つ。6 つに区分されたグループに分かれて、市役所会議室や公園計画地を活動場所としてグループワークが展開されている。こうした活動内容は公園の計画・設計にも反映されており、整備構想時にはなかった「せせらぎ」や「土広場」、「ステージ」、「水田表現」が計画図に追加されている。

### (3) 民間活力の導入

建設を予定している「全天候型子どもの遊び施設」の複合施設は、サウンディング型市場調査を経て、都市公園法上の公園施設管理許可に基づいて管理運営を行う事業者を募集し、民間事業者が選定されている。そのほか、公園の運営管理や軽飲食店(カフェ)の設置に向けたサウンディング型市場調査も実施している。

### (4) まとめ

平成 31 (2019) 年に一次開園を予定しており、テーマ型コミュニティである市民活動プロジェクトによる市民参画を通して、愛着を持った市民とともに育てつづける公園となることを期待したい。

## 6. プラットフォーム戦略に基づく市民協働の公園づくり

～沖縄県奥武山公園～

### (1) 公園の概要

那覇市の中心部近くに位置する公園で、官庁街や商業の中心である国際通りともほど近く、那覇港とこれに注ぐ国場川に面している。昭和 48 (1973) 年に開催された復帰記念特別国体(若夏国体)の主会場として整備され、各種運動施設が整備されている。立地特性と交通利便性の良さから、スポーツのほか、数多くの集客イベントが開催されており、県民

の憩いの場として親しまれている。

### (2) 「おうのやまガーデンクラブ」

奥武山公園を市民の憩いの場、心身のリフレッシュをする場、庭づくり、景観づくり、野菜や蜂蜜等の物産づくりの場、多様な市民が学舎作業を共に行い、コミュニケーションが促進される場として活性化を図り、会員以外の来園者も含めて広く市民及び地域に貢献する取り組みを公園サポーターとして展開するため平成 27 (2015) 年に設置された。

《主な活動》

- 関係機関及び関係者との各種協議や調整
- 活動計画及び予算の確保
- クラブの広報、会員の募集、寄付等の募集
- 会員の管理及び会費の徴収
- 個々の活動の企画、資機材等の調達、告知及び当日の運営
- 経理業務、監査及び会計報告
- 年次活動報告書の作成及び関係先への提出等

### (3) 今後の展開

ガーデンクラブをプラットフォームの運営者として設定し、ルール整備や役割分担の明確化のもと、今後様々なサービスを提供していくことが期待される。

こうした取り組みは緒に就いたばかりであるため、行政と市民団体との適切な距離感を保ちながら協働を進め、これからの公園文化の醸成やまちづくりへの寄与につながっていくことが期待される。

## 7. キャッチボールのできる公園づくり

～「キャッチボールのできる公園づくりモデル事業」その後と、ボール遊びの可能な公園への取り組み～

### (1) キャッチボールのできる公園づくりモデル事業について

キャッチボール遊びを通して子どもの社会性の育成、ふれあいの促進、健康増進に

役立てることにより、健全な青少年の育成に資するとともに、公園の利用促進の一環として、地域野球関係者をはじめとする公園を利用する側、公園を管理する側の双方において、公園でキャッチボールを行う場合の共通認識を高めることを目的として、キャッチボールのできる公園づくり推進会（事務局は日本公園緑地協会）が設置され、地方公共団体等が、この趣旨に沿って行う取り組みに対し、モデル事業としてソフト・ハードの両面から（社）日本野球機構等からの助成金を活用して支援を行った。助成は平成 18(2006)年度から平成 22(2010)年度までの 5 年間で、43 団体（うち 1 団体は 2 回）へ助成を行った。現在は終了している。

## （２）松山市の取り組み

平成 18（2006）年にキャッチボールのできる公園づくり事業に応募いただき、平井公園での「親と子のキャッチボール教室」からスタートした松山市では、その後も「ボール遊びのできる公園づくり」事業として、毎年 1～2 公園ずつ整備し、指定を進めている。特別な予算を組んでいる訳ではなく、公園緑地課の年間予算の中でやりくりしている。

## （３）ボール遊びができる公園の最近の取り組み例

・千代田区：子どもの遊び場事業として、区内の 6 か所の公園や区民施設で、時間・場所を限定してボール遊び等が自由にできる。プレーリーダーと一緒に遊んだり、道具の貸し出しを行っている。

・船橋市：公園でのボール遊びの可能性を検証するため、平成 28（2016）年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 3 か月間、市内 5 公園で試行事業を実施した。

・大和市：「大和市子どもの外遊びに関する

基本条例」を制定し、市内 13 公園に防球ネットを設置し、「ボール遊びもできる公園」とすることで、外で遊べる環境の整備を進めている。

## 8. 公園利用の可能性を広げる多様な取り組み

### ～新宿区立新宿中央公園～

#### （１）新宿中央公園の概要

都庁を含む高層ビル群のビジネス地区にあり、大都会のオアシスとして親しまれている緑豊かな公園である。かつて淀橋浄水場だった場所に新宿副都心建設事業の一環として、昭和 43（1968）年に風致公園として整備された。昭和 50（1975）年に東京都から新宿区に移管され、数回に渡って大規模な改修工事が行われた。現在の敷地面積は 8.8ha である。

#### （２）指定管理者の取り組み

一般財団法人公園財団と株式会社昭和造園、日建総業株式会社の 3 社が「新宿中央公園パークアップ共同体」として、指定管理を行い主に 5 つの取り組みを行ってきた。

1）第一印象を変える（ハードの改善）を行った。工事用バリケードの撤去や、園内を 3 つの景観区に分けて樹木の剪定や草刈りなどを行った。

2）不適切利用の解消のため、毎朝声かけパトロールを実施し、区のみどり公園課をはじめ福祉担当、NPO 団体などと連携・協働し、自立支援のための個別面談を行うなどの対策を講じた。これらの活動により、2 年後には園内起居者はゼロになり、現在も維持されている

3）オフィスワーカーをターゲットとした自主事業に取り組んだ。ランチタイムに 6 台程度のケイタリングカーを出店、オモシロ自転車のレンタルを期間限定実施、自販機を増設した。

4)「新宿副都心エリア環境改善委員会」と連携して「イブニングバー（ビアガーデン）」を共催した。

### (3) 今後の取り組み

様々なイベントや企画の提案が、持ち込まれるようになってきた。新宿区では、平成28(2016)年度から新宿駅周辺のまちづくりの核になる事業として「新宿中央公園魅力向上推進計画」の策定に取り組んでいる。この検討内容と連動しながら、指定管理者として取り組める施策などを今後計画的に展開していく。

## 9. 子どもリピーターを増やす取り組み

### ～小田原フラワーガーデン～

#### (1) フラワーガーデンの概要

『花と緑の生活文化の創造』をメインテーマに「豊かなライフスタイルを築く“楽しい花園”づくり」を目指して平成7(1995)年にオープンした。平成23(2011)年度より指定管理者として、西武造園株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、株式会社加藤造園が行っている。

主な施設は、トロピカルドーム温室、溪流の梅林、バラ園、花しょうぶ、アルカディア広場、踊る噴水、カフェハイビスカス、フラワーショップ等がある。

#### (2) 利用者増への取り組み

主な取り組みとして、今までの植物園という比較的年齢層の高い方の来園が多かったため、フラワーガーデンでは子ども達が来るコンテンツを検討した。「世界中を旅している謎の植物学者 アロア・ウッドが探検隊員を募集している」という設定で、来場した子ども達にミッションカードを配り、温室を回って貰い、ミッションをクリアした人には隊員証にスタンプを押すようになっていく。ミッションの数によりラン

クアップし、最後は正隊員になることができる。今までの高齢者中心の利用者層では入園料収入がなかなか伸びなかったが、小学生の子どもと親御さんでの来園が増えたため、平成23(2011)年にアロア・ウッドの企画を始めてから、入園者も収入も伸びている。今後は、子ども達の興味や向上心を継続させるための更なる取り組みを展開していく予定である。

## 10. 積極的な花修景による「感動分岐点」を超える公園づくり

### ～はままつフラワーパーク～

#### (1) フラワーパークの概要

はままつフラワーパーク（以下フラワーパークと略す）は、植物園、動物園を有する館山寺総合公園の一角を占める施設である。なお、フラワーパークは昭和45(1970)年に開園、館山寺総合公園は昭和54(1979)年に都市公園として認定されている。

#### (2) 管理の概要

平成25(2013)年度から指定管理者制度の導入にあわせ、「公益財団法人浜松市花みどり振興財団」へ移行し、現在は2期目であり平成28(2016)年から平成32(2020)年までの5か年で公募により選定されている。

#### (3) 入園料変動料金制の導入

年間の入園者の比率は、春季の3～6月のサクラやチューリップ、バラ、フジ等が次々に開花するもっとも花のきれいなこの4か月間が、65～70%を占めており、7～9月の入園者は10%に満たなかった。そのため、「季節や花の見ごろに応じた適正な価格制度に基づいた入園料の徴収」となる変動料金制を取り入れることとした。従前は、高齢者の利用が主体であったが、導入後は有料期間には見られなくなった乳幼児を連れた家

族の増加等、新しい客層の開拓にもつながっている。

#### (4) 今後の展開

今後着実に入園者を増加させるためには、これまで蓄積してきた技術を活用して、感動や癒しを提供し、そうした取り組みをリアルタイムで情報発信し続けることが必要である。さらに、入園者が感動しているかどうかという「感動分岐点」こそ重要であり、それを超えるための公園づくりを今後も続けていく。

### 11. 「名古屋市公園経営基本方針」に基づくパークマネジメントプランの作成と実践

#### (1) 公園経営基本方針

平成 23 (2011) 年度から平成 32 (2020) 年度を計画期間とする「なごや緑の基本計画 2020」で、3つのリーディングプロジェクトが掲げられており、このうち「Project 3 今ある緑を可能な限り保全する～まもろまい! なごやの緑～」で位置づけられた「③都市公園の利活用の推進」を図るものである。

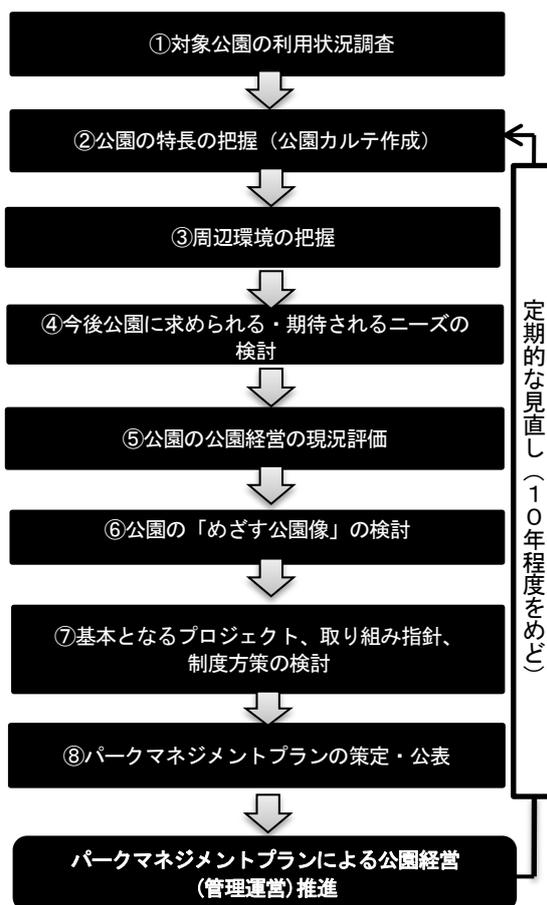
「名古屋市の公園経営」とは、従来の行政主導による維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園の利活用重視の発想により公園の経営資源を最大限に活用していく新たな管理運営の考え方である。

名古屋市においては、市民ニーズを考慮した公園経営を第一とし、公園を「市民の資産」としてとらえ、多くの人々の関わりの中で、市民全体が公園経営の成果を享受できるように「管理する資産」から「経営する資産」へと公園の管理運営のあり方を大きく変革していくものである。

#### (2) 公園経営事業展開プラン

「公園経営基本方針」に基づく具体的な取り組みを効果的に推進するために、優先的に取り組むべき課題と戦略的展開を「公園経営事業展開プラン」としてまとめている。事業展開プランの推進により、市民や事業者が名古屋市とともに公園の管理運営の主役となって公園経営に参画することで、公園が真に“公=みんな”の公園となることを目指している。

#### (3) パークマネジメントプランの作成手順



#### (4) 今後の取り組み

管理運営方針（パークマネジメントプラン）は、各々の公園のニーズを把握し、そ

の公園の特性を踏まえて、「公園がめざすべき姿」と「それに向けた取り組み方針」について具体的に定めている。これまでに管理運営方針を作成した公園は13公園となっている。今後も「公園経営基本方針」及び「事業展開プラン」に基づく事業展開を図る中で、名古屋市を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて取り組み内容を適切に見直していく。

### 各事例の写真(抜粋)



写真1 熊本城



写真3 小田原フラワーガーデン



写真2 行船公園



写真4 はままつフラワーパーク

■自主研究 II-06

都市公園におけるトイレのあり方に関する調査研究

調査研究部 主任研究員：小林 恭子

1. はじめに

都市公園においては、都市公園移動等円滑化基準により特定公園施設であるトイレのバリアフリー化は着実に進められてきた。一方で、公園行政は都市公園の整備費、維持管理費の確保が難しい中、多くの公園施設同様にトイレも老朽化によるリニューアルの時期を迎えている。再整備を機会に近年の多様化するニーズに対応してさらに一步進んだトイレの利便性・快適性を実現し、都市公園の利用活性化による都市の居住環境の向上に貢献することが本研究のねらいである。

2. 実施内容

近年増加する都市公園における子育て世代の利用促進や防犯面の向上等のニーズに対応する公園トイレのあり方を検討するための基礎資料として都市公園のトイレに関する課題や問題点を把握するため、平成 27 年度は全

国の地方公共団体を対象としたアンケート調査とトイレメーカー等の協力を得てトイレ利用者に対するニーズ調査を実施した。さらに、公園トイレ改善の機運を高め、公園トイレの質の向上を訴えるためのフォーラムを開催するとともに、さいたま市の協力を得て地域参加による公園トイレの改善方策のパイロットプランを実施した。

平成 28 年度は、平成 27 年度の成果や収集した資料の再整理と公園の指定管理者や清掃業者、ユニバーサルデザインの有識者等へのヒアリングから、公園が抱える課題を明らかにした（図-1）。さらに、今後の公園トイレについてどのような事項を打ち出すべきかを現場実務者との意見交換（トイレミーティング）で検討し、その成果を公園管理者向けの普及啓発パンフレットとしてとりまとめた。この度は平成 28 年度の取り組みについて報告する。

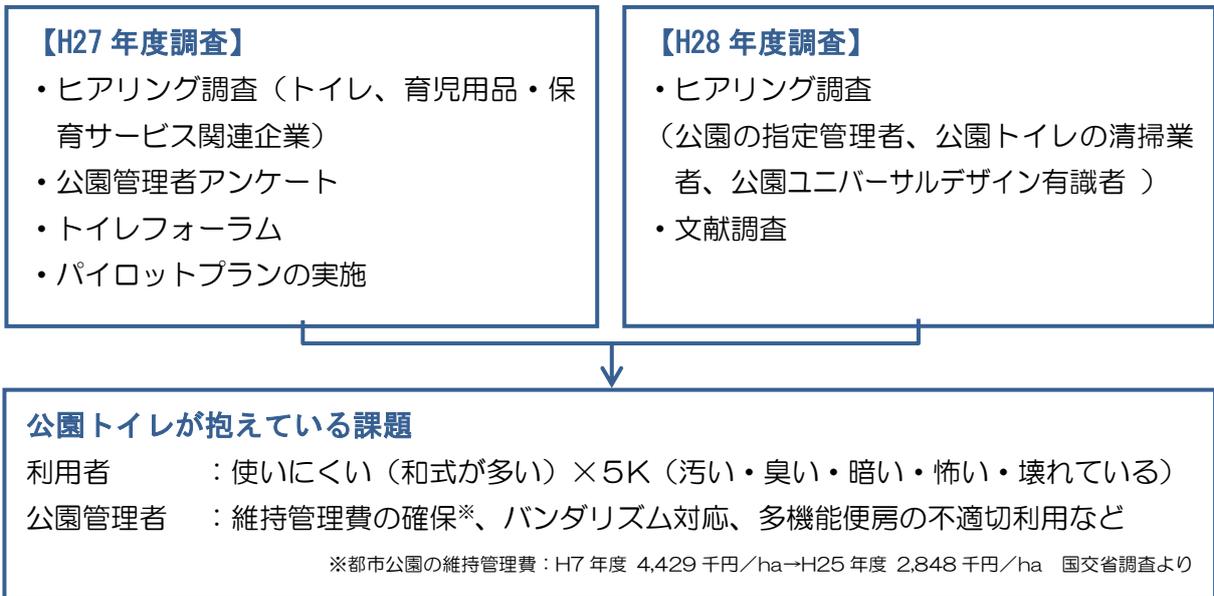


図-1 公園トイレの課題の収集・整理

### 3. トイレミーティング

少子高齢社会のニーズとして、とりわけ女性や育児中の親子が利用しやすい環境の確保のため、都市公園のトイレのあり方、質を高める改善のアイデアを実務者として現場を良く知る出席者とともに議論・検討した。

#### (1) 開催概要

##### 1) テーマ

##### ・公園トイレの抱える課題への対応

前年度の調査研究から整理した公園トイレの取り組むべき課題をもとに、参加者全員で取り組むべき事項を話し合い、都市公園で実施可能な改善案をとりまとめるためのヒントを検討することを目的に開催した。

##### 2) 参加者

事務局である当協会職員と下記の10名で公園トイレの課題解決について話し合う意見交換会を開催した。会には、現場に近い立場から公園緑地行政、指定管理者、トイレ設備メーカー、公園トイレの設計そしてトイレに関する幅広い知見を持つ有識者を招聘した。

表-1 ミーティング参加者

所属	氏名
(行政)葛飾区 都市整備部 公園課 、 道路補修課	大徳氏、兵頭氏、 山本氏 桂氏
(行政)武蔵野市 環境部 緑のまち推進課 課長補佐	中迫 健作氏
(指定管理者) (公財)さいたま市公園緑地協会 事業G 副G長	清水 博司氏
(トイレ設備メーカー) コンビウイズ(株)営業部営業企画 マーケティングG マネージャー	内田 将夫氏
(公共トイレ設計者) (有)設計事務所ゴンドラ 代表	小林 純子氏
(公園設計者) (株)都市計画研究所 取締役	林 務氏
(トイレ有識者) (特非)日本トイレ研究所 代表理事	加藤 篤氏

#### 3) 開催日時・場所

日時：平成28年12月7日(水)

14:00~16:30

場所：(一社)日本公園緑地協会 大会議室

#### (2) 意見交換

昨年度さいたま市松原公園で実施したトイレのリニューアルワークショップに有志で参加いただいた葛飾区から、行政が抱える公園トイレの課題について、お話いただき、葛飾区の課題対応を中心に話を進めた。

##### 1) 行政の抱えるトイレの課題

葛飾区では、児童遊園を含めた所管する公園緑地の7割以上の公園にトイレを設置しており、未だ利用者からは設置要望がある一方、近隣住民からは汚い臭い若者が集まって騒ぐなどの迷惑施設として設置の合意が得にくい状況にある。公園トイレは、年間管理費の負担が大きい上に、落書きや悪質ないたずらの標的になる確率も高い。区では園内へのゴミの不法投棄や便器が破壊されるなどの被害から、平成29年5月からの運用開始(予定)で一部の公園に防犯カメラを設置する対策をとることにしている。

さいたま市公園緑地協会の管理する公園では、トイレを設置している公園は全体の2割に満たないものの、一部の公園では落書きや便器を割られるなどの被害が起きている。

一方、武蔵野市では所管する177公園の内トイレを設置しているのは14公園に留まる。市では公園トイレ設置のルールを定め、長時間の利用が想定され、近隣住民以外にも利用される公園など、一定の基準を満たした場合のみ設置することとしてきた。設置したトイレは1日2回清掃を行い、花を飾るなどの清掃職員の工夫もあるためか、苦情はほとんどない。

当協会が前年実施した全国の地方公共団体に対するアンケートからも、トイレの設置数に係らず、多くの団体で葛飾区同様に公園トイレが落書きや悪質ないたずらの対象となり、迷惑施設になっているという課題を抱えている。老朽化による改修を機会に、武蔵野市のように基準を設けてトイレの設置数を適正に管理できる数にまで統廃合を検討してい

る団体もある。また、維持管理費だけでなくトイレの洋式化やバリアフリー化のための予算確保にも苦慮しているとの回答も多く、全体として公園トイレを削減する意向が強いと推察する。

## 2) 5K (汚い・臭い・暗い・怖い・壊れている) への対策

既往文献の整理から、公衆トイレや公園トイレに対する悪い印象は「汚い・臭い・暗い・怖い・壊れている」の5Kである。5Kの払しょく、改善策について話し合った。

### ①汚い・臭い対策

葛飾区の公衆トイレの清掃回数は1日1~2回、武蔵野市の公園トイレは1日2回清掃し、洗剤を使った床や便器の清掃や尿石除去剤を使用するなどして臭いの原因となる尿石が蓄積しないように配慮されている。また、さいたま市公園緑地協会では芳香剤などを設置し、臭いの除去に効果を発揮している。

公共トイレの設計者として著名な小林氏からは、「日本のトイレは世界一と思っていたが調査したら非常に汚い公園トイレがたくさんあった。まずは清掃を徹底すべき。」という意見がでた。商業施設や駅のトイレと比べると清掃頻度が低く、かける時間と作業内容も違う。「商業施設では専門の清掃業者が1日7回清掃し、朝夕は1時間程度かけて拭き掃除や紙の補充などをしたうえで、3か月に1から半年に1回は特殊清掃を行っている。公衆トイレなどは清掃の専門でない委託業者が1箇所10~15分程度しか行わない所が多い。」とのことだった。

公園トイレは場所や時期によって利用者数の変動が大きい。商業施設と同様とまでは行かないものの、まずは日常の清掃を徹底し、外壁を含めてトイレ全体の汚れの定着を防ぐことが重要である。

### ②安心 (暗い・怖い) 対策

コンビウヰズ(株)内田氏から、昨年実施した公園トイレへのニーズ調査で、人目につ

にくい場所にトイレがあると怖いとの利用者の声が報告された。人が隠れられるような物を周り設けずに見通しを良くする必要がある。

小林氏からは、公園トイレを新設する場合は、できるだけオープンにすることが重要であるご指摘いただいた。トイレを恥ずかしい、見えないようにしようとする閉鎖的になってしまう。用を足しているところは見えないようにしつつ、手洗いなどの場所を明るく開放的にすることで安心感につながる。

日本トイレ研究所の加藤氏からは、公園トイレはタクシー運転手の利用が多いので、タクシー会社に管理に協力してもらってはどうかという意見がでた。葛飾区からも最近はその連れ込みなど防犯上の問題もあるので、タクシー運転手と連携できると良い意見があった。

その他にも、自動販売機を設置すれば収益も得られ、人の立ち寄りや夜間の照明を補う効果も多少期待できるなどの意見もあった。事例調査からかも自販機やベンチ、管理事務所の隣接などによって人目を増やすこと、人目があることをアピールすること、トイレの外装、内装を明るい雰囲気にして安心感を高めるなどの方策が考えられる。

### ③バンダリズム (破壊) 対策

注意看板を設けても効果は上がらない。小林氏から「落書きを落としやすい塗料などの素材による対策はあるが信頼性やコストに問題がある。地域の見守り隊を増やすなどの別の方法と一緒に考えたい。」との意見を受け、落書きを毎回スプレーで消す対処以外にどのような対策があるのか、意見を交わした。

武蔵野市の花を飾っているトイレや、加藤氏からの落書きの酷かった駅前トイレをWSでペイントしたところ被害が無くなった話から、抜本的な解決には至らないものの、大切に管理されていることが分かる雰囲気が被害の軽減に繋がるのではないかと想定された。

また、さいたま市では多機能便房等のトイレの夜間施錠は実施していない。ラジオ体操の早朝利用から夜間利用にも対応することを考えると、特に設置数が多い区では対応が難しい状況にある。一方、武蔵野市では公園トイレは公園利用者のための施設であるという整理から、夜間利用が少ない公園では清掃業者が朝夕の清掃時に施錠解錠を行っている。悪質ないたずらや犯罪防止の観点から考えれば施錠管理が望ましいが利用実態や地域住民との協力が得られるかなどの事情によって対応は分かれる。

3)ユニバーサルデザインへの対応

葛飾区から、「小規模公園の既存トイレをバリアフリー化する場合、建ぺい率2%を超えてしまう場合がある。他の公園施設の利用に支障が出る場合もあって、一律対応は難しい。」との意見がでた。公園設計の(株)都市計画研究所林氏からも「小規模公園では建ぺい率があるので、多機能便房が良いのか簡易多機能便房2つが良いのか迷う。」との意見が有り、小規模公園での対応の難しさが明らかになった。

①便房の広さ

ベビーカーは大切な財産を入れた荷物入れのため、外に置いたままトイレに入ることには無いが、ベビーカーをたたんでトイレに持ち込む人はほとんどいない。結果、多機能便房に利用が集中することがある。

内田氏、小林氏の調べから、ベビーカーを入れるためには、扉幅が750~800mm必要になる。また、おむつ交換シート、ベビーチェア、着替え台を設置した場合、ベビーカーが入る最小の大きさは1400mm×1600mmになる。

②子ども連れ対応設備

コンビウィズ(株)のニーズ調査の結果と販売状況から着替え台の設置が子ども連れのニーズが高い。林氏からも公園整備のWSで着替え台を付けてほしいという要望が多くあるとの意見があった。子どもに用を足させる時、

ズボンなどと一緒に必ず靴も脱がせるため、着替え台が必要になる。棚に手が届かない車いす利用者の荷物置場にも有効であることから、子ども連れだけでなく大人にも利用される設備である。

また、保育園などの団体利用では子どもが手を洗うことができる高さの手洗いの設置に対する要望などもあがっている。

③外国人観光客への対応

京都市ではトイレの使用方法に関する外国人観光客向けの啓発ステッカーを作成している。便座の座り方、紙の捨て場所、洗浄方法の3つを絵と文字で表示した分かりやすいステッカーは、京都市内の都市公園だけでなく観光利用の多い全国の公園で利用されている。トイレの利用方法は国によって異なる。今後益々多くの国から観光客が来ることを想定して対応していく必要がある。



図-2 トイレの使用方法に関する外国人観光客向け啓発ステッカー (京都市循環型社会推進部まち美化推進課)

ミーティングでは、葛飾区では外国人観光客の利用は駅周辺や観光地で、堀切菖蒲園などの観光利用が多い公園では検討をはじめているが、全公園でトイレの利用案内の多言語化に対応する状況にはなかった。さいたま市と武蔵野市も同様で全ての公園が多言語化を求められる状況ではない。

4)公園トイレ設置の考え方

武蔵野市では公園トイレの設置ルールを設

け、適正な管理水準を保っている。

表-2 武蔵野市の公園トイレ設置ルール

トイレを設置しない公園
児童遊園、街区公園等の250m圏内の住民利用を想定した公園(自宅のトイレを使うように説明。)
トイレを設置する公園
大勢の人の利用が想定される公園(長時間利用、近隣住民以外の利用があることから設置。) その他、重点整備地区(バリアフリー法)の生活関連経路沿いの公園など

人口減少社会に突入した現在においては、整備の際に武蔵野市のような設置方針に基づき、都市の実情に応じた適正な数を保つことが今後ますます重要になる。また、再編においては、利用実態調査等によりトイレの必要性を客観的に判断する必要がある。QSや一部の住民へのアンケートだけでは汲取れないタクシー運転手などの利用もある。調査結果から清掃頻度の検討や注意すべきトイレを選別することができる。

加藤氏からは、入口にセンサーを設置して通行量を調査し把握した事例をもとに、全部頑張れというのではなく、どのトイレにコストをかけるのか選ぶ視点を持った方が良いという意見があった。

#### 4. 公園トイレリーフレットの作成

トイレミーティングでの意見をヒントに、都市公園のトイレの方向性を端的に分りやすく発信するためのパンフレット(A4サイズ、6ページ)を作成した。

「配置」、「空間デザイン」、財源が少ない中でも可能な「小規模リニューアル」などの工夫といった要点を整理し、公園トイレの質の向上を図る普及啓発を目的とした。

また、子育て支援のポイントとして「赤ちゃん連れに優しいトイレ設計チェックリスト」(コンビウイズ(株)提供 2016. 11)を掲載した。このチェックリストを用いて、公園管理者に限られた財源の中で公園の特性や利

用状況から最も効果的な設備や機能を選択し、徐々に都市全体の公園トイレの質を高めていくに利用して頂けることを期待している。

#### 5. 今後の課題

##### 1) 公園トイレの再編・配置

公園トイレの改築・改修や維持管理の財源確保が厳しい状況で、今後公園トイレの再編が進むことが予想される。公園利用者だけでなく、公衆トイレや周辺施設を含めた地域全体のトイレの配置や設備・利用状況を把握し、地域におけるトイレの課題を洗い出した上で、配置を見直す必要がある。バリアフリー化によって建ぺい率を越えるような小規模公園に本当にトイレが必要なのか否か、利用実態や災害時の帰宅支援などの位置づけなどから検討して再編すべきである。

豊島区では小規模な公園トイレの建て替え資金の大半をコカ・コーライーストジャパンが負担し、公園トイレを改修する予定になっている。(日本経済新聞2017. 9. 29)

今後こうした民間資金や人材を活用した様々な取り組みによって公園が展開されることを期待する。

##### 2) 維持管理に配慮した公園トイレの整備・改修

公園トイレの5Kとして、第一に悪臭があげられる。悪臭の原因の一つとして目地の多いタイル床等が指摘されている。清掃では悪臭の原因を取り除くことが基本とされているが、汚れを落としやすく臭気がつきにくい床材に取替えるなどの抜本的な対策による清掃のしやすさを配慮した整備が重要である。

特に既存の公園トイレの改修では、バリアフリー化を進めるとともに、換気や清掃のしやすさへの配慮も求められる。新設では設計時から維持管理や設備のメンテナンスがしやすい仕様しておく必要がある。

##### 3) バンダリズム対策事例の収集

落書きや破壊などのバンダリズムには決定

的な対処方法がなく、依然として大きな課題である。抜本的な解決策が打ち出せないものの、効果的な取り組みを収集し、創意工夫を行い、改善をはかることが重要である。

管理事務所の近くにトイレを設けることや、防犯カメラを設置するといった物理的な対策の他に、管理者の小まめな立ち寄りやトイレ内の飾りつけなどの取り組みによって、人の目がある、管理している人がいるということを意識的に伝えることで、バンダリズムを抑止する対策もある。

しかし、問題の性格上、対策が一つとは限らない。周辺地域の治安によるところも大きく、バンダリズム対策は公園だけでなく地域社会と連携した取り組みにより、対策メニューを増やしていく必要がある。

ミーティングではタクシー会社との連携について意見があった。普段は公園利用者として認識されていないタクシー運転手などのニーズをくみ取り、双方にメリットが生まれれば可能性はあるかもしれない。

**4) 都市公園における災害用トイレの検討**

都市公園における災害用トイレは、行政は避難所の開設・運営で精一杯となり、公園の災害用トイレの組み立てまで手が回らない状況が指摘されている。また、洋式でない、車いすで近寄れる所がないなどの便座の形状や、テントによる仕切りだと音や光が漏れて中が見えそうなどといったプライバシーの懸念もあって利用しにくい。

最近では、耐震化した公園トイレの便房内に災害用トイレを設ける非常用便槽付の常設トイレも整備されている。

平常時はベビーカーや車いすが入る広いトイレとして利用でき、災害時には仕切りを組み立てる手間が省ける。避難者に対応する穴数を確保するためにはマンホールトイレなどの設置も必要であるものの、熊本地震での使用状況から鑑みて、まずは2、3箇所だけでも

迅速に利用可能な状態にすることが重要である。被災状況や時間によって公園管理者が即座に対応できない場合も予想されることから、災害用トイレの設置は自治会などの地域協働による運用とセットで考え、設置を検討する必要がある。

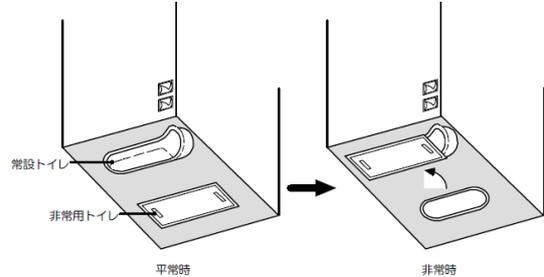


図-3 非常用便槽付常設トイレ 模式図(例)

国土技術政策総合研究所. 防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案) (平成27年9月改訂版)



写真-1 神代植物公園の非常用便槽付常設トイレ

**おわりに**

当初3カ年の予定で始まったものの、諸事情により平成28年度で本調査研究は終了することとなりました。作成した公園トイレリーフレット「一歩先の公園トイレ」は当協会の会員の皆様を中心に講習会などの様々な機会に配布していく予定です。

初年度よりお付き合いいただきました特定非営利活動法人日本トイレ研究所、コンビニエンス株式会社、さいたま市、公益財団法人さいたま市公園緑地協会をはじめ、ご協力いただきました全ての関係者の方々に御礼申し上げます。

■自主研究 II-07

海外事例調査（台湾）

調査研究部 上席主任研究員：森田 敬基

1. はじめに

本調査は、台湾における植木や花卉を主とした観光市の展開状況及び農業の振興や農村の活性化に即する観光利用等についての事例調査として現地視察を行ったものである。

前者の観光市については、「假日花市（ホリデーフラワーマーケット）」、「観光花市（観光フラワーマーケット）」を含め、3施設において現地視察を行った。

視察を行った施設については、土日のみ営業するタイプ2施設、通年での営業を行うタイプ1施設に分類される。さらに今回の視察施設においては土日のみ開催の施設については市街型、通年営業の施設においては郊外型に分類される。

後者の農業の促進、農村の活性化については、台湾の政策として推進している「休閒農業・農場（レジャー農場）」の事例として1施設の現地視察を行った。

休閒農場についてはその特性上、郊外に位置するものである。

本報告は、上記2タイプの事例視察における各施設の概要紹介とともに、台湾が政策として行う「休閒農業・農場」について概要を示すこととする。

2. 海外事例調査（台湾）の概要

(1) 調査地名

・台湾 台北市、台中市、<sup>びょうりつ</sup>苗栗県

(2) 調査期間

平成28年11月5日（土）、6日（日）

(3) 視察施設及び位置図

表-1 調査施設リスト

	視察施設	所在地
①	建國假日花市 (土日のみ営業)	台北市内 (市街地)
②	國光花市 (土日のみ営業)	台中市内 (市街地)
③	中社觀光花市 (通年営業)	台中市内 (郊外)
④	花露花卉休閒農場 (通年営業)	苗栗県 (郊外)



図-1 視察施設 位置図  
Google map より

(4) 台湾概要

- ・台湾は日本の最西端である沖縄県与那国島より西に約110kmに位置し、人口2,350万人程度、九州と同規模程度の島である。
- ・気候は北部が亜熱帯、南部が熱帯に属しており、年間を通じて温暖な気候である。

(5) 事例調査地の概要

①建國假日花市

台北市街地から南側に位置し、高架道路である「建国南路」下にある。平日は駐車場として使用されており、花市の開催は土日のみとなっている。

花市では、植木の展示販売がメインとなっているが、植栽に関する資材の展示販売や雑貨販売、飲食物の販売等が行われている。

花市の他に玉市（翡翠やサンゴなどの天然石の加工品などを販売）が開催されている。

花市を運営する団体では、花市を通じたエリアの緑化強化や学術機関との連携、国際的な観光振興などの展望を掲げている。

(参考<http://www.fafa.org.tw/>)



花卉等の展示販売



園芸資材の展示販売



雑貨類の展示販売



建國假日花市エントランス



植木類の展示販売状況

## ②國光花市

台中市にある花市であり、30年以上の歴史がある。

土曜日と日曜日の午前9時から午後6時まで営業を行っており、2,400坪（約8,000㎡）の敷地に現在、317の屋台があり、花関係が約45%、芸術関係が約30%、その他約25%を占めている。

駐車場が施設に付属して整備されており、無料で使用することができる。

(参考<http://www.ttfa.com.tw/flora.php>)



園芸資材の展示販売



隣接する無料の駐車場



國光花市エントランスゲート



加工食品やフルーツ等の展示販売



多くの人で賑わう花市



おもちゃ類の販売等



植木類の展示販売状況

### ③中社観光花市

台中市北部郊外に位置する観光花市である。

開園時間は午前9時から午後6時まで営業となっており、土曜日と日曜日はバーベキューエリアについては午後9時までの延長開園となっている。

郊外に位置するため、電車、自家用車の他大型バスでの観光利用が見られる。

花をメインにしたテーマパークのような設えであり、季節の花の大規模展示を行っている。その他ミニコンサートや上記のようなバーベキュー施設、植木等の展示販売等があり、多くの利用者で賑わっている。

年間を通じて秋以降が花の見頃となっておりシーズン毎の料金設定を行っている。

子供向けの乗り物などのアクティビティも充実しており幅広い年齢層の利用が見られる。(参考<http://www.flowerjs.com.tw/>)



園内に併設されるバーベキュー施設



子ども向けの有料遊具



有料エリアでは季節の花を大規模に展示



中社観光花市エントランスの緑化看板



無料エリアであるエントランスホールでは植木類の展示販売が行われる



ステージでのミニコンサート

#### ④花露花卉休閒農場

台湾の政策として進められている休閒農場（レジャー農場）である。

台中市北部の苗栗県に位置し、植物エリア、飲食エリア、花や野菜果物エリア、草原エリアなどの6大エリアに分かれている。

1万坪の敷地にオーストラリアの茶樹、ラベンダーなどの香草などを植えた他、各精油石鹸や乳液、保養シリーズなどの商品を開発、販売を行っている。

敷地内には、農場宿泊施設もあり、宿泊も可能となっている。

(参考<http://www.flowerhome.com.tw/>)



植物の展示販売



地元食材の加工品販売



雑貨類の展示販売



花露花卉休閒農場 エントランス



多くの利用者と賑わう場内



図-2 花露花卉休閒農場 園内マップ



場内の芝生広場



場内のカフェ



植物を模した大型のモニュメント



レストラン エントランス



場内の子ども向け乗り物



レストラン内部



場内の四阿



場内にある精油工場跡の内部  
博物館として精油の歴史を紹介

### 休閒農業・農場（レジャー農場）について：

- ・台湾で推進している農業の振興や農村の活性化、生態系の保全、豊かな生活の実現等を目処に台湾各地における自然・農業資源・景観・歴史文化等の特性を活用した「休閒農業」政策である。
- ・1960年代から伝統的な一次産業から三次産業である観光レジャーサービス業への転換として、林業資源とアウトドアレクリエーション活動を結びつけ、多目的機能を備えた国民のレジャー活動が開始され休閒農業が始まった。その後休閒農業の定義化や、国の農業発展政策への組み込み、主管当局による休閒農業区の選定制度の導入などを経て、2015年12月末現在にて休閒農業区：78ヶ所、休閒農場は302ヶ所ある。
- ・主務機関の複雑化や、規制の厳格化に伴うサービスの弾力性不足や人材流出、情報発信不足等の課題はあるものの、農村部への観光客は2013年の2,000万から2014年には2,300万人と成長（台湾の観光市場の15%弱を占める）しており、農場環境の保全、地産地消の安全な料理の提供など農業資源を生活の維持、自然環境の保護に変えることができるサービス型産業となっている。
- ・主務機関においては、直面している課題について、管理組織の簡略化や、体験イベントによる観光インセンティブの創造、教育訓練等における経営力、サービス向上、情報発信力の強化等に対する取組みを行っている。

参考資料：東アジアにおける休閒農業の有用性と農地の保全方策に関する研究

「休閒・福祉農業の現状との内保全に係る今後の展開」（日本大学生物資源科学部国際地域研究所）

### 3. 終わりに

本事例調査では台湾における、休日の市街地での花市、郊外での観光花市、休閒農場などあらゆるところで、幅広く緑・花等に関連した施設の賑わいが見られ、その意識の高さを感じたところである。

休閒農業においては、台湾の政策としてスタート以来、50年以上の歴史を持ち、農村部への観光客は、年間2,300万人（2014年）と台湾の総人口に匹敵する数の人が訪れていることになる。上記の「休閒農業・農場（レジャー農場）について」では、特に触れなかったが休閒農業・農場の一つの目玉として「田ママ」と称し、農村女性による地方色あふれる田舎・郷土料理や農産加工品等を作る副業ビジネスとして取組みを行っている。田ママレストランは2015年末時点で137軒あり、地元食材を使用した農村観光商品については

400余りとなっている。

地産地消と雇用促進を同時に行いつつ、来訪者への地方の特色を知ってもらうという多方面への利益をもたらしている。

本調査は、日本国内において植木や花卉等の生産拠点、自然環境など地域資源において恵まれたポテンシャルを持ちつつも観光利用の面で伸び悩む農村地等において、農業の振興や農村の活性化を行うと同時に観光振興を行うという参考になる事例であると考えられる。

### Ⅲ. 管理運営に関する事業

## ■管理運営に関する事業 Ⅲ-01

## POSA システム(クラウド型 公園管理情報マネジメントシステム)

事業部 部長：関 哲哉



平成28年に新しいバージョンのPOSA システムがリリースされました。新たな開発が必要だった経緯及び新システムの機能と特徴を解説する。

## 1. 現システムの課題

## (1) 設計の陳腐化

- ・現在のPOSAシステムはリリースから約5年近くが経ち、ユーザーニーズに合わせて改良を繰り返してきたが、改良を繰り返すことでプログラムが複雑になっており、簡単な改良でも多くの工数を必要としている。
- ・GISシステム（位置情報）を必須として開発したシステムであるが、公園の平面図登録は位置情報が必須のため、初期データ登録に多くの費用がかかる。
- ・施設台帳は、位置情報があると便利だが、初期データ登録と台帳更新に多くの手間と費用が必要で、公園数の多い地方公共団体での運用は現実的でない。
- ・苦情や日報の位置情報もそれほど必要ではなく、公園名・エリア名・写真があれば十分の場合が多いなど位置情報は必ずしも求められていない。

## (2) ユーザーニーズへの対応性

- ・当初、指定管理者向けの日報システムとして開発をスタートしたが、実際の顧客は地方公共団体が多い。

- ・地方公共団体のニーズは台帳管理および苦情管理をメインとして利用し、日報は求められていない。
- ・いままで実施した改良のほとんどが地方公共団体向けに行ったものである。現在は、指定管理者と地方公共団体の双方が使える仕様となっているが、両者のニーズは大きく異なり、システム設計に無理が生じている。
- ・地方公共団体から、占用物件の管理、許可申請、工事の発注など、日々の業務をPOSAシステムで効率化できないかという要望が多いが、現在の仕様では、機能（入力する箱）を増やすことは大変困難であり、実現できていない。
- ・委託業者がシステムを使うには、システムが複雑すぎ、セキュリティの課題もあるため、現在の仕様では難しい。
- ・長寿命化計画の運用支援が多くの地方公共団体で求められているが、現在のシステムの機能は十分でなく、それに対応するための現システムを改良することも難しい。

## (3) 新たなモバイル環境への対応

- ・開発当初は、事務所のパソコンからの入力を想定していたが、スマートフォンの急速な普及により、スマートフォン等で現場から登録できる仕組みが求められている。
- ・クラウドシステムのため、どこからでもアクセスできるメリットがあるが、それがセキュリティ上望ましくないと考える顧客もいるため対策が必要である。
- ・施設点検システムを開発したが、例えば遊

具点検は受託業者(施設業協)が独自のシステムで実施することがほとんどであるため、十分に活用できていない。

- ・市民が公園の見回り等を実施する市民協働の動きが活性化しており、市民が公園の破損情報などを登録する市民通報システムが各市で導入されているが、その情報を取り込むインターフェースが無い。
- ・ユーザーが画面上で柔軟にカスタマイズできる機能があるが、それがシステムをより複雑にしている。現実的に設定は当協会が行うことが多く、必ずしもその機能は求められていない。

## 2. 新システムの基本的な考え方

現行POSA システムは、日報機能を軸としGIS をベースとしたシステムで、日報と各機能が密接に連携していた。

新POSAシステムは公園・施設台帳を軸としそれ以外の機能は自由に増減できる仕様とするとともに、GIS 機能は必要な部分のみに選択利用できるシステムとした。



図-1 現行POSAシステムのイメージ

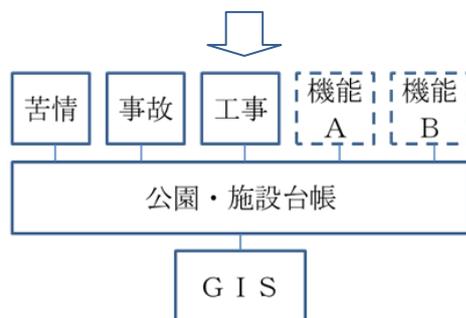


図-2 新 POSA システムのイメージ

- ・ターゲットを地方公共団体に特化することで、シンプルかつニーズにマッチしたシステムとする。

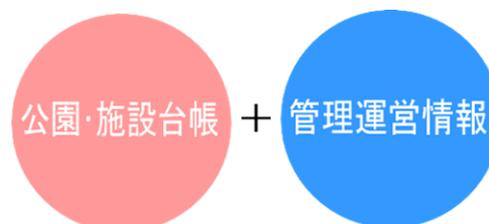
- ・日報ではなく公園台帳・施設台帳をベースにシステムを開発する。
- ・位置情報(GIS)が無くても運用できる仕様とする。
- ・苦情・事故・占用・許可申請・工事の発注などの機能オプション(入力する箱)が柔軟に追加でき、システム全体に影響が及ばない仕様とする。
- ・苦情・事故・占用・許可申請・工事などの入力システムを一元化することで、公園のあらゆる情報がワンストップで確認できる仕様とする。
- ・施設台帳は、長寿命化計画の見直し運用に配慮した設計とする。
- ・委託業者への工事発注および委託業者の作業報告ができる仕様とする。
- ・スマートフォンに対応する。
- ・クライアント認証やLGWANなど、高いセキュリティを確保できる仕組みに対応する。

## 3. 新システムの特徴と機能

### (1) 新システムの特徴

#### 1) 公園・施設台帳+管理運営情報

POSAシステムは公園管理情報マネジメントシステムとして、「公園・施設台帳情報」はもとより現場で日々重ねられていく維持・修繕等の「施設管理情報」と、市民からの苦情や要望等の「公園運営情報」を一元化し、公園管理に関わる方々にとって常に最新の情報の提供と共有化するためのシステムである。



#### 2) さまざまなケースに対応

POSAシステムは公園管理業務における、さまざまなケースで利用することができる。  
例) 公園台帳、施設台帳、遊具台帳、樹木台

帳、苦情要望、占用台帳、事故情報、施設点検、遊具点検、樹木点検、補修修繕、出来高報告、巡視、日常作業、イベント情報、利用申請、災害情報、愛護会 など



### 3) クラウドサービス

POSAシステムはクラウドサービスで提供するもので、サーバやシステムのメンテナンスは、日本公園緑地協会が行うため、煩わしいメンテナンスは一切不要である。Webブラウザで何人でも同時に同一情報にアクセスできる環境により、管理情報の共有化・一元化に寄与するものである。

### 4) 第三者機関の認定

POSAシステムは総務省が発表した「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」に基づき設立された「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」を取得しており、セキュリティの高いシステムサービスを提供する。



平成23年11月に国土交通省の公共工事等における新技術情報提供システム【NETIS】に『公物管理情報マネジメントシステム』として登録され、平成28年2月に国土交通省の「インフラメンテナンスグッド・プラクティス」に紹介された。

### 5) 発展し続けるサービス

POSAシステムは平成22年のリリースから、多くの公園管理者と共に試行錯誤を繰り返しながら、より使いやすいシステムに改良して

きた。

各ユーザーは共通のシステムを利用するため、各種改善要望は常にシステムに反映されることにより、システムがどんどん使いやすく進化する。

### 6) 柔軟なカスタマイズ性

POSAシステムは利用者のニーズに合わせて、プログラムを変更することなく、入力項目やアクセス権限等を容易にカスタマイズすることが可能である。入力項目の自由度が高く、管理項目にあわせて、ユーザー自身がカスタマイズすることができる。

### 7) スマートフォン・タブレット対応

POSAシステムはディスプレイのサイズに応じて適切な表示となるため、タブレットやスマートフォンからも利用できる。

### 8) シンプルな操作性

POSAシステムは公園管理専用システムですので、操作はシンプルで分かりやすくなっており、マニュアルを見なくても基本的な操作はできるようになっている。



施設台帳の更新は、CADなどの知識が無くても簡単に編集することができる。

## (2) 新システムの機能



### 1) 公園台帳

公園台帳は、名称・所在地・設置年月日・沿革・敷地面積及び土地所有者など、都市公園法施行規則に定められている都市公園台帳の規定項目を管理、収納する。

さらに地図上の公園の位置、写真、平面図、関連書類などが管理・収納できる。関連書類は、PDF、Word、Excel、CAD等のデータ形式を問わず、公園毎に保管できるため、書庫として活用していただきたい。

公園台帳の印刷はもちろん、自由なスケールでの平面図の印刷、検索結果をCSV形式でエクスポートすることもできる。



**2) 施設台帳**

遊具・休養施設・修景施設・便益施設などの、公園施設を管理することができる。管理項目は、番号・名称・分類・形式など自由にカスタマイズできる。

施設の修繕や事故等の管理情報と施設台帳を関連付けて管理することができる。

施設一覧をCSV形式でPOSAシステムにインポートし、平面図上にお絵描き感覚で位置や範囲を指定することができる。



**3) 樹木台帳**

公園の植栽樹木、街路樹などの樹木を管理することができる。

管理項目は、番号・樹種・分類など自由にカスタマイズできる。

樹木の剪定や更新等の管理情報と樹木台帳を関連付けて管理することができる。

樹木の一覧をCSV形式でPOSAシステムにインポートし、平面図上にお絵描き感覚で位置や範囲を指定することができる。



**4) 占用台帳**

防火水槽・電柱・NTT柱などの、占用物件を管理することができる。

管理項目は、許可番号・占用者氏名・占用

料・占用期間など自由にカスタマイズできる。

占用期間での検索により占用料の一斉請求など、占用施設の管理の効率化を図ることができる。



### 5) 苦情要望

- ①市民からの苦情要望を管理することができる。
- ②管理項目は、受付時に入力する受付日・公園名・通報名・内容と、対応時に入力する作業状況・調査予定・調査結果・発注業者・対応日・対応内容など自由にカスタマイズすることができる。
- ③受付時に担当者にメールを自動送信することができる。
- ④対応状況を色分け表示することにより、状況が瞬時に把握できる。
- ⑤現在、使用している記録様式で印刷できるので、これまでの仕事の流れを変えることなくシステムの導入により一層の業務の効率化とサービスの向上が期待できる。



### 6) 事故情報

事故の情報を管理することができる。

管理項目は、発生日・時間、公園名、対象施設、被害者名、被害内容、処置など、自由にカスタマイズできる。

事故の内容はCSV形式でダウンロードできるので、事故の傾向の分析とその対策の立案にも活用できる。



### 7) 保守・修繕

遊具や公園施設、樹木の保守・修繕の履歴を管理することができる。

管理項目は、入力日、公園名、対象施設、工事内容、工事日、発注先名、費用など、自由にカスタマイズできる。

保守・修繕履歴は、施設台帳に紐付いて管理されるため、施設毎にいつ何をしたか分かるようになる。

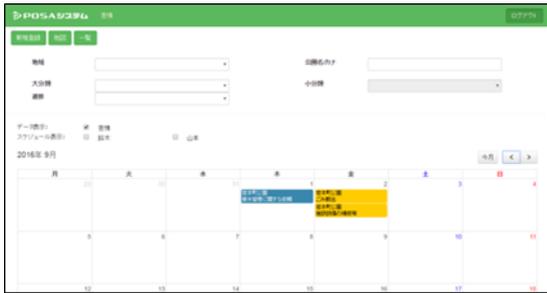


### 8) スケジュール

職員の予定、イベント予定などをカレンダーで管理することができる。

これらと保守点検や施設補修の日付と重ねてカレンダーに表示することにより、効率的

なスケジュール管理に活用できる。



**9) 遊具点検・施設点検・樹木点検**

点検のチェックリストのフォームを作成することで、遊具点検・施設点検・樹木点検の結果を記録することができる。現場でスマートフォンやタブレットから入力できる。

**10) 巡視**

巡視において発見した公園の課題を写真と位置情報付きで記録することができる。現場でスマートフォンやタブレットから入力できる。

**11) 日常作業**

清掃作業、除草作業など日常管理の作業情報を記録する。記録した情報はCSV形式で出力できるので、月の作業集計も簡単になる。

**12) 災害情報**

台風や大雨などの自然災害時における被災情報の記録に使うことができる。現場でタブレット等によりリアルタイムな情報を記録することができ、迅速な情報共有をすることができる。

**13) イベント情報**

地域のお祭りなどのイベント情報や団体の遠足など、公園の利用予定を公園毎に記録し、カレンダーで表示できる。こうした記録によりイベントの重複や維持管理作業との重複を見極めることが容易になる。

**14) 愛護会**

台帳機能の1つとして、愛護会の情報を管理できる。協定書などの重要書類もシステムに収納しておくこともできる。

**(3) カスタマイズ**

POSAシステムは利用者のニーズに合わせて、プログラムを変更することなく、入力項目やアクセス権限等を容易にカスタマイズすることが可能である。

入力フォームに入力項目を追加、プルダウンメニューにプルダウンの項目を追加などは、画面上で操作できる。

アクセス権限の設定を細かく設定することができる。例えば「XX区の苦情のうち、苦情分類が「ゴミ回収」だけを閲覧できる権限で、かつ通報者の個人情報は見られないようにする」といった権限設定ができる。



**(4) 動作環境**

対応プラットフォーム：Windows 7、Windows 8、Windows 10  
 推奨ブラウザ：Internet Explorer 11

## IV. 情報の発信

## ■情報の発信 IV-01

## 「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり」改訂

調査研究部 主任研究員：小林 恭子

## 1. はじめに

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課（現在の都市局公園緑地・景観課）から、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）」を定める省令の施行及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（仮称）」が策定された。ガイドラインに準拠した解説書として、国土交通省監修のもと平成20年2月に「ユニバーサルデザインによる『みんなのための公園づくり』」（以下「みんなのための公園づくり」と表記）を刊行した。

この度は、平成23年3月の「移動等円滑化基本方針の改正」に伴い平成24年3月に作成された「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）」を受けて改訂した「みんなのための公園づくり」の作業について報告する。

## 2. 本書の役割

本書は、国土交通省が策定した「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）」（以下ガイドラインと表記）の基準に適合する都市公園の着実なバリアフリー化を進めるとともに、さらに言語や年齢、性別の違いにかかわらず、誰もが利用しやすい都市公園のユニバーサルデザイン（以下UDと表記）を推進することが「みんなのための公園づくり」の持つ役割である。

ガイドラインの基準にどのように適合すればよいのかを新規と改修の其々の場合を想定

して簡潔に示すとともに、すべての利用者の快適で安全な公園利用を確保し、これまで公園の利用を躊躇していた人たちにも利用してもらえる公園施設の整備と管理運営の方法について事例を交えて紹介している。

## 3. 改訂の視点

バリアフリー基本構想における生活関連施設としての位置づけを踏まえ、特に重点整備地区の都市公園では、生活関連経路や他の生活関連施設との一体的なバリアフリーネットワークの構築に配慮したバリアフリー化の検討が求められる。本書の改訂では第1編に国土交通省が公表しているガイドラインを掲載し、第2編で基準適合するための公園整備の流れや重点整備地区における移動等円滑化の意義を掲載した。第3編では、乳幼児連れへの配慮や急増する訪日外国人旅行者への配慮、多様な媒体による情報提供などに関する新たな記述、事例を付け加え、適切な情報提供とその為の接遇や運営の充実を図る職員等の教育訓練といった移動等円滑化基本方針の改正内容を反映したUDについて掲載した。

主な改定事項は以下のとおりである。

## (1) 「移動等円滑化促進に関する基本方針」の一部改正を反映

## 1) 重点整備地区の基本構想に伴った整備

都市レベルの移動等円滑化を図る重点整備地区の取り組みについて、東京都武蔵野市の吉祥寺駅・井の頭公園周辺バリアフリー基本構想を例に重要性について記載を追加した。

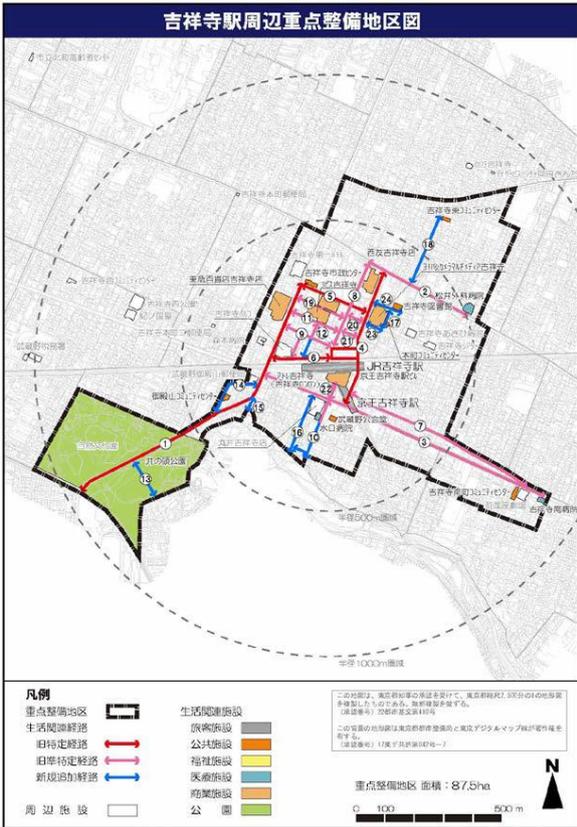


図-1 吉祥寺駅周辺重点整備地区図（武蔵野市）

2) 運営による対応を重視した記載

発達障害等を含む全ての障害への理解を深め、施設と運営の両面から様々なケースを想定した柔軟な対応が重要である。

第1編に掲載したガイドラインでは新たに多様な手法・運用により移動等円滑化による取組みとして、特定公園施設以外の公園施設や施設の管理運営、情報提供、利用支援といったハード・ソフト両面での様々な工夫による取組が記載されている。この改訂を受けて第3編でもコミュニケーション対応や情報提供の記載の充実を図った。

3) 特定公園施設以外その他施設（ベンチ・野外卓）の事例の充実

ガイドラインに都市公園移動等円滑化基準への適合義務が無いベンチ・野外卓についても配置や腰掛け板の高さの望ましい基準が示されたことを受け、第3編では実際に公園に設置されているベンチや野外卓の写真を多く掲載して具体例を示した。



写真-1車いすやベビーカーでも利用可能な野外卓（東京都練馬区 豊玉公園）

4) 条例委任による参酌内容の記載

平成23年8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」により、バリアフリー法の一部が改正され、平成24年4月から地方公共団体が設置する都市公園における特定公園施設の設置に関する基準については、省令で定める基準（移動等円滑化基準）を参酌して地方公共団体が条例で定めることとなったことから、関連する条文及び政令、省令を新たに参考資料として追加した。

5) バリアフリー化目標・支援制度の記載

今後さらにバリアフリー化を推進の根拠となる資料として、都市公園における現在の達成状況（平成26年度末実測値）及び平成32年度を目標年次とした目標値と都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業について新たに記載した。

6) 関連団体の紹介

管理運営による工夫や取組みの参考とするため、バリアフリーやUDに関連する情報、各種障害に関するアドバイスや支援に関する情報をもつ団体のURLや連絡先の一覧を紹介した。

- 例) (公財)交通エコロジー・モビリティ財団、(福)日本身体障害者団体連合会、(一財)保健福祉広報協会 等

(2) ガイドラインと「みんなのための公園づくり」の違いを明確化

1) 本書の体系を表記

本書の第1編は、頁番号を動かさず国土交通省のガイドラインを発表資料のまま掲載している。一文の加筆もせずに掲載することで、基準適合が必要なガイドラインと第3編の「みんなのための公園づくり」の基準が混合しないように配慮してのことがよりガイドラインとの区別を明確にするため、最初に本書の活用に応じた留意点と構成を掲載した。

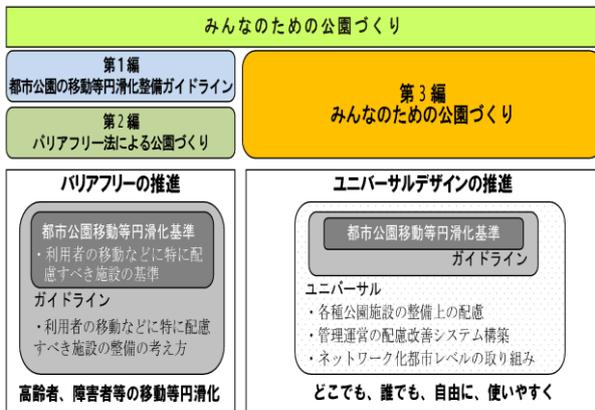


図-2 ユニバーサルデザインによる『みんなのための公園づくり』の構成

2) インデックスの追加

目的の頁を見つけやすく読みやすくするため、各編のインデックスと各章のヘッダーを付加し、さらに各編を青、緑、橙色に色分けした。

3) 基準の違いを明示化

第1編ガイドラインに示された基準と第3編のUDに配慮した基準の取り違えを防ぐため、第3編に天応↓ガイドラインの図表には出典と加筆部分を明記にした。また、第3編ではガイドラインと重複する内容を極力掲載せずに、プールや遊具等の移動等円滑化とは他に守るべき安全指針等があるものについては、参考とすべき資料の名称を記載し、各地で取り組まれている優良な事例を多く掲載するように配慮した。

(3) 社会変化によって高まる公園利用ニーズへの対応の追加

1) 乳幼児連れ、子育てへの配慮

第3編の休憩施設に、授乳やおむつ替えのできる乳幼児連れのための休憩室を新たに記載した。おむつ替えシートをトイレに設置している公園は多くあるが、最近では授乳やおむつ替えのための専用スペースを設けている公園も見かけられるようになった。福祉部局と連携し、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出時に気軽に立ち寄れる「赤ちゃんの駅」に指定されている所も多い。また、給湯器の設置やお湯を提供しているところもある。公園でこうした配慮を何処まで充実するかは利用実態や周辺施設の状況によって異なるものの、滞在時間の長い大規模公園などでは是非取り組んでいただきたい。



写真-2 赤ちゃん休憩室（国営昭和記念公園）

また、便所の項目では男性便所におむつ交換シートや幼児用便座等設置が望ましい旨を追加した。男性の育児を支援し、多機能便房の利用集中を避ける方策としても男性便所に乳幼児用設備を設けることを検討することが望ましい。

2) 国際化への対応

主要な公園施設は公園の利用状況や地域の事情に応じて、中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化することが

望ましい旨を追加した。特にトイレの洗浄ボタンや公園案内図など誰もが使用するものや危険区域の表示、避難誘導などの施設は、いつでも誰もが分かりやすいように、ピクトサインと多言語を併用して表示すべきである。



写真-3 四ヶ国語対応サイン（東京都立六義園）

### 3) 利用者の立場に立った情報提供

管理運営の内容を充実するため、第3編の情報提供に新たな事例を追加した。その中の一つ、街中にある多目的トイレ（多機能便房）の開閉時間、中の設備やドアの重さなどを利用者自身が投稿して作成するWEBサイト「みんなで作ろう！多目的トイレマップ」では、公園のトイレも掲載され、五段階で評価されている。単なる多目的トイレの有無だけでは十分とは言えない。公園によっては場所でトイレの利用時間が異なる場合もある。事前に自分の障害に応じて利用可能な設備を判断して利用できる外出支援策として有効である。公園のトイレはまだまだ登録が進んでいない。こうした外部のWEBサイト等も活用して利用者の声を収集し、適切な情報発信に役立ててほしい。

### (4) 有識者からの意見を掲載

第3編の遊戯施設、便所、情報提供に其々コラムを掲載した。

特別支援学校の教師時代から公園のUDに関心を持ち、海外生活をきっかけに遊び場のUD

について独自に調べている市民団体みーんなの公園プロジェクトの矢藤氏に、公園の遊び場への思いとUD化の重要性を書いていただいた。

便所の項目では、自主研究「都市公園におけるトイレのあり方に関する調査研究」に協力いただいた(特非)日本トイレ研究所代表理事の加藤氏に、自主研究の取り組みを例にあげて公園トイレの魅力を高める地域との協働について意見を寄せていただいた。

情報提供の項目では、WEBや冊子などの幅広いメディア制作を手掛ける(株)エフシージー総合研究所の伊藤氏に、制作者の立場からバリアフリー情報の注意すべき点や課題について記載いただいた。

### 4. おわりに

国土交通省のガイドライン（改訂版）の公表から3年後の出版となり、期間が開いてしまったことをお待ちいただいた方々にお詫び申し上げます。

しかしながら、時間が出来たことで近年急速に増加している訪日外国人観光客への対応やユーザー発信の公園トイレ情報など、新たなUDの事例を追加することができました。また、コラムという形で普段は何うことのできない公園緑地関係者以外の意見を掲載することができたことも有意義であったと思います。コラムを提供いただいたみーんなの公園プロジェクト矢藤氏、特定非営利活動法人日本トイレ研究所加藤氏、株式会社エフシージー総合研究所伊藤氏の御三方、事例を提供して下さった多目的トイレ運営事務局他、皆様のご協力に感謝いたします。

都市公園はその位置づけや機能によって様々な施設と多様な利用が想定される空間です。本書がヒントとなり、法に基づく移動円滑化整備とともに、都市公園の特性に応じた創意工夫によるUDの充実に資することを期待いたします。

## ■情報の発信 IV-02

## 平成 28 年度 講習会総括

企画部 企画課長：多田 啓哉

## はじめに

今日、人口減少、少子・高齢社会、地球温暖化、コンパクトシティ・ネットワーク化等の進展に見られるように社会の変化が急激に進んでおり、公園緑地に求められる機能も多様化、多面化し、それに伴う都市公園等のストックの機能再構築等による整備、リニューアルや管理運営の重要性が益々増している。

しかしながら、都市公園等の整備・管理・運営に関する予算の削減等、公園事業を取り巻く情勢は一層厳しくなっている。

一方、公園緑地分野の実務者として必要な専門的知識、技術の向上を図り、総合的な知見を有する技術者の育成も強く求められている。

このような状況にあって、当協会では、会員の方々からの要望に沿った講習会や専門知識と技術を取得するための講習会を開催するとともに、新たな知見の普及啓発を図るシンポジウム等を開催し、公園緑地に関する最新情報の発信と専門技術者の人材育成に積極的に取り組んでいる。

## 1. 平成 28 年度の講習会等の実施状況

## (1) 第 9 回「プールの安全管理のための管理責任者講習会」

## 【目的】

プールの管理については、平成 19 年 3 月に、文部科学省、国土交通省から出された「プールの安全標準指針」において、「プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うため、『管理責任者』等からなる管理体制を整えることが必要である」と

されており、本講習会では、主にプールの管理責任者に携わられる方を対象に、安全で衛生的な管理及び運営の知識や技術を体系的に修得していただくことを目的としている。

## 【主催等】

主催：一般社団法人 日本公園緑地協会

## 【開催日時・場所】（2 日間講習）

平成 28 年 6 月 8 日（水）11:00～16:45

平成 28 年 6 月 9 日（木）10:30～16:50

国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟 401 会議室

## 【参加対象】

- ・都道府県、市町村のプール管理担当者
- ・公園緑地等関係団体および企業に勤務するプール管理担当者 等

## 【講師・講義内容等】 次ページ参照

## 【満足度】

講習会参加者に実施したアンケートの調査結果を見ると、講習会の全体の内容については「大変満足」（4%）「満足」（93%）とあわせると 97%の方が「満足」と回答いただいていることから講習会の内容については高い評価を得たものと考えている。

大変満足	満足	普通	やや不満足	不満足
4%	93%	0%	0%	0%

## 【講義内容へのご意見】

講義内容については「有意義な講義だった。」「全体的にわかりやすい講習会だった。」との意見をいただく一方、話す内容が重なっているものがあり講義内容のポイントを整理したほうが良いとのご意見をいただいております。講義内容の見直しを行いより理解していただくよう努めます。

講師・講義内容等（二日間で実施されたプログラム）

監修：宮下充正 東京大学名誉教授・首都医校校長

講義科目	概要
<p>●特別講義「すべての人へ泳ぐたのしみを」 講師：宮下充正 東京大学名誉教授・首都医校校長</p>	<p>バリアフリーに配慮したプールや海外の先進的なプールの事例等から、すべての人へ安全に泳ぐたのしみを提供することの必要性や泳ぐことの大切さ等についての講義</p>
<p>●総論－「プールの安全標準指針」について－ 講師：矢倉 裕 早稲田大学スポーツビジネス研究所 招聘研究員</p>	<p>「プールの安全標準指針」は誰に対して、どのような背景で出され、どのような内容を持ったものかの概説及びプールで発生した事故の事例についての講義</p>
<p>●水泳・水中運動の科学Ⅰ・Ⅱ Ⅰ（物理的特徴）・Ⅱ（生理学的特徴） 講師：福崎千穂 東京大学大学院新領域創成科学研究科 生涯スポーツ健康科学研究センター 特任准教授</p>	<p>Ⅰ（物理的特徴） プールでの事故防止の基礎として知っておかなければならない水中でのさまざまな状態におけるの身体にかかる力についての講義 Ⅱ（生理学的特徴） 正しい準備運動、水中の体温・呼吸能力の変化、望ましい運動等についての講義</p>
<p>●プール本体の構造 講師：雨谷豊秋 （公財）日本体育施設協会 スポーツ施設研究所 専門委員</p>	<p>プールの設置目的を満し、安全性、衛生を確保するために、プール本体、プールサイド・壁等に求められる性能等についての講義</p>
<p>●プールの水の吸水と排水構造 講師：塩見洋一 龍谷大学理工学部機械システム工学科教授</p>	<p>衛生を保つために必要な水中の薬品の拡散や排（環）水口での吸い込み事故の防止に関するプール内の水流についての講義</p>
<p>●プールに関わる電気制御機構 講師：矢倉 裕 早稲田大学スポーツビジネス研究所 招聘研究員</p>	<p>安全・衛生を保つために設置されている各種機器やアミューズメントプールの装置、およびその点検等についての講義</p>
<p>●水質基準と水質管理及び管理体制 講師：大橋則雄 薬学博士 元東京都健康安全研究センター 生体影響研究科長</p>	<p>衛生管理のための体制、汚染物質、水質基準チェック方法、浄化の方法、装置についての講義</p>
<p>●プールの管理運営 講師：矢倉 裕 早稲田大学スポーツビジネス研究所 招聘研究員</p>	<p>施設運営のための体制の整備、教育・訓練のあり方、点検とその記録、各種情報の伝達方法等についての講義</p>
<p>●プールでの監視・救助方法（動画での講義を含む） 講師：北條龍治 特定非営利活動法人 日本プール安全管理振興協会 理事長</p>	<p>安全・衛生確保に必要な備品・看板、人員管理体制、緊急時への対応、監視員の配置等について講義するとともに、プールにおける監視と救助方法や心肺蘇生法などを見ていただき、事故等に対し、迅速、的確に対応できるような基本的かつ実践的な技術についての講義</p>
<p>●修了試験</p>	<p>講義の内容の理解度を確認します。</p>

**（２）都市公園等における遊具の「日常点検講習会」**

**【目的】**

遊具の安全性を確保するためには、安全に対する知識と確かな技術に裏付けられた安全点検の実行が必要であり、そのためには日常的に都市公園、保育園、幼稚園、小学校等において遊具の点検を担当している方々の技術の向上を図ることが必要である。

そのため、本講習会は遊具の日常点検を担当する方々に、より精度の高い日常点検を行うための専門知識と技術を習得していただくことを目的としている。

なお、本講習会は平成 17 年度より全国主要都市で毎年開催している。

**【主催等】**

主催：一般社団法人 日本公園緑地協会  
 一般社団法人 日本公園施設業協会  
 後援：国土交通省

**【開催日時・場所】**

- (札幌) 平成 28 年 8 月 31 日(水)  
 北海道立総合体育センター  
 (北海きたえーる)
- (仙台) 平成 28 年 9 月 9 日(金)  
 卸町会館サンフェスタ
- (東京) 平成 28 年 9 月 14 日(水)  
 北とびあ飛鳥ホール
- (東京) 平成 28 年 10 月 19 日(水)  
 北とびあ飛鳥ホール
- (名古屋) 平成 28 年 10 月 6 日(木)  
 名古屋市中小企業振興会館  
 (吹上ホール)
- (吹田) 平成 28 年 10 月 25 日(火)  
 第 1 サニーストンホテル
- (広島) 平成 28 年 10 月 12 日(水)  
 広島商工会議所
- (福岡) 平成 28 年 9 月 29 日(木)  
 福岡県立ももち文化センター  
 (ももちパレス)

**【参加対象】**

- ・都道府県、市町村の職員や公園緑地等の関係団体及び福祉、教育関係団体の職員等で遊具の日常点検を担当する方
- ・公園緑地の指定管理者として遊具の日常点検を担当する方

**【講師・テーマ等】**

講師等	テーマ等
(一社)日本公園施設業協会 技術委員会委員	・遊具の安全について ・遊具の点検ポイントについて ・遊具の点検方法について
(一社)日本公園施設業協会 公園施設製品安全管理士	屋外実習
(一社)日本公園緑地協会 (一社)日本公園施設業協会	質疑応答

**【満足度】**

今年度は全国 8 か所の会場で講習会を実施しており、各会場で参加者に実施したアンケートの調査結果をみると、室内講習の満足度について 8 会場の平均で、「大変満足」(23%) 「満足」(58%) あわせて 81%の方が「満足」と回答、また、屋外での研修では、「大変満足」(35%)、「満足」(54%) あわせて 86%の方が「満足」と回答いただいていることから、高い評価を得たものと考えている。

**屋内講習**

大変満足	満足	普通	やや不満足	不満足
23%	58%	18%	1%	0%

**屋外実習**

大変満足	満足	普通	やや不満足	不満足
35%	54%	10%	1%	0%

**（３）「行政施策講習会」**

**【目的】**

本講習会は、主に公園緑地に携わる地方公共団体の担当者等を対象に、公園緑地に関わる行政施策や最新情報等について、有識者や国土交通省公園緑地・景観課の方に解説をし

ていただき、今後の公園緑地のあり方や施策内容等についての理解を深めていただくとともに、その専門的な知識や技術の向上を図ることを目的としている。

【主催等】

主催：一般社団法人 日本公園緑地協会

後援：国土交通省

【開催日時・場所】

東京会場

平成 28 年 7 月 12 日(火)13:30~17:30

国立オリンピック記念青少年総合センター  
センター棟 5 F (501 会議室)

京都会場

平成 28 年 7 月 20 日(水)13:30~17:30

京都キャンパスプラザ 4F 第 2 講義室

【参加対象】

- ・公園緑地に携わる地方自治体の方々および管理運営に携わる関係者 等

【講師・テーマ等】

講師等	テーマ等
東京会場 千葉大学大学院教授 池邊 このみ	新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方
京都会場 神戸女子大学教授 梶木 典子	
国土交通省都市局公園緑地・景観課 東京会場 企画専門官 平塚 勇司 京都会場 課長補佐 井上 綾子	公園緑地行政をめぐる最近の話題
国土交通省都市局公園緑地・景観課 緑地環境室 国際緑地環境対策官 望月 一彦	都市における生物多様性の取組

【満足度】

講習会参加者に実施したアンケートの調査結果をみると、全体の内容については、「大変満足」「満足」をあわせて東京会場が約 86%、京都会場が約 87%約の方が「満足」と回答をいただいたことから、高い評価を得たもの

と考えている。

東京会場

大変満足	満足	不満	大変不満	未回答
10%	76%	2%	0%	12%

京都会場

大変満足	満足	不満	大変不満	未回答
13%	74%	3%	0%	10%

【講義内容へのご意見】

講義内容については「今後の都市公園のあり方や再編に向けた考え方について勉強になった。理解することができた。」、「先進事例、海外の事例が参考になった」というご意見をいただくとともに、学識者の講師と国土交通省からの話の内容が重複しているのご意見や、今後の具体的な施策の紹介を求めのご意見を多数いただいた。

(4) 第 50 回「公園緑地講習会」

【目的】

本講習会は、公園緑地に関する調査、研究、事例等の講義および現地視察研修により、実務者として必要な専門的知識、技術の向上を図ることを目的としている。

【開催日時・場所】

平成 28 年 11 月 16 日(水)と 17 日(木)

国立オリンピック記念青少年総合センター  
センター棟 3F (310 会議室)

- ・11 月 18 日(木) バスで視察見学研修

【主催等】

主催：一般社団法人 日本公園緑地協会

後援：国土交通省

【参加対象】

- ・都道府県、市町村の公園緑地関係部課に勤務する中堅職員
- ・公園緑地関係団体(法人・企業等)に勤務する中堅職員、個人会員等

【講師・テーマ等】

1日目：11月16日（水）

講師等	テーマ等
国土交通省都市局公園緑地・ 景観課 課長 町田 誠	公園緑地行政をめぐる最近の動向
国土交通省都市局公園緑地・ 景観課 緑地環境室 国際緑地環境対策官 望月 一彦	都市緑化行政の動向について
千葉大学大学院園芸学研究科 教授 池邊 このみ	新たな都市公園等のあり方
富山県 富山港事務所 所長 山崎 賢司	都市公園における民間施設の導入 —富山県富岩運河環水公園を事例として—

2日目：11月17日（木）

講師等	テーマ等
横浜市環境創造局 公園緑地部公園緑地整備課 課長 藤田 辰一郎	横浜市「農園付き公園」事業について —横浜みどりアップ計画の市民が農に親しむ取り組みとして—
武蔵野市環境部 緑のまち推進課 課長 関口 道美	武蔵野市 公園・緑地リニューアル計画
北九州市建設局公園緑地部緑政課 課長 柴田 英博	北九州市における都市公園のストック活用の取組
(公財)岡山市スポーツ・文化振興財団 常務理事 岡山市都市整備局まちづくりアドバイザー 石田 尚昭	—市民協働による公園の活用— 西川緑道公園&満月BAR
(株)ランドスケープ・プラス 代表取締役 「南池袋公園をよくする会」 会長 平賀 達也	南池袋公園の公民連携による運営 —消滅可能性都市が掲げる持続可能な緑地経営—
大和リース(株)大阪本店 環境緑化営業所長 小原 孝清	大阪城公園パークマネジメント事業 指定管理者によるマネジメント

3日目：11月18日（金） 現地見学研修

- ・南池袋公園、豊島区役所庁舎
- ・国営東京臨海広域防災公園

【満足度】

講習会参加者に実施したアンケートの調査結果をみると、講義と現地見学研修を合わせた全体の内容については、「大いに役に立つ」「少し役に立つ」をあわせて73%「役立つ」と回答をいただいた。なお、未回答を除くと、「大いに役に立つ」「少し役に立つ」をあわせて

大いに役に立つ	少し役に立つ	どちらともいえない	あまり役に立たない	全く役に立たない	未回答
37%	36%	4%	2%	0%	21%

93%「役立つ」と回答をいただいております、大変高い評価を得たものと考えています。

【講義内容へのご意見】

今後の「公園緑地講習会」で取り上げることが望ましいテーマとして、今回のアンケートでは、「安心・安全な公園づくり」「魅力的な小規模公園づくり」「民間活力の導入」「公園ストックの再編」等の回答をいただきました。

これらのニーズを踏まえ、今日的な課題に対する専門家による講義や先進事例を紹介するなど、よりわかりやすい講習会等を企画する。

(5) 第3回「パークマネジメント講習会」

【目的】

本講習会は、公園緑地に携わる地方自治体や指定管理者等を対象に、専門家による講義や先進事例を紹介することで、「パークマネジメント」の基本的な考え方、導入の効果や課題等について学んでいただき、公園の管理運営に関する知見の拡大や知識の向上に役立てていただくことを目的としている

【主催等】

- 主催：一般社団法人 日本公園緑地協会
- 共催：一般財団法人 公園財団
- 後援：国土交通省、公園管理運営士会

【開催日時・場所】

平成 28 年 12 月 19 日(月)11:00～17:30  
 国立オリンピック記念青少年総合センター  
 センター棟 1F (102 会議室)

【参加対象】

- ・公園緑地に携わる地方自治体の方々および  
 管理運営に携わる関係者 等

【講師・テーマ等】

講師等	テーマ等
一般社団法人 パークマネジメント協会 会長 伊藤 幸男	パークマネジメント とは
NPO法人 子どもアイデア楽工 理事長 山上 敏樹	今の子どもたちに何 が必要なのか ー公園ではどう対 応するのかー
一般財団法人公園財団 公園管理運営研究所 開発研究部 尹 紋榮	国営昭和記念公園に おける外国人利用を 促進するための具体 的方策について
共同企業体チーム里の環 副所長 松本 和也	かなたけの里公園に おける里山の環境を 活かした共働による パークマネジメント ー何が起こったか 一般への波及ー
公益財団法人 東京都公園協会 緑と水の市民カレッジ 事務局長 高橋 康夫	緑と水の市民カレッ ジ講座 人材育成

【満足度】

講習会参加者に実施したアンケートの調査結果をみると、全体の内容については、「大変満足」12%「満足」76%をあわせて 88%の方が「満足」と回答をいただいたことから、高い評価を得たものと考えている。

大変満足	満足	どちらでもない	不満	大変不満
12%	76%	10%	2%	0%

【講義内容へのご意見】

講義内容については「今後の公園活用に有効な講義であった」、「全体的に民間、指定管理者向けの内容であった。」とのご意見をいただいた。

(6) セミナー「公園塾」

【開催概要】

近年、公園緑地は少子・高齢社会、地球温暖化や都市の縮退化等への対応や厳しい財政状況により整備費・管理運営費の削減が求められるなど様々な課題を抱えている。こうした課題を解決するため、平成 25 年度から主に公共団体の中堅職員の方を対象として、公園緑地研究所の進士五十八所長（東京農業大学名誉教授）を塾長として開催してきた公園塾を今年度は、今後の公園行政を進めていくうえでの参考となるテーマを設定し、各回テーマに沿った講師による講義と、講師と参加者との意見交換などを行う少人数制のセミナーとして開催した。

【開催日時・場所】

平成 29 年 2 月 10 日（金）13 時 30 分～  
 南池袋公園

【参加対象】

- ・公共団体職員及びみどりに携わるの方々

【テーマ等】

「持続可能な公園経営を考える。」南池袋公園を事例と題して、南池袋公園を再生計画の総合プロデュースを行ったランドスケープ・プラス代表で、「南池袋公園をよくする会」会長の平賀達也氏と豊島区都市整備部公園緑地課長 小堤正己氏を講師としてお招きし、豊島区南池袋公園のコンセプト、民間活力を利用したカフェレストランの設置や地元住民の参加による運営組織による公園の運営などについて講義をいただき、質疑応答により参加者と講師によるディスカッションを行った。

## V. OPINIONS ～研究顧問の意見～

## ■ OPINIONS

## ＝海外新情報：ドイツは着々と＝

日本大学 名誉教授

勝野 武彦

退職後、時間を見つけて以前勤めていた大学の図書館で外国専門雑誌を読んでいる。月刊誌であるために内容の概要を纏め要約したいがなかなか発行のスピードに追いつかずたま一方である。また、自宅に送付されるドイツの或る州の機関誌（季刊誌）の内容概説も同様ままたらない。最新の情報ではドイツ連邦自然保護法で2020年3月1日から自然再生や緑化に当たって郷土種の採用が義務づけられるとあった。適用空間はオープンスペース（freie Landschaft）とされるが、公共のインフラ整備（道路、河川から農村空間まで）における事業が対象となる。

それに先んじて郷土樹種（gebietseigene Gehölze）となる、考えられる樹種（草本種も含め）に対する対応を関係機関（Landesbetrieb des Wald u, Holz; 州立森林・木材会社）がデータ作成から取り扱い手順など運営に取りかかっている、とある。また、これに関連する道路や運河沿いの草地での野生草本種の実証的事例調査報告も色々出されてきている。

公園緑地始め広義の緑地のあり方に「生物多様性」や「種の保護に関連する取り決め」が目標として求められ、それがさらに広い意味で「文化景観保護」「環境保護」「省資源」「地球温暖化防止」に関連づけて連邦、州、市町が一体となりまた産官学連動し徐々にかつ着実に進められている（例えばケルン市の公園緑地全体で2800ha、そのうち事例的に市中心部で2500 m<sup>2</sup>の粗放管理草地創出計画；2016実施など）。

■ OPINIONS

3つの多世代への期待

早稲田大学大学院創造理工学研究科 教授

後藤 春彦

ポスト高齢化社会を議論する際のキーワードのひとつに「多世代」をあげることができそうだ。筆者の周辺でいえば、2015年には、日本都市センターと全国市長会の共催の「人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会」（座長：豊田市長）で座長代理をつとめ、報告書をつとめて出版したり、2014年には、社会技術研究開発センターが「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域を開始し、2016年に筆者のプロジェクトが採択されたりしている。

人口増加の時代とは異なり、人口減少の時代において社会が抱えている課題はより複雑なものとなってきた。人口増加の時代の単純な課題に対しては対症療法的にいわゆる縦割りで個別対応できたが、人口減少の時代の複合的な課題に対しては横断的な対応が求められるようになる。持続可能な社会のために地域のニーズにあわせて多世代が協働して限られた財源・人的資源を活用することが求められている。時代は、「参加」「交流」「連携」「協働」「連帯」「共生」「相互補完」を希求している。一言で言えば、「社会関係資本」の充実、わかりやすく言えば、ひととひととの「絆」を結びなおすことが、今日的な社会の要請である。

さて、多世代とは何か？ 一般に多世代には、第一に同時代を生きる多世代と、第二に先祖から子孫に至るバトンリレー走者としての多世代にふたつがあるとされている。

筆者は、これに加えて、3つめの多世代も存在するのではないかと考えている。それは、ひとりの人生を通じて年齢に応じた役割を果たすという意味での多世代である。これら3つの多世代を描いた図を参照いただきたい。

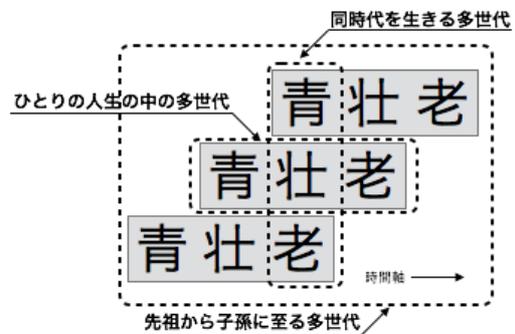


図 3つの多世代

さまざまな多世代が共創することによって、人間的な絆が紡がれ、社会の幸福の持続的成長を支える社会関係資本が構築されることが期待される。

## ■ OPINIONS

## 台湾における休閒農業・休閒農場

日本大学生物資源科学部特任教授

島田正文

平成 25 年～27 年にかけて、台湾での「休閒（レジャー・レクリエーション）農業・休閒農場」について調査する機会を得た。拙稿では、その概要について触れてみたい。

休閒農業に係わる制度は、農地の保全とともに農業や農業従事者の持続的保全・育成、食糧自給率の安定化、安全・安心な食料の生産・供給に加え、国民の健康志向に対するレジャー・レクリエーション需要への積極的な対応、土や動植物との触れ合いや人々のコミュニケーションの場の育成、さらには人と人のみならず、自然、歴史・文化等との絆の育成等が付加された方策とも言える。そして休閒農業を実践するための主要な空間タイプとして休閒農場等があげられ、基本的な経営方針としては、農業生産に加え、国内外の利用者を対象として、有限の農業資源を健康的な生活の維持、自然環境の保全に活用しサービスの提供をもって収入を得ようとするところにある。

こうした休閒農業に関する動きは 1960 年代から始まったが、とりわけ 2000 年代に入りめざましい発展が見られている。例えば 2016 年 2 月現在での休閒農場の許可・登記箇所は 302 箇所であり、2004 年比の 14.6 倍、休閒農業による売上額は同年比 2.3 倍となっている。また利用者をみると休閒農場の国内利用者は約 2,300 万人と同年比の約 30.4 倍の値を示し、数字的には台湾の人口が約 2,300 万人であるところから国民全員が 1 年に 1 回は利用したことになる。さらに国内はもとより海外からの誘致を図っており、東南アジア、香港、中国本土等からの年間利用者は約 30 万人と同年比で 232.6 倍となっており、近年の台湾における休閒農場の著しい整備の進展が窺えるところである。

個々の休閒農場は立地する各地の農業資源、自然環境資源、景観・歴史文化等の特性を活用しつつ、大別して農園タイプ、畜産タイプ、漁場タイプその他、自然生態観察や環境教育等に特化したタイプ等に分類される。そして個々のオリジナリティを打ち出しつつも基本的な姿勢としては「三生農業」（生産・生活・生態）を重視しつつ個人、組合、企業等によって設立・運営されている。また 2010 年からは休閒農場の持続的な経営とサービス品質の向上やブランド化を図るとともに国民への良質なレクリエーション活動の場を提供することを主な目的に休閒農場サービス品質認証制度が導入されている。

我が国においても公園緑地に係わる今後の課題の一つとして都市農地の保全手法の検討があげられるが、上記のような制度もその参考事例になるものとする。

## ■ OPINIONS

## 目標を与えられた樹々たち

琉球大学 名誉教授

高良 倉吉

今年の3月、文化庁は、沖縄県宮古島市の「野原鏡原イヌマキ（チャーギ）材」を「ふるさと文化財の森」として設定することを決めた。国宝や重要文化財に指定されている建造物の保存・修理のための用材資源として設定した訳である。国内ではすでに71か所が設定されているが、沖縄県では初のケースとなる。

イヌマキは沖縄方言でチャーギと呼ばれ、琉球王国時代から優良材として大切に育てられていた。首里城の建造物はもとより、官衙や寺社、住宅などの建築用材として幅広く用いられており、そのために、植樹から育樹、伐採に至るまで、行政機関によって厳重に管理されていた。

だが、王国時代の終焉とともに、伐採のほうは盛んに行われたものの、植樹や育樹のほうはおろそかにされ続けた。シロアリに強く、耐久性に優れたイヌマキという資源は、しだいに枯渇していった。30年ほど前、私たちが首里城の復元プロジェクトに取り組んだときは、復元に必要なイヌマキは県内から1本も見出すことができなかったのである。

このたび設定された宮古島市の「ふるさと文化財の森」の面積は約1ヘクタール、そこに約3,200本のイヌマキが育っている。30年前に植樹されたもので、平均の樹高は8メートル程度だという。

林野庁も、沖縄島の北部、ヤンバルの森の中に県内の団体や県民の支援を得ながらイヌマキを育てる事業に取り組んでいる。沖縄の伝統的な建造物の建設および修理を見据えての事業だと理解することができる。

沖縄県内におけるそのような趣旨の取り組みは、じつは、首里城公園友の会が本格的に始めた。首里城復元に必要な用材が県内から1本も得られず、県外のお世話になったという現実を反省し、50年後、100年後の大修理の際には県産のイヌマキを使ってもらおう、という趣旨で始められた。復元された首里城の一般公開が始まった1992年直後に、ヤンバルの辺野喜（べのき）の森の中に敷地を得て、イヌマキを植えた。年2回、会員100人ほどが現地に赴き、除草や施肥を行っている。今では約1,000本の、首里城大修理の用材候補がすくすくと育っている。

明確な将来目標を与えられた樹々たち。その1本1本に注がれた人間どもの思念。その企てが、遅まきながら、沖縄でもすでに始まっている。

## ■ OPINIONS

## 世界の人と人を繋げた故上杉武夫先生

兵庫県立大学 名誉教授  
兵庫県立人と自然の博物館 館長  
中瀬 勲

大阪府立大学の大先輩である上杉武夫先生は、ポモナ市にあるカリフォルニア工科大学で、40年余にわたりアメリカの学生達に日本の庭園文化を教育し、彼の地で庭園造りを実践されてきました。また、造園を学ぶ多くの日本の方々が、アメリカ訪問の際は大変お世話になった方です。2017年1月、残念なことですがご逝去されました。

2016年、パリ日仏文化会館で上杉先生ご夫妻が、フランス人写真家・文化人類学者であるル・フェーブル氏の写真展「風情—日本庭園」を観賞され、非常に感動されたそうです。その後、日本での開催について、九州大学名誉教授の杉本正美先生を通じて私に打診がありました。その結果、その年の秋にル・フェーブル氏の写真展を、人と自然の博物館で開催することができました。残念なことに、写真展の開催を前に上杉先生はご逝去されましたが、上杉先生ご存命中の最後のメール、手紙を頂き、博物館のスタッフには大変なご苦労をかけながら、先生のご意向を実現すべく精一杯の努力をしてきました。この写真展は、淡路夢舞台、京都御苑などで順次開催されました。

写真展開催の報告を上杉先生の奥様に差し上げたのですが、その返事で「ル・フェーブルさんの写真展がいよいよ始まったとのこと、多大なご尽力の賜物と心からお礼申し上げます。主人の御霊も自分の最後の人と人を結ばせてもらう御用が、こうして立派に実現することになり、安堵していることでしょう。…日本とフランスの文化の架け橋としてこれからもどうぞよろしく願い致します。」との感動的な手紙を頂きました。同時期にカナダ在住の古くからの友人が来日していたのですが、彼からも「…2日前膏薬辻子でフランス人写真家に偶然会いましたが今三田の自然博物館で展覧会をしていると言って招待してくれました。クロード・ル・フェーブル氏夫妻でした。中瀬さんの所ですね。…又の再会を期待しています。」とのメールを頂いていました。まさに世界の人と人を繋げる上杉先生の面目躍如たる役割だなと感動していました。

最後になりましたが、造園学の研究のみならず多くの場面で大変お世話になった上杉武夫先生のご冥福を心からお祈りする次第です。

## ■ OPINIONS

## 新しい公園緑地像の提案

宮城大学事業構想学部 教授  
舟引 敏明

公園緑地に関する法律の改正案が国会に提出された。平成 16 年の景観緑三法以来の大きな改正である。

法律の改正は条文の修正や追加という形をとるが、その本質は改正条文の前提となるコンセプトを新たにつくり上げることである。時には法が背負ってきたパラダイムそのものを大幅にシフトする場合も出てくる。平成 16 年の景観緑三法に伴う改正は、それまで連続と続いてきた都市公園整備優先のパラダイムから、緑地保全・緑化優先のパラダイムへシフトすることが改正の本質で、その結果として、緑化を都市計画の操作対象とする地域地区を設けるなどの改正に繋がったのである。今回の改正案もそういう視点で見るとどうだろうか。

改正案の大きな特色の第一点は、公園の管理、公園のマネジメントに大きく踏み込んだ点である。都市公園のストックが一定の水準に達し、指定管理者制度ができて 10 余年が経過し、市民や民間事業者が公園の管理、マネジメントに参加する事例が増えてきた。それに伴い公園の使われ方も様変わりをしてきている。今回の改正では、このような変化に呼応して新しい公園像を提案し、そのための様々な制度改正を行っていると考ええると面白い。

第二点は、農地を緑地として明確に位置づけた点である。新都市計画法制定以来、都市計画における農地は、市街化区域内での存置の是非とそれに伴う税制措置など、微妙で難しい取扱いが求められてきた。生産緑地法は、それを処理するための、半ば矛盾を包含した方策であったが、今回は矛盾を一步昇華させて農地をより強く位置付けた制度展開を図っている。この一步は極めて大きいものがある。

法律は現実を縛るために設けられるものという理解が一般的かもしれないが、むしろ法律はその時点の現実を写すものに他ならない。昭和 31 年に都市公園法が戦後の都市公園のあるべき姿を示したように、その時代時代の都市公園を適切に維持し向上させるのが法の役割である。とすれば、今回の法改正は、未来へ向けての公園緑地像を示した画期的なもので、実現すれば公園緑地政策に新しい地平が展開されるだろう。順調な国会審議と改正案の成立を願う。

## ■ OPINIONS

## 公園管理におけるリスクマネジメント

跡見学園女子大学 非常勤講師

宮地 克昌

2016（平成 28）年 10 月 24 日、宇都宮城址まつりの最中に、巻き添えを狙ったと思われる爆発物による自殺が発生した。さらに、11 月 6 日、「明治神宮外苑」で開催された「東京デザインウィーク」に展示されていた木製のジャングルジム型の作品が燃え、5 歳の幼稚園児が全身にやけどを負うなどして死亡した。

落雷や高所からの転落、テントの飛散など、全国各地にある公園で開催されているイベントや祭りに関連して様々な事件や事故が発生している。しかし、関心はあっても他人事や特殊なケースとして捉え、自分の公園に当てはめて真剣に考えることは少ない。

私たちは「自分が担当している公園やイベントは大丈夫」と思いこむ。東日本大震災で被害を大きくした原因の一つがこの「正常性バイアス」である。「地震が起きても津波は来ない」と思いこんでのんびりしていた人が多い。

2014（平成 26）年 8 月、1945（昭和 20）年以來 69 年ぶりにデング熱（デングウイルス感染症）の感染例が発見された。代々木公園が感染場所と考えられ、新宿中央公園でも感染したと見られる患者が確認された。その後、上野公園や隅田公園、中目黒公園、外濠公園でも患者が発生し、患者数が 150 人以上になった。

デング熱は 4 種類の型のウイルスがあり、感染して免疫ができた人が、別の型のデング熱に感染すると、免疫が暴走して重症化する危険性もある。また、温暖化によってヒトスジシマカの生息域が北上しているため、日本各地でデング熱の国内感染が発生する可能性が十分にある。しかし、2014 年以降、日本でデング熱の流行がないため、「デング熱の流行は起きないだろう」という「正常性バイアス」がかかっているだろうか。

2005（平成 17）年に愛知県で開催された 2005 年日本国際博覧会（愛知万博／愛・地球博）に向けた準備が進む中、2001（平成 13）年に明石花火大会歩道橋事故が発生した。そのため、愛知万博の事務局は安全対策を十分に検討し、事件や事故、トラブルが発生しないように努力した。

常に緊張感を持ち、公園以外での事件や事故、トラブルの事例も含め、リスクマネジメントについて研究することで、安心して利用できる公園管理を心掛けてほしい。

## VI. 資料

## 一般社団法人 日本公園緑地協会 研究顧問名簿

平成29年5月現在

氏 名	役 職 名
浅野 房 世	東京農業大学農学部教授
池 邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
石 川 幹 子	中央大学理工学部教授
勝 野 武 彦	日本大学名誉教授
金 子 忠 一	東京農業大学地域環境科学部教授
亀 山 章	東京農工大学名誉教授
熊 谷 洋 一	東京大学名誉教授
小 澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
越 澤 明	北海道大学名誉教授・(一財)住宅生産振興財団顧問
後 藤 春 彦	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授
佐 藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授
島 田 正 文	日本大学生物資源科学部特任教授
下 村 彰 男	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
高 梨 雅 明	東京農業大学地域環境科学部客員教授
高 良 倉 吉	琉球大学名誉教授
田 代 順 孝	千葉大学名誉教授
中 瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長・兵庫県立大学名誉教授
西 谷 剛	元 國學院大學法科大学院教授
根 本 敏 則	敬愛大学経済学部経済学科教授
平 田 富士男	兵庫県立大学大学院教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学部教授
増 田 昇	大阪府立大学名誉教授
宮 地 克 昌	跡見学園女子大学非常勤講師
森 本 幸 裕	京都学園大学バイオ環境学部教授
師 岡 文 男	上智大学文学部教授・(公財)日本レクリエーション協会理事
横 張 真	東京大学大学院工学系研究科教授

(五十音順 敬称略)

平成 28 年度 公園緑地研究所調査研究報告  
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2016

---

平成 29 年 5 月 24 日 初版発行

編集・発行 一般社団法人 日本公園緑地協会 公園緑地研究所  
〒101-0032

東京都千代田区岩本町3-9-13

岩本町寿共同ビル

電話 03-5833-8552

FAX 03-5833-8553